

令和5年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の  
検証に係る情報収集に関する調査研究  
報告書

令和6（2024）年3月

有限責任監査法人トーマツ

## 目次

第1章 事業要旨.....	1
第2章 事業概要.....	2
1. 事業の背景と目的.....	2
2. 事業の内容.....	2
第3章 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等検証報告書に係る文献調査.....	6
1. 調査目的.....	6
2. 調査方法.....	6
3. 調査期間.....	6
4. 調査結果.....	6
第4章 児童相談所設置主体へのアンケート調査.....	8
1. 調査目的.....	8
2. 調査対象.....	8
3. 調査期間.....	8
4. 調査項目.....	8
5. 調査方法.....	10
6. 調査結果.....	10
第5章 児童相談所設置主体へのヒアリング調査.....	46
1. 調査目的.....	46
2. 調査対象.....	46
3. 調査項目.....	47
4. 調査方法.....	49
5. 調査結果.....	49
第6章 総合考察～地方公共団体が検証を行う際に円滑な情報収集を行うためのポイント～ ....	70
1. 検証組織について.....	70
(1) 検証を行う組織体制.....	70
(2) 検証委員会の構成員.....	71
(3) 検証組織にかかる課題.....	71
2. 検証対象と検証のタイミング.....	72
(1) 検証の対象.....	72
(2) 検証を行うタイミング.....	72
(3) 検証対象と検証のタイミングにかかる課題.....	73
3. 情報収集.....	73
(1) 情報収集の流れ.....	73
(2) 情報収集の方法.....	74
(3) 情報収集の対象.....	79

(4) 情報収集に課題があるケースについて .....	84
4. 検証報告書の公表と活用 .....	87
(1) 検証報告書の公表 .....	87
(2) 検証報告書の活用 .....	88
5. 今後の検討や整理が望まれる事項 .....	88
成果物の公表について .....	90
資料編 .....	91
1. 児童相談所設置主体へのアンケート調査票	
2. 児童相談所設置主体へのアンケート調査集計表	
3. 児童相談所設置主体へのヒアリング調査記録(概要版ならびに詳細版)	

## 第1章 事業要旨

本事業は、地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証をより一層推進させることを目指し、検証に係る情報収集を行うにあたり障壁となる事項等の現状を把握することやその障壁を解消するための工夫等を収集・分析し、検討して取りまとめたものである。

本事業においては、①検討委員会の設置・開催、②地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に関する文献調査、③児童相談所設置主体へのアンケート調査、④児童相談所設置主体へのヒアリング調査、⑤報告書の作成、といった5つの活動を行った。

児童相談所設置主体へのアンケート調査では、児童虐待による死亡事例等検証において用いる情報収集の方法や情報収集にかかる連携体制等について現状を把握して課題を整理するため、児童相談所を設置する自治体の担当課を対象に調査を実施し、67件の回答を得た。また、児童相談所設置主体へのヒアリング調査では、アンケート調査では確認しきれない詳細を聴取するため、アンケート調査の結果を踏まえ選定した5自治体からの協力を得て調査を実施した。

上記アンケート調査及びヒアリング調査から、地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集について把握した課題や取組例を紹介しながら、円滑な情報収集を行うためのポイントを考察した。考察においては、検証を行う地域の実情や対象となるケースの内容・状況に応じて参考になるよう留意し、それぞれの地域での取組例についてバリエーションをもって示し、多様な角度から取りまとめた。なお、「地方公共団体が検証を行う際に円滑な情報収集を行うためのポイント」集となる要素を含めた。

## 第2章 事業概要

### 1. 事業の背景と目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条5項に定められているように、児童虐待によって心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証は国及び地方公共団体の責務とされている。

特に地方公共団体において検証に必要な情報については、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会における検証（令和5年度からは、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会の下に同専門委員会を設置）において、第1次報告以降、地方公共団体における死亡事例等の検証の実施を推進させるための様々な提言がなされた。また、平成29年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）として「地方公共団体が行う子ども虐待事例の効果的な検証に関する研究」（研究代表者 奥山真紀子）が行われ、『都道府県・指定都市・特別区 児童相談所設置自治体 子ども虐待重大事例検証の手引き』が策定されている。さらに、国からは「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」<sup>1</sup>といった通知が発出される等して、推進に向けての国全体としての取組もなされてきた。それらの中で、検証に必要な情報については、行政機関、医療機関や警察など当該事例に関与する機関から幅広く収集・把握しより精緻な検証を行う重要性や必要性が示されている。

一方で、関係機関からの情報提供については、児童福祉法第8条5項の規定などにより情報提供を求めることができることとされているものの、収集が制限等され難航したり、収集できる情報の範囲やその手法がわからずに収集を躊躇ったりする現状がある。

そこで、本事業では、地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証をより一層推進させることを目指し、まずは検証に係る情報収集を行うにあたり障壁となる事項等の現状を把握する。そして、その障壁を解消するための工夫等をポイントとしてとりまとめる。

### 2. 事業の内容

本事業においては、①検討委員会の設置・開催、②地方公共団体における児童虐待による死亡事例等検証報告書に係る文献調査、③児童相談所設置主体へのアンケート調査、④児童相談所設置主体へのヒアリング調査、⑤報告書の作成、といった5つの活動を行った。以下に順を追って説明する。

---

<sup>1</sup> [https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/932c5098/20230401\\_policies\\_jidouguyakutai\\_hourei-tsuuchi\\_149.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/932c5098/20230401_policies_jidouguyakutai_hourei-tsuuchi_149.pdf)（2024年3月25日最終アクセス）

## ①検討委員会の設置・開催

本事業では、調査内容の検討及び調査結果の分析を行い、検証に必要な情報の収集に関する実態の把握を通して、地方公共団体が検証を行う際に円滑な情報収集を行う一助となるような関係機関との連携や情報の求め方についてのポイントを取りまとめる。そのために、児童福祉分野や、他分野の学識者等からなる有識者、計7名で構成する検討委員会を設置し、会議を計3回実施した。

会議では、アンケート調査やヒアリング調査計画（実施方法や対象、調査項目等）の検討、結果に関する議論、ポイント集や報告書のとりまとめに関する議論等を行った。以下に検討委員会の委員名簿を掲載する。

図表 1 委員名簿（敬称略、区分ごとに五十音順）

	氏名	所属等
委員長	鈴木 秀洋	日本大学 危機管理学部 教授
委員	井上 登生	医療法人井上小児科医院 名誉理事長
	岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所 弁護士
	小森 和光	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 主幹
	才村 純	東京通信大学 名誉教授
	増井 敦	京都産業大学法学部 准教授
	増沢 高	子どもの虹情報研修センター 副センター長
【オブザーバー】 こども家庭庁支援局虐待防止対策課		
【事務局】 有限責任監査法人トーマツ		

検討委員会の開催概要を以下に示す。

図表 2 検討委員会の開催概要

第1回検討委員会

○日時：2023年10月31日(火) 17:00～19:00 (オンライン会議形式)

○議題：

- ・委員紹介
- ・当事業について
- ・文献調査の結果について
- ・アンケート調査の計画について
- ・次回会議の日程・議事について

第2回検討委員会

○日時：2023年12月20日(水) 19:00～21:00 (オンライン会議形式)

○議題：

- ・アンケート調査の結果について
- ・ヒアリング調査の計画について
- ・次回会議の日程・議事について

第3回検討委員会

○日時：2024年3月8日(金) 18:30～20:30 (オンライン会議形式)

○議題：

- ・ヒアリング調査の結果について
- ・アンケート調査集計結果(最終)とアンケート調査回答の照会結果について
- ・報告書の内容案について
- ・今後の流れについて

②地方公共団体における児童虐待による死亡事例等検証報告書に係る文献調査

本事業において、特にアンケート調査項目の検討に際して参考にする情報を得るため、既に公表されている地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証結果報告書に関する情報を収集し整理した。詳細については、「第3章 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等検証報告書に係る文献調査」を参照されたい。

③児童相談所設置主体へのアンケート調査

②文献調査を踏まえ、児童虐待による死亡事例等検証において用いる情報収集の方法や情報収集にかかる連携体制等について現状を把握するため、児童相談所設置自治体へのアンケート調査による情報収集を実施した。詳細については、「第4章 児童相談所設置主体へのアンケート調査」を参照されたい。

#### ④児童相談所設置主体へのヒアリング調査

②文献調査及び③児童相談所設置主体へのアンケート調査の結果を踏まえ、アンケート調査では確認しきれない詳細を確認するため、児童相談所設置主体へのヒアリング調査を実施した。詳細については、「第5章 児童相談所設置主体へのヒアリング調査」を参照されたい。

#### ⑤報告書の作成

本事業における各種調査の結果を踏まえて本報告書を作成し、検討委員会での内容検討と最終協議を経て最終化し、公開した。なお、報告書の総合考察に、「地方公共団体が検証を行う際に円滑な情報収集を行うためのポイント」集を含めた。詳細については、「第6章 総合考察～地方公共団体が検証を行う際に円滑な情報収集を行うためのポイント～」を参照されたい。

## 第3章 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等検証報告書に係る文献調査

### 1. 調査目的

本事業において、特にアンケート調査項目の検討において参考にする情報を得るため、既に公表されている地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証結果報告書に関する情報を収集し、整理した。

### 2. 調査方法

インターネットを用いて情報収集を行った。具体的な手順としては、子どもの虹情報研修センターのホームページ<sup>2</sup>においてとりまとめられている「地方自治体報告書」のうち、「2020年度」及び「2019年度」に公開された報告書25報を取り上げ、報告書の内容から死亡事例等検証における情報収集や実施体制等に関連する情報を収集し、整理した。

### 3. 調査期間

文献調査は2023年9月中旬～10月上旬にかけて実施した。

### 4. 調査結果

収集した25報の報告書から、下記の項目に関する情報を取り上げ、整理した。

- 発行元
- タイトル
- 会議の名称
- 問い合わせ先（検証組織の事務局）
- 委員（人数、専門分野、氏名、役職）
- 検証方法と流れ
- 1報告あたりの会議の実施回数
- 会議開催年月
- 各会議の議事
- 報告書内での検証事例数

---

<sup>2</sup> <http://ns.crc-japan.net/contents/verification/index.html>（2024年3月25日最終アクセス）

- 死亡事例以外の重大事例を扱っているか
- 検証対象事例の発生年月(死亡時)
- 検証対象事例と関りのあった関係機関一覧
- (上記関係機関のうち、)ヒアリング先として選定されている機関

整理した情報を参考にして、次に行う「児童相談所設置主体へのアンケート調査」において用いる調査票の内容を検討した。

## 第4章 児童相談所設置主体へのアンケート調査

### 1. 調査目的

児童虐待による死亡事例等検証において用いる情報収集の方法や情報収集にかかる連携体制等について現状を把握し課題を整理するため、児童相談所を設置する自治体へのアンケート調査による情報収集を実施した。

### 2. 調査対象

児童相談所を設置する78自治体（令和5年11月現在）の担当課に対してアンケート調査への協力を依頼した。

### 3. 調査期間

アンケート調査は、2023年11月10日（金）～12月6日（水）に実施した。ただし、締め切りを過ぎて回答があった分も集計に含めた。

### 4. 調査項目

調査項目を以下にまとめる（図表3、4）。なお、本事業においては児童虐待による死亡事例等の検証全般について尋ねるための「共通票」に加え、過去10年間において検証を行った事例のうち、直近の最大5件までについて尋ねるための「個票」を用意した。

図表3 「共通票」アンケート調査項目

< I >	地方公共団体について
質問1	地方公共団体の区分
質問2	地方公共団体における児童相談所設置数
質問3	児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織の設置有無
質問4	児童虐待による死亡事例等の検証を行うタイミング
質問5	児童虐待による死亡事例等の検証をそのタイミングで行う理由
質問6	児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織の設置場所
質問7	児童虐待による死亡事例等の事務局を担う担当部署
質問7-1	事務局の対応体制
質問7-2	事務局の構成員の人数
質問7-3	事務局の主担当（構成員の中での実働担当者）
質問8	児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織の運営規則や要綱の有無
質問9	児童虐待による死亡事例等の検証の対象となる事例についての基準の有無

質問 10	児童虐待による死亡事例等の検証の対象となる事例はどのようなものか
質問 10-1	検証の対象となる事例の範囲
< II >	地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について
質問 11	これまでの児童虐待による死亡事例等の検証経験の有無
質問 12	過去 10 年間ににおける児童虐待による死亡事例等の検証数
質問 13	(質問 11 で検証を行っていないと回答した場合) 検証を行っていない理由 (質問 11 で「2. 行っていない」又は質問 12 で「0 件」と回答した場合は < IV >に進み、質問 11 で「1. 行った(行っている)」且つ質問 12 で1 件以上と回答した 場合は個票を経由した後に< III >へ進むよう指示した)
< III >	地方公共団体において行った児童虐待による死亡事例等の検証(詳細)について
質問 22	児童虐待による死亡事例等の検証において、記録等を集めたり参照したりすること による情報収集の難しさや工夫
質問 23	児童虐待による死亡事例等の検証において、ヒアリングによる情報収集の難しさや 工夫
質問 24	児童虐待による死亡事例等の検証において、裁判の傍聴による情報収集の難しさや 工夫
質問 25	児童虐待による死亡事例等の検証において、ケース移管がなされた事例における情 報収集の難しさや工夫
質問 26	児童虐待による死亡事例等の検証において、転居事例における情報収集の難しさや 工夫
質問 27	児童相談所など主たる関係機関が関与していない事例の検証における情報収集の難 しさや工夫
質問 28	広く、児童虐待による死亡事例等の検証に関する工夫
< IV >	児童虐待による死亡事例等の検証に関する工夫と課題
質問 29	地方自治体が転居元となる場合、児童虐待による死亡事例等の検証のために情報提 供を求められた際に過去何年まで情報提供が可能か
質問 30	地方自治体が転居元となる場合、児童虐待による死亡事例等の検証のために情報提 供を求められた際の情報提供の難しさや工夫
質問 31	広く、児童虐待による死亡事例等の検証に関する課題
< V >	インタビュー調査への協力可否
質問 32	インタビュー調査への協力可否
質問 33	アンケート調査回答の照会先

図表 4 「個票」アンケート調査項目

< 1 >	検証事例
質問 14	児童虐待による死亡事例等の検証の対象となった事案が発生した年と検証を開始し た年
質問 15	児童虐待による死亡事例等の検証の対象となった事例の種類
質問 16	検証を実施したタイミング
質問 17	児童虐待による死亡事例等の検証を上記のタイミングで実施した理由

質問 18 検証委員会の構成員の職種や専門領域
質問 18-1 検証委員会の構成員の人数
質問 18-2 検証委員会の構成員を選任する基準として気を付けていること
質問 19 検証報告書の公表の有無
質問 19-1 検証報告書の公表に当たってのプライバシーに関連する事項の取り扱い
質問 19-2 公表用の検証報告書を分けて作成している場合の具体的な内容
質問 20 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等 (①)、情報収集の方法 (②)、情報収集を行った場合に情報収集の依頼方法 (③)、ヒアリングを行った場合にヒアリングの実施者 (④)、ヒアリングを行った場合にヒアリングの実施場所 (⑤)、情報を得た場合に情報の得やすさ (⑥) について
質問 20-1 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあったものの情報収集を行わなかった (情報の提供を求めることはしなかった) 理由
質問 20-2 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあり、情報の提供を求めたが得られなかった理由
質問 20-3 情報が得にくかった理由
質問 21 検証にあたり活用することが考えられる主な情報について、関係機関等に対して情報の提供を求めたか (①)、情報の提供を求めたものについて実際に情報を得たかどうか (②)、情報を得た場合には情報の得やすさについて (③)
質問 21-1 情報の提供を求めなかった理由
質問 21-2 情報の提供を求めたが得られなかった理由
質問 21-3 情報が得にくかった理由

## 5. 調査方法

メールによるアンケート調査を実施した。具体的には、こども家庭庁担当課から、調査の対象となる地方公共団体の担当者に対して、電子媒体 (Microsoft Excel) で作成した調査票を送付した。受け取った地方公共団体の担当者には、調査票に回答を入力した上で、当法人宛のメールに添付して送付することを求めた。

## 6. 調査結果

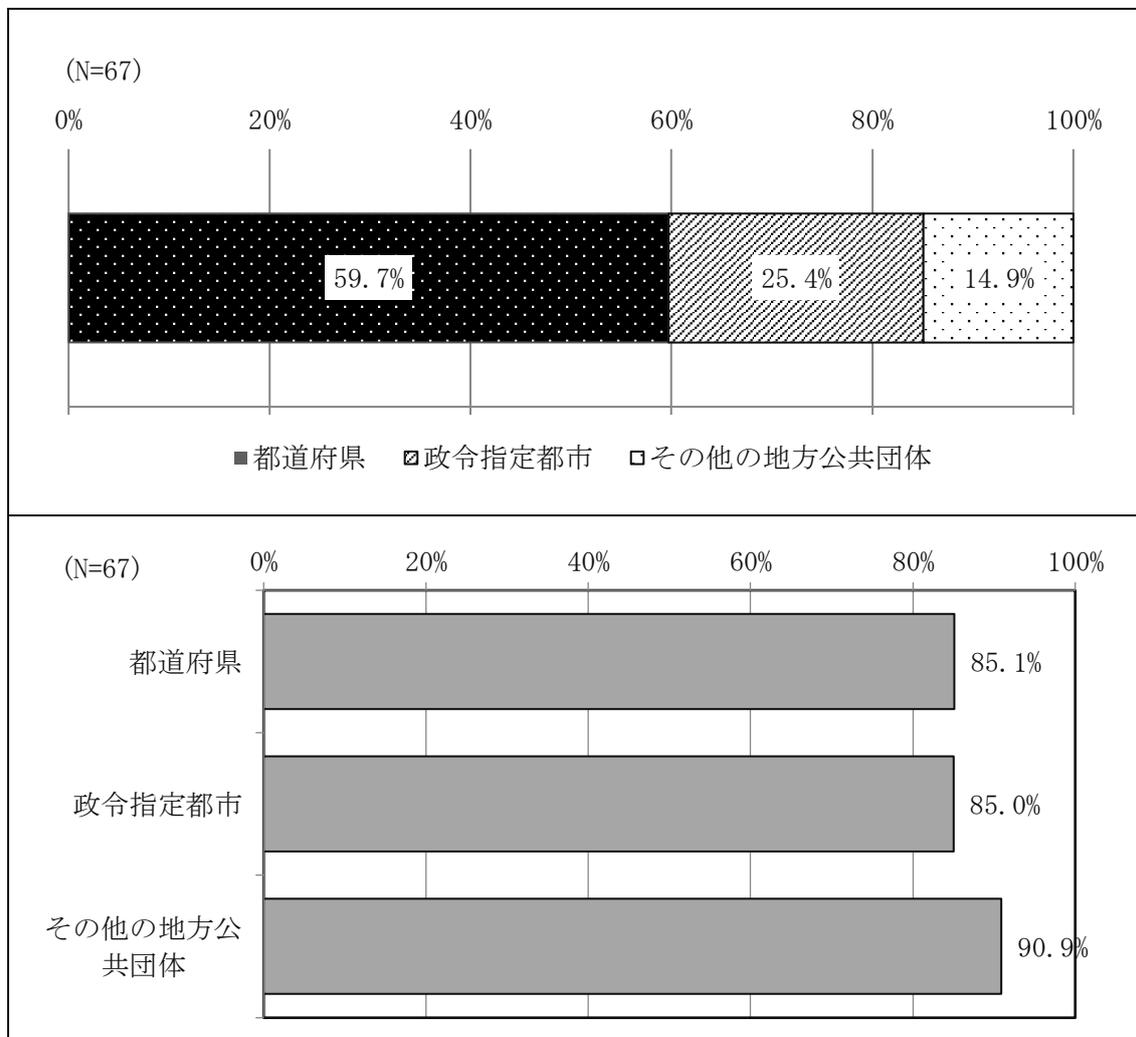
以下、アンケート調査項目ごとに集計・整理結果を説明する。なお、自由記述式の回答を紹介する際には、都道府県名といった固有の名称は削除した上で、適宜要約し、重複する内容は一つにまとめるなどして提示した。

### 1) 地方公共団体の区分 (質問 1)

地方公共団体の区分に関して、「都道府県」からの回答が最も多く 40 件 (59.7%)、次いで「政令指定都市」が 17 件 (25.4%)、「その他の地方公共団体」が 10 件 (14.9%) であった。なお、区分を個別に見ていくと、「都道府県」は 85.1%より回答があり、「政令指定都

市」は85.0%より回答があり、「その他の地方公共団体」は90.9%より回答があった（図表5）。

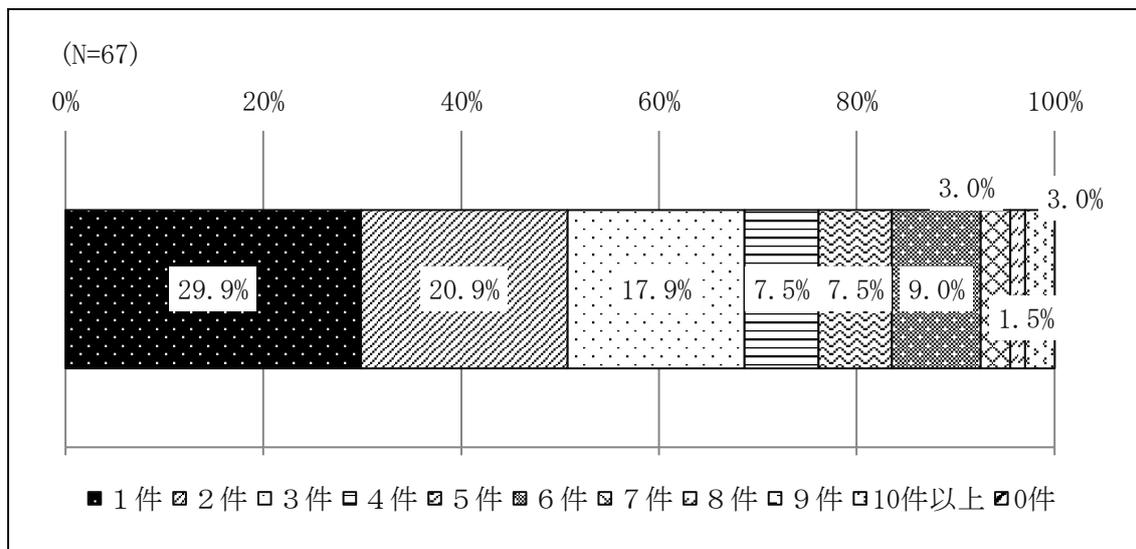
図表 5 地方公共団体の区分（質問 1）



2) 地方公共団体における児童相談所設置数（質問 2）

地方公共団体における児童相談所設置数について、「1件」が最も多く20件（29.9%）、次いで「2件」が14件（20.9%）、「3件」が12件（17.9%）、「6件」が6件（9.0%）、「4件」及び「5件」が5件（7.5%）、「7件」及び「10件以上」が2件（3.0%）、「8件」が1件（1.5%）であった（図表6）。

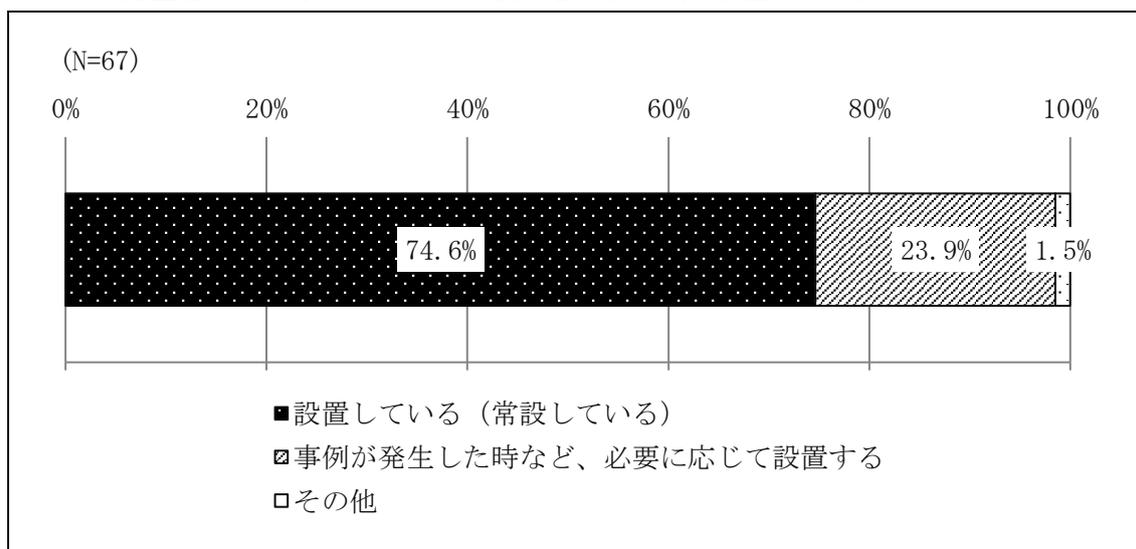
図表 6 地方公共団体における児童相談所設置数（質問 2）



3) 児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織の設置有無（質問 3）

児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織について、「設置している（常設している）」と回答した自治体が 50 件（74.6%）、「事例が発生した時など、必要に応じて設置する」と回答した自治体が 16 件（23.9%）、「その他」と回答した自治体が 1 件（1.5%）であった（図表 7）。

図表 7 児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織の設置有無（質問 3）



また、その他として、地方社会福祉審議会の下部組織の中で検証を実施しているとの回答があった。

#### 4) 児童虐待による死亡事例等の検証を行うタイミング（質問 4）

児童虐待による死亡事例等の検証を行うタイミングを尋ねた。その回答内容についてコーディング<sup>3</sup>して整理した結果、【事例発生後可能な限り早急に】、【公判が開かれるタイミング】、【公判終了後】、【検証部会による検証要否検討の上で要検証と判断されたタイミング】、【検証会議の開催に必要な情報収集を終えたタイミング】、【事例毎に検討】、【事例発生から一定期間が経過してから】、【次年度に検証】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

#### 5) 児童虐待による死亡事例等の検証をそのタイミングで行う理由（質問 5）

児童虐待による死亡事例等の検証をそのタイミングで行う理由を尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【関係機関との連携】、【検証を実施する人員不足・作業の負担】、【情報収集が困難】、【記録・時系列の整理】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

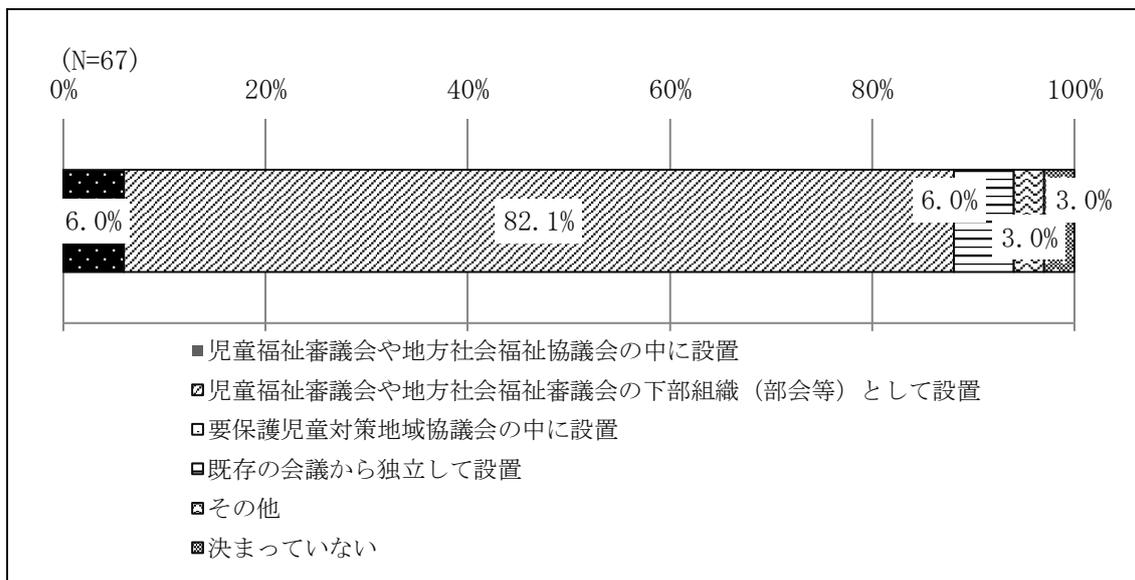
#### 6) 児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織の設置場所（質問 6）

検証を行う組織について尋ねた。その結果、「児童福祉審議会や地方社会福祉審議会の下部組織（部会等）として設置」している自治体が最多で 55 件（82.1%）、「児童福祉審議会や地方社会福祉協議会の中に設置」及び「既存の会議から独立して設置」している自治体が 4 件（6.0%）、そして「その他」及び「決まっていない」自治体が 2 件（3.0%）であった（図表 8）。

---

<sup>3</sup> コーディングは次の手順で行った：①1 人目の作業者が分類を試行してカテゴリーを設定したのち、1 つ 1 つの記述内容を見直し、該当するカテゴリーに分類した（該当するカテゴリーは必ずしも一つではなく、当てはまるものはすべてに分類することとした）。②2 人目の作業者が、1 人目の作業者の分類を点検し、分類の一致しない回答をチェックした。③1 人目の作業者と 2 人目の作業者が、分類の一致しない回答について話し合い、分類を確定させた。

図表 8 児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織の設置場所（質問 6）

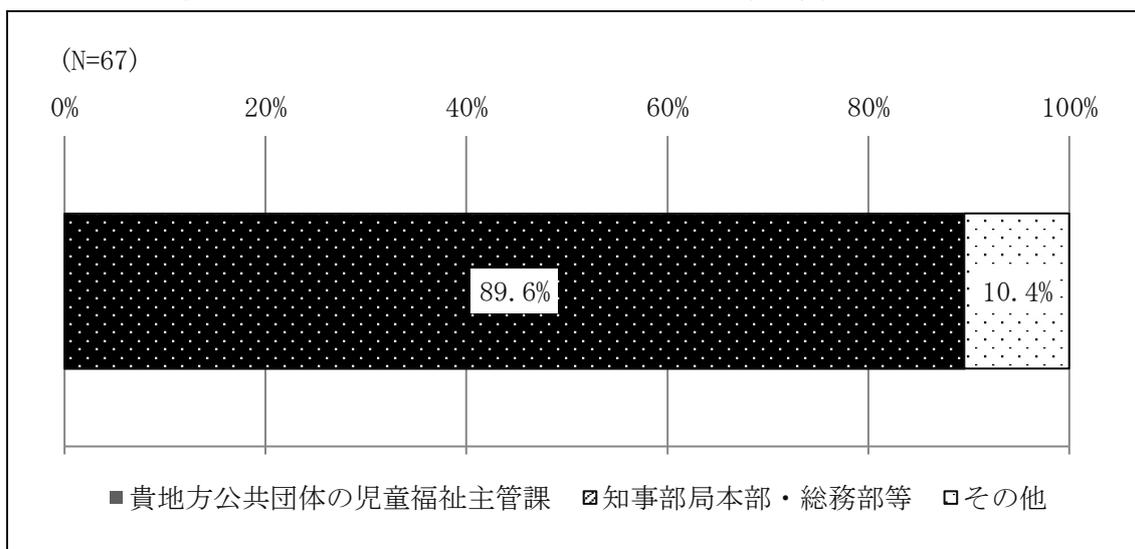


また、その他として、児童虐待防止委員会を設置、子ども・子育て支援法に基づき、合議制の機関として部会を設置といった回答があった。

7) 児童虐待による死亡事例等の事務局を担う担当部署（質問 7）

児童虐待による死亡事例等の事務局を担う担当部署について尋ねた。その結果、「貴地方公共団体の児童福祉主管課」が最も多く 60 件（89.6%）、次いで「その他」が 7 件（10.4%）であった（図表 9）。

図表 9 児童虐待による死亡事例等の事務局を担う担当部署（質問 7）



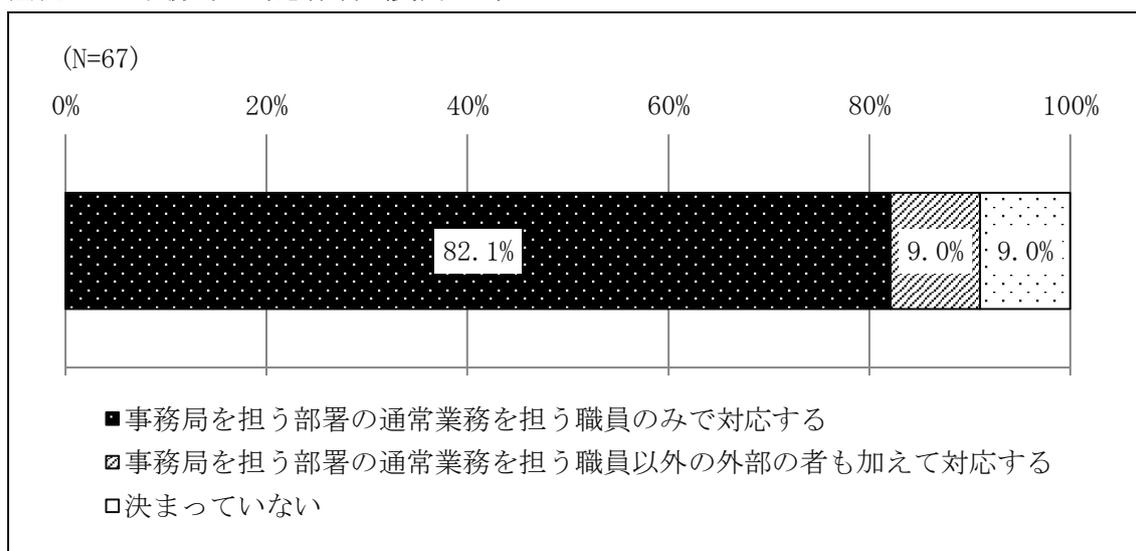
また、その他として、以下の事項が挙げられた。

- ・ 児童相談所及び児童家庭相談主管課
- ・ 児童福祉審議会の当該検証組織（部会）主管課
- ・ 児童相談所
- ・ 検証組織事務局は児童相談所、検証のための調査等実施担当事務局は児童福祉主管課
- ・ 児童虐待対策担当課

#### 8) 事務局の対応体制（質問 7-1）

事務局の対応体制について、「事務局を担う部署の通常業務を担う職員のみで対応する」と回答した自治体が 55 件（82.1%）、次いで「事務局を担う部署の通常業務を担う職員以外の外部の者も加えて対応する」及び「決まっていない」が 6 件（9.0%）であった（図表 10）。

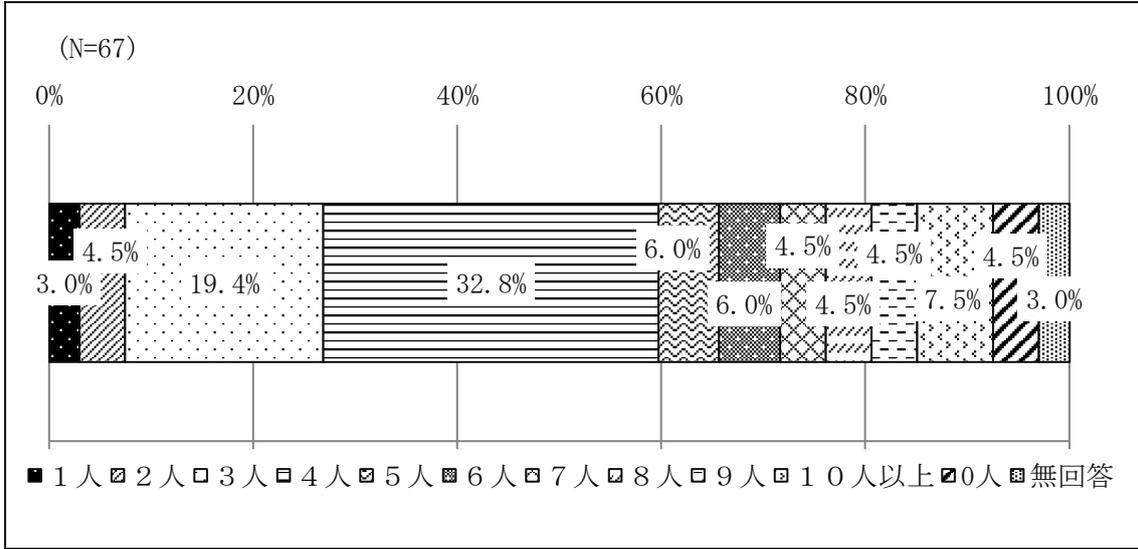
図表 10 事務局の対応体制（質問 7-1）



#### 9) 事務局の構成員の人数（質問 7-2）

事務局の構成員の人数について尋ねた。その結果、「4人」が最も多く 22 件（32.8%）、次いで「3人」が 13 件（19.4%）、「10人以上」が 5 件（7.5%）、「5人」及び「6人」が 4 件（6.0%）、「2人」「7人」「8人」「9人」及び「0人」が 3 件（4.5%）、「1人」及び「無回答」が 2 件であった（図表 11）。

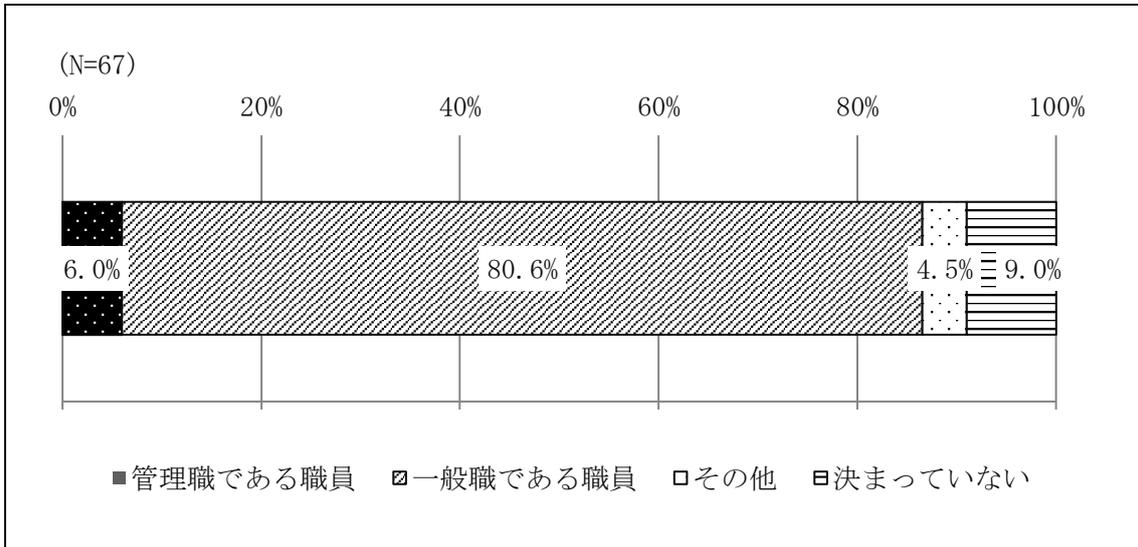
図表 11 事務局の構成員の人数（質問 7-2）



10) 事務局の主担当（構成員の中での実働担当者）（質問 7-3）

事務局の主担当（構成員の中での実働担当者）について、「一般職である職員」が最も多く 54 件（80.6%）、次いで「今っていない」が 6 件（9.0%）、「管理職である職員」が 4 件（6.0%）、「その他」が 3 件（4.5%）であった（図表 12）。

図表 12 事務局の主担当（構成員の中での実働担当者）（質問 7-3）



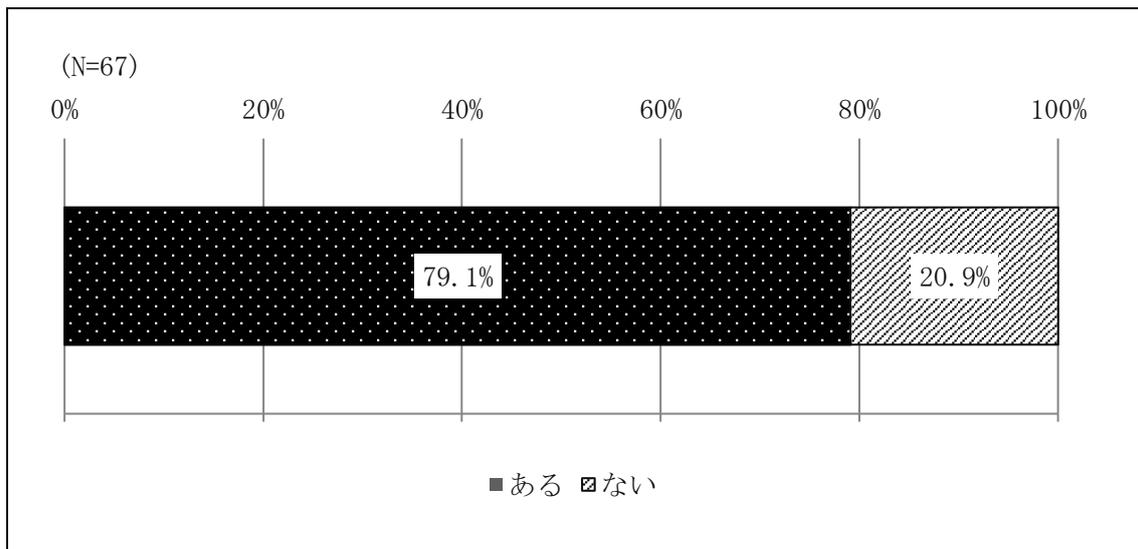
また、その他として、以下の事項が挙げられた。

- ・ 課長補佐、係長
- ・ 係長職及び一般職
- ・ 管理職である職員、一般職である職員両方で担当

11) 児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織の運営規則や要綱の有無（質問 8）

児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織の運営規則や要綱について、「ある」と回答した自治体が 53 件（79.1%）、「ない」と回答した自治体が 14 件（20.9%）であった（図表 13）。

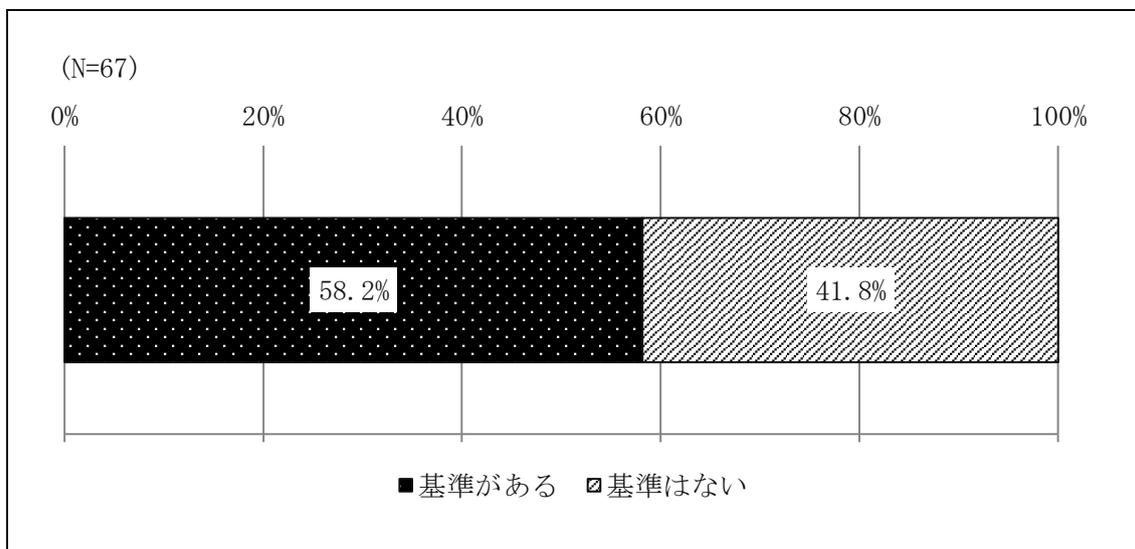
図表 13 児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織の運営規則や要綱の有無（質問 8）



12) 児童虐待による死亡事例等の検証の対象となる事例についての基準の有無（質問 9）

児童虐待による死亡事例等の検証の対象となる事例についての基準が「ある」と回答した自治体が 39 件（58.2%）、「ない」と回答した自治体が 28 件（41.8%）であった。（図表 14）。

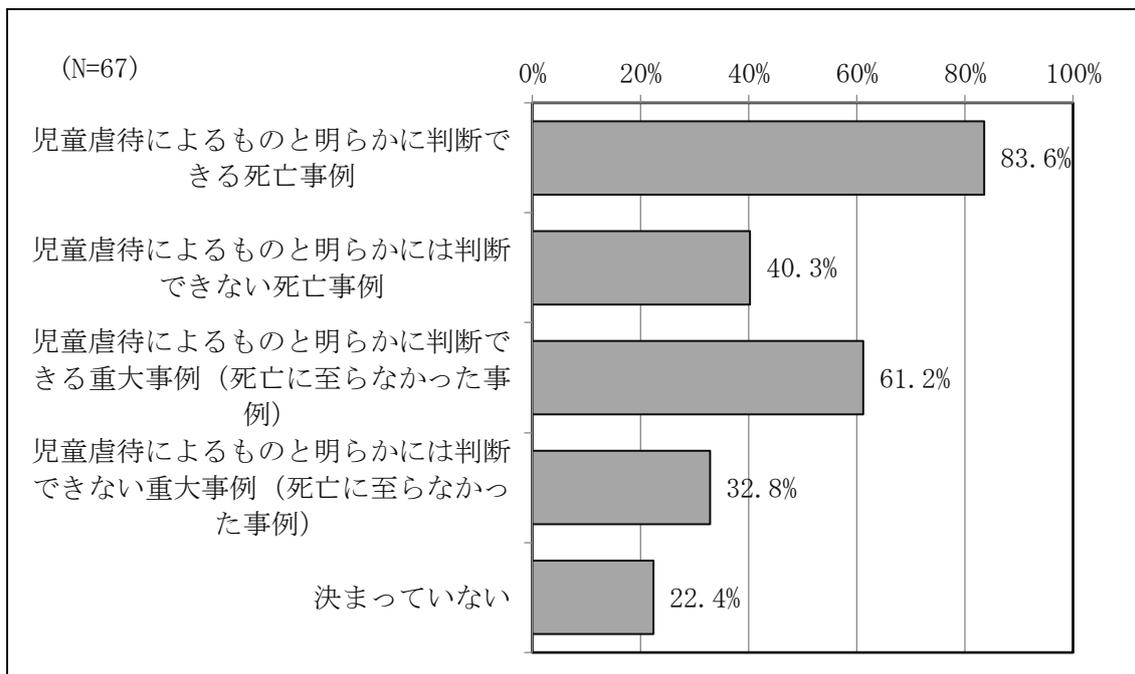
図表 14 児童虐待による死亡事例等の検証の対象となる事例についての基準の有無（質問 9）



13) 児童虐待による死亡事例等の検証の対象となる事例はどのようなものか（質問 10）

児童虐待による死亡事例等の検証の対象となる事例はどのようなものかについて尋ねた。その結果、「児童虐待によるものと明らかに判断できる死亡事例」が最も多く 56 件（83.6%）、次いで「児童虐待によるものと明らかに判断できる重大事例（死亡に至らなかった事例）」が 41 件（61.2%）、「児童虐待によるものと明らかに判断できない死亡事例」が 27 件（40.3%）、「児童虐待によるものと明らかに判断できない重大事例（死亡に至らなかった事例）」が 22 件（32.8%）、「決まっていない」が 15 件（22.4%）であった（図表 15）。

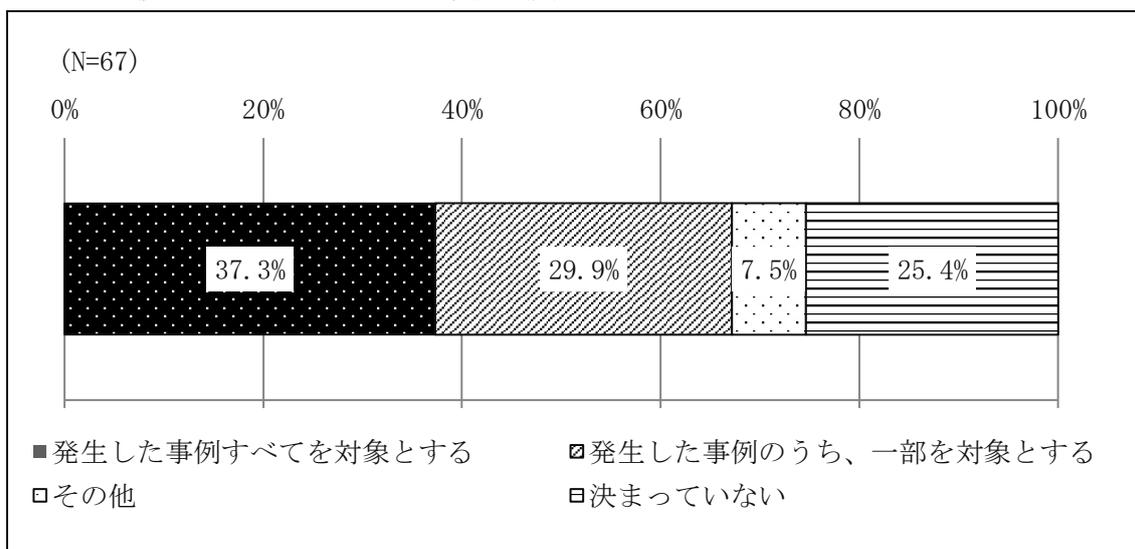
図表 15 児童虐待による死亡事例等の検証の対象となる事例はどのようなものか(質問 10)



14) 検証の対象となる事例の範囲 (質問 10-1)

検証の対象となる事例の範囲について、「発生した事例すべてを対象とする」自治体が 25 件 (37.3%)、次いで「発生した事例のうち、一部を対象とする」自治体が 20 件 (29.9%)、「決まっていない」自治体が 17 件 (25.4%)、「その他」の自治体が 5 件 (7.5%) であった (図表 16)。

図表 16 検証の対象となる事例の範囲 (質問 10-1)



また、対象となる一部について、以下の事項が挙げられた（図表 17）。

図表 17 検証の対象となる事例の範囲（対象となる一部）（質問 10-1）

- ・ 児童相談所や市町村が関わって支援していたケース
- ・ 児童虐待によるものと明らかに判断できる死亡事例については対象とするが、明らかに判断できない虐待死や重大事例については、事実確認や家庭状況等を踏まえ、検証可否を総合的に勘案し、判断する。
- ・ 関係機関の係属があった等で情報収集が可能な事例。
- ・ 児童虐待による可能性が「低」程度の死亡事例と、全ての重大事例については、検証組織が選定した事例（検証により再発防止に資する教訓が得られると考えられる事例等）について検証を実施する。
- ・ 心中以外の虐待死亡事例
- ・ 虐待により死亡した事例であって、県又は県内市町村の関与があった事例。死亡に至らない事例及び虐待による死亡と断定できない事例や、県又は県内市町村の関与がない事例のうち、検証が必要と判断される事例。
- ・ 県又は市町村が虐待として関与していた事例
- ・ 死亡事例のうち、明らかに虐待とは判断できなくとも、虐待の疑いがある事例については、部会での審議の上実施が適当とされるものは、検証を実施する。
- ・ （ア関与していた虐待による死亡事例（いわゆる「心中」も含む。）、（イ）関与していた死亡に至らない事例のうち、特に検証が必要と認められる事例、（ウ）関係機関の関与がない死亡事例及び重大事例のうち、特に検証が必要と認められる事例、（エ）関与していた死亡事例又は重大事例で、虐待によるものと断定できない事例のうち、特に検証が必要と認められる事例
- ・ 関係機関の関与がなく刑事事件化されなかった場合、有効な検証を行うための情報が十分得られないことから、実施しないことも想定される。
- ・ 報告書の公表を前提として検証を行うため、警察による報道提供や起訴・不起訴の状況、公判で得られた情報などを踏まえて、児童虐待によるものと明らかに判断できるか等について、検証部会に相談の上、対象とするかを決めている。
- ・ 1については全てを対象とする、2，4については継続支援中で内部検証から外部検証の必要があると認められたもののみ対象とする。3については保護者が殺人未遂罪、傷害罪、保護責任者遺棄致傷罪、保護責任者遺棄罪で起訴された事例のうち継続支援中のケースは対象事例とする。
- ・ 死亡事例等、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例（個別具体的に判断）
- ・ 死亡には至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例

※ アンケート調査回答から抜粋。回答者が特定されないよう一部変更した。

また、その他について、以下の事項が挙げられた（図表 18）。

図表 18 検証の対象となる事例の範囲（その他）（質問 10-1）

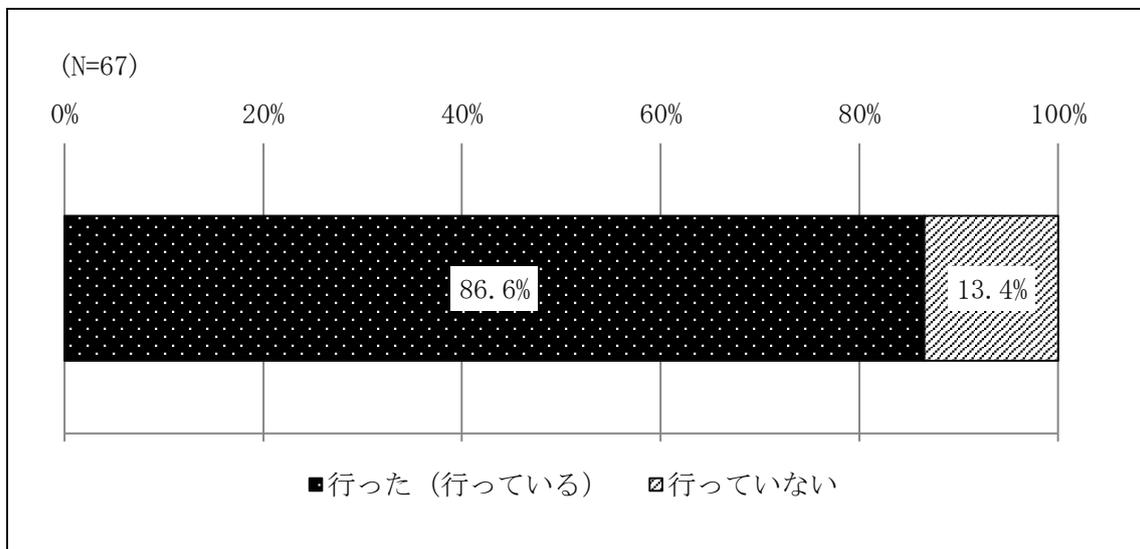
- ・ 捜査や公判状況、事例の内容、児童の状況等を総合的に考慮し、検証実施の要否を判断している。
- ・ 発生した事例のすべてを対象としているが、検証委員会に諮って決めている。
- ・ 児童相談所の関与があったどうか、市町村こども主管課のつながりがあったかどうかで検証の対象としている。
- ・ 都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例についても、あわせて対象としている。
- ・ 原則として発生した事例全てを対象とするが、児童虐待によるものと明らかに判断できない事例については、検証の対象とするかその都度検討している。

※ アンケート調査回答から抜粋。回答者が特定されないよう一部変更した。

15) これまでの児童虐待による死亡事例等の検証経験の有無（質問 11）

これまでの児童虐待による死亡事例等の検証経験について、「行った（行っている）」と回答した自治体が 58 件（86.6%）、「行っていない」と回答した自治体が 9 件（13.4%）であった（図表 19）。

図表 19 これまでの児童虐待による死亡事例等の検証経験の有無（質問 11）

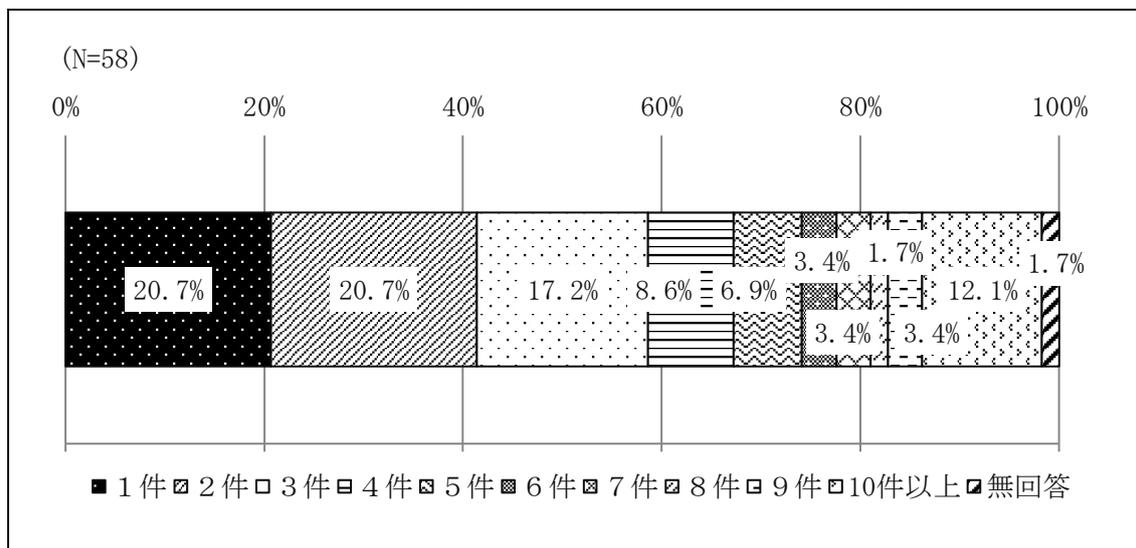


16) 過去 10 年間ににおける児童虐待による死亡事例等の検証数（質問 12）

質問 11 にて「行った（行っている）」と回答した自治体に対し、過去 10 年間ににおける児童虐待による死亡事例等の検証数について尋ねた。その結果、「1 件」及び「2 件」が

最も多く12件(20.7%)、次いで「3件」が10件(17.2%)、「10件以上」が7件(12.1%)、「4件」が5件(8.6%)、「5件」が4件(6.9%)、「6件」「7件」及び「9件」が2件(3.4%)、そして「8件」及び「無回答」が1件(1.7%)であった(図表20)。

図表 20 過去10年間における児童虐待による死亡事例等の検証数(質問12)



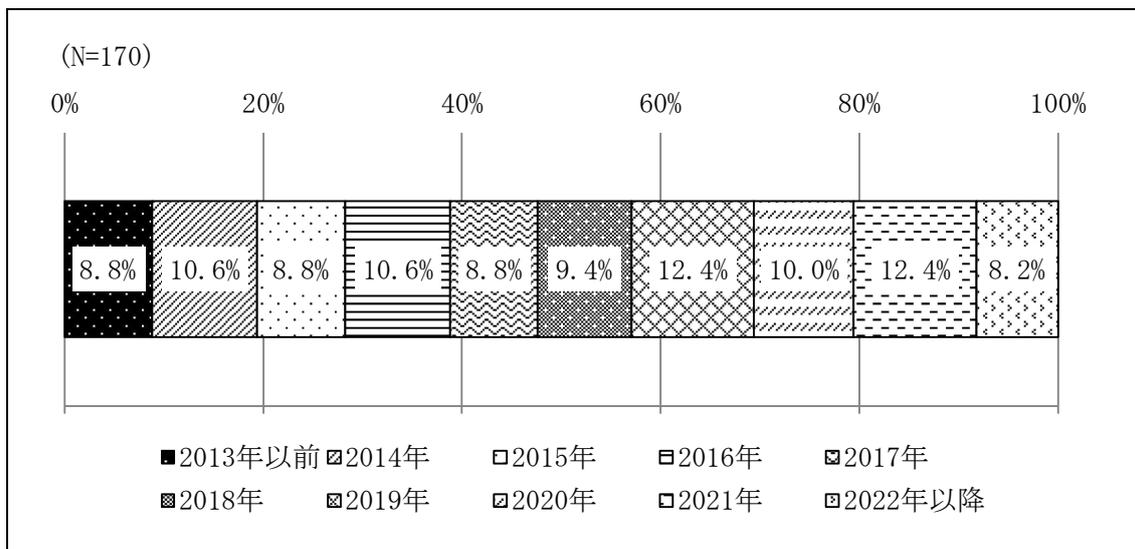
17) 検証を行っていない理由(質問13)

研修を行っていないことに対する理由を尋ねたところ、いずれも対象となる事例が発生していないという内容の回答であった。

18) 児童虐待による死亡事例等の検証の対象となった事案が発生した年と検証を開始した年(質問14)

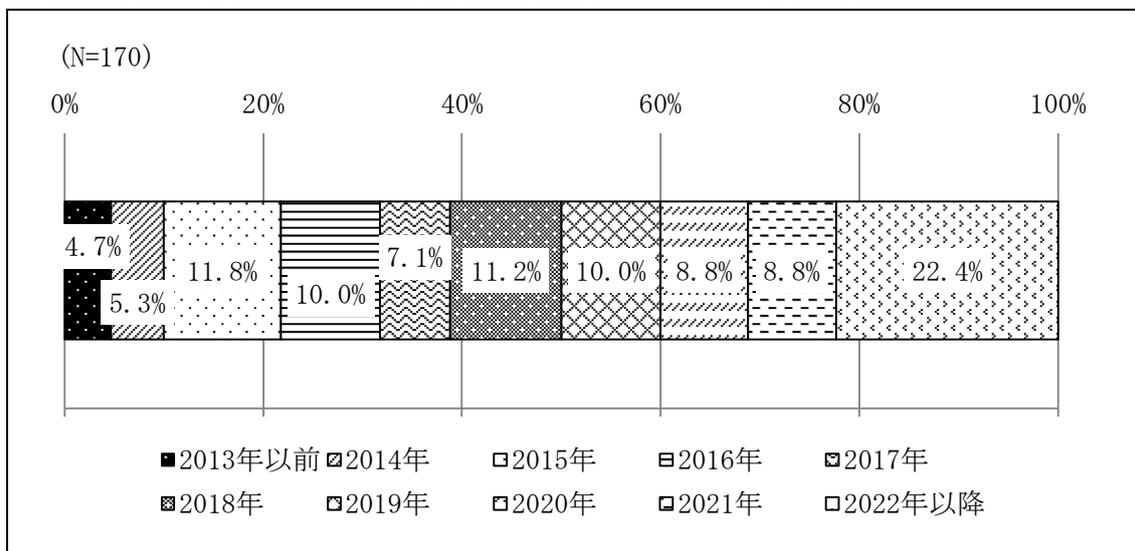
児童虐待による死亡事例等の検証の対象となった事案が発生した年に関して、最も多かったのが「2019年」及び「2021年」の21件(12.4%)、次いで「2014年」及び「2016年」の18件(10.6%)、「2020年」の17件(10.0%)、「2018年」の16件(9.4%)、「2013年以前」「2015年」及び「2017年」の15件(8.8%)、「2022年以降」の14件(8.2%)であった(図表21)。

図表 21 児童虐待による死亡事例等の検証の対象となった事案が発生した年（質問 14）



児童虐待による死亡事例等の検証を開始した年に関して、最も多かったのが「2022年以降」の38件（22.4%）、次いで「2015年」の20件（11.8%）、「2018年」の19件（11.2%）、「2016年」及び「2019年」の17件（10.0%）、「2020年」及び「2021年」の15件（8.8%）、「2017年」の12件（7.1%）、「2014年」の9件（5.3%）、「2013年以前」の8件（4.7%）であった（図表 22）。

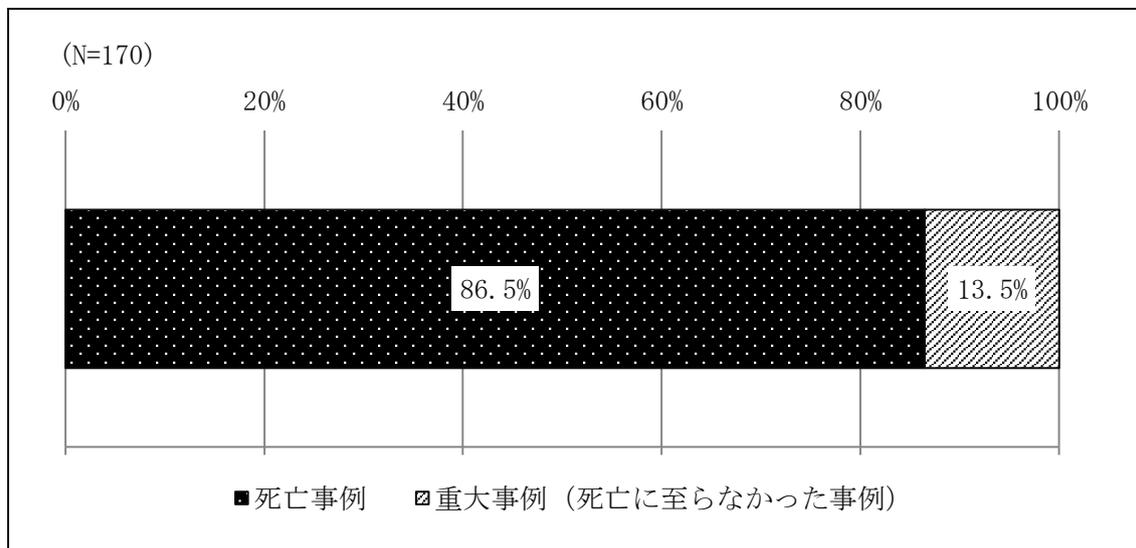
図表 22 児童虐待による死亡事例等の検証を開始した年（質問 14）



19) 児童虐待による死亡事例等の検証の対象となった事例の種類（質問 15）

児童虐待による死亡事例等の検証の対象となった事例の種類について、「死亡事例」が147件（86.5%）、「重大事例（死亡に至らなかった事例）」（13.5%）であった（図表23）。

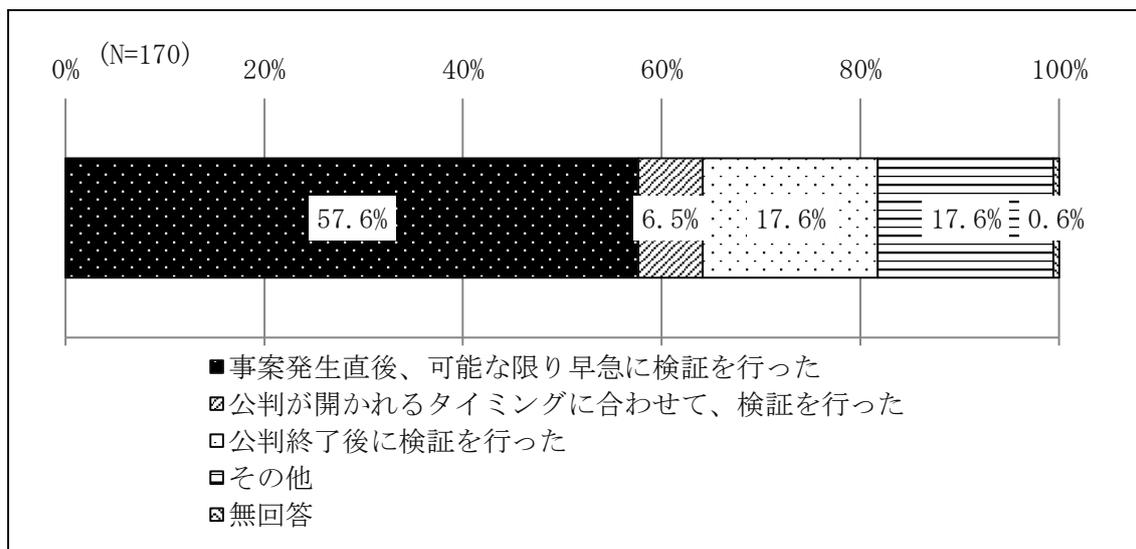
図表 23 児童虐待による死亡事例等の検証の対象となった事例の種類（質問 15）



20) 検証を実施したタイミング（質問 16）

検証を実施したタイミングについて尋ねた。その結果、「事案発生直後、可能な限り早急に検証を行った」事例が最も多く98件（57.6%）、次いで「公判終了後に検証を行った」及び「その他」事例が30件（17.6%）、「公判が開かれるタイミングに合わせて、検証を行った」事例が11件（6.5%）、「無回答」が1件（0.6%）であった（図表24）。

図表 24 検証を実施したタイミング（質問 16）



また、その他についてコーディングして整理した結果、【関係者が逮捕されたタイミング】、【関係者が起訴されたタイミング】、【他事例の対応終了後】、【同年度に発生した全事例について同時期に実施】、【事例発生の翌年度】、【児相や市町村等の関係機関による内部検証終了後】、【新型コロナウイルス感染症の状況】、【事実関係が一定程度整理できたタイミング】、【検証のための仕組みが構築できたタイミング】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

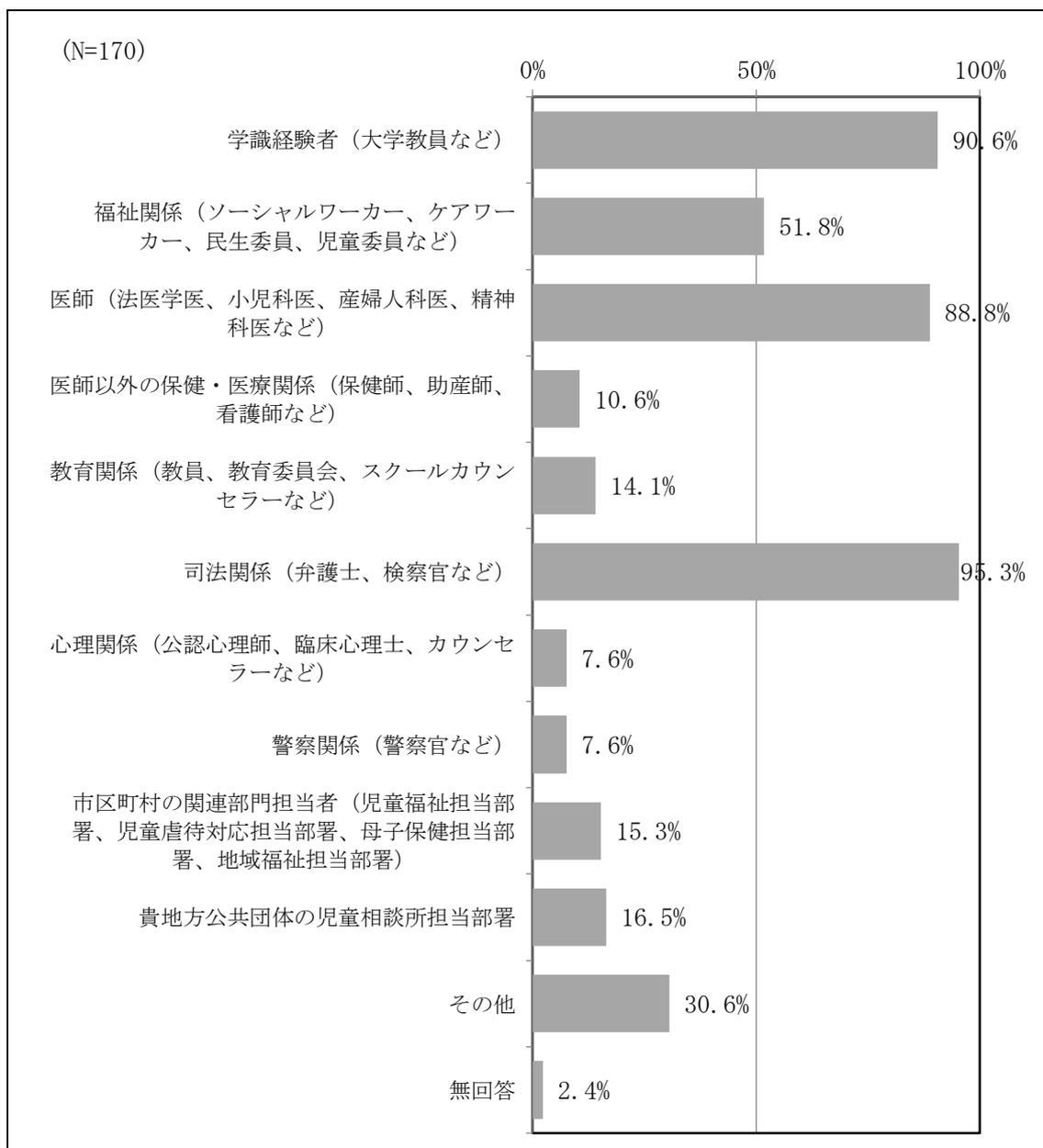
#### 21) 児童虐待による死亡事例等の検証を上記のタイミングで実施した理由（質問 17）

児童虐待による死亡事例等の検証を上記のタイミングで実施した理由について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【事実把握等、情報収集が必要であるため】、【明らかに虐待による死亡事例だったため】、【検証の可否を慎重に判断する必要があるため】、【公判終了後に検証するため】、【対外的な説明が必要だったため】、【事例発生から時間が経過すると担当者の異動等により情報収集が困難になるため】、【早期検証が必要であるため】、【検証に関する運用の見直しを行ったため】、【翌年度の検証部会で検証するため】、【他の事案の検証を優先したため】、【今後の相談業務に活用するため】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

#### 22) 検証委員会の構成員の職種や専門領域（質問 18）

検証委員会の構成員の職種や専門領域について尋ねた。その結果、「司法関係（弁護士、検察官など）」が最も多く 162 件（95.3%）、次いで「学識経験者（大学教員など）」が 154 件（90.6%）、「医師（法医学医、小児科医、産婦人科医、精神科医など）」が 151 件（88.8%）、「福祉関係（ソーシャルワーカー、ケアワーカー、民生委員、児童委員など）」が 88 件（51.8%）、「地方公共団体の児童相談所担当部署」が 28 件（16.5%）、「市区町村の関連部門担当者（児童福祉担当部署、児童虐待対応担当部署、母子保健担当部署、地域福祉担当部署）」が 26 件（15.3%）、「教育関係（教員、教育委員会、スクールカウンセラーなど）」が 24 件（14.1%）、「医師以外の保健・医療関係（保健師、助産師、看護師など）」が 18 件（10.6%）、「心理関係（公認心理師、臨床心理士、カウンセラーなど）」および「警察関係（警察官など）」が 13 件（7.6%）、「無回答」が 4 件（2.4%）であった（図表 25）。

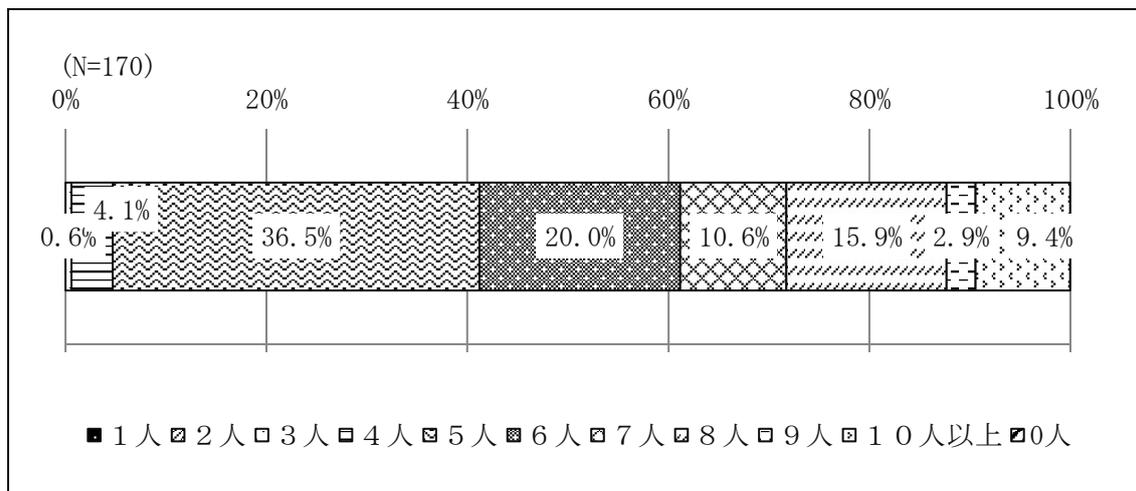
図表 25 検証委員会の構成員の職種や専門領域（質問 18）



23) 検証委員会の構成員の人数（質問 18-1）

検証委員会の構成員の人数について尋ねた。その結果、「5人」が最多で62件（36.5%）、次いで「6人」が34件（20.0%）、「8人」が27件（15.9%）、「7人」が18件（10.6%）、「10人以上」が16件（9.4%）、「4人」が7件（4.1%）、「9人」が5件（2.9%）、「3人」が1件（0.6%）であった（図表 26）。

図表 26 検証委員会の構成員の人数（質問 18-1）



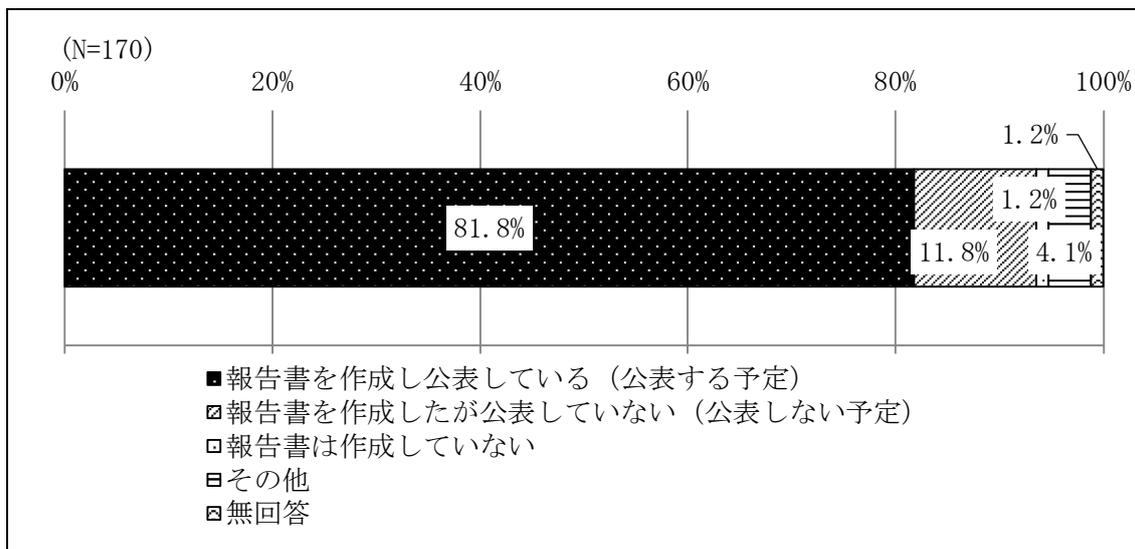
24) 検証委員会の構成員を選任する基準として気を付けていること（質問 18-2）

検証委員会の構成員を選任する基準として気を付けていることについて尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【内部検証】、【事例に関与していた関係機関職員の参画】、【児福法に規定された要件を満たす者】、【女性登用率】、【客観性の担保】、【多様な専門家の参画】、【社会福祉審議会児童福祉専門分科会の構成員を充てる】、【事例に関連のある分野に精通した有識者の参画】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

25) 検証報告書の公表有無（質問 19）

検証報告書の公表については、「報告書を作成し公表している（公表する予定）」事例が 139 件（81.8%）、「報告書を作成したが公表していない（公表しない予定）」事例が 20 件（11.8%）、「その他」が 7 件（4.1%）、「報告書は作成していない」及び「無回答」が 2 件（1.2%）であった（図表 27）。

図表 27 検証報告書の公表有無（質問 19）



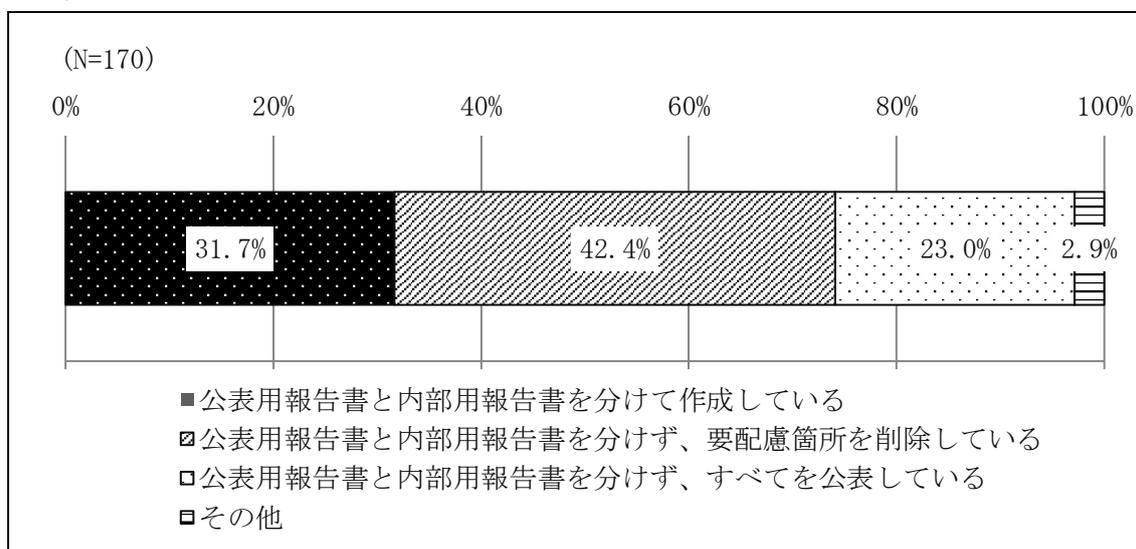
「報告書を作成したが公表していない」もしくは「報告書は作成していない」理由について尋ねた。その回答内容をコーディングして整理した結果、【情報が少なかったため】、【概要版のみ公開】、【検察庁より公表を禁じられたため】、【本来検証の対象でなかったため】、【死亡事例でないため】、【プライバシー配慮のため】、【関係省庁には公表している】、【他自治体には公表している】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

また、その他については、検証中のため未定、報告書作成（公表）を含め、今後検討予定、事案の内容や情報により公表範囲を限定する必要があるといった事項が挙げられた。

26) 検証報告書の公表に当たってのプライバシーに関連する事項の取り扱い（質問 19-1）

検証報告書の公表に当たってのプライバシーに関連する事項の取り扱いについて尋ねた。その結果、「公表用報告書と内部用報告書を分けず、要配慮箇所を削除している」事例が最も多く 59 件（42.4%）、次いで「公表用報告書と内部用報告書を分けて作成している」事例が 44 件（31.7%）、「公表用報告書と内部用報告書を分けず、すべてを公表している」事例が 32 件（23.0%）、「その他」の事例が 4 件（2.9%）であった（図表 28）。

図表 28 検証報告書の公表に当たってのプライバシーに関連する事項の取り扱い（質問 19-1）



27) 公表用の検証報告書を分けて作成している場合の具体的な内容（質問 19-2）

公表用の検証報告書を分けて作成している場合の具体的な内容について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【一般に公表していない】、【関係機関への送付用とホームページでの公表用を作成している】、【要配慮箇所を削除したものを公開している】、【概要版のみ公表用として作成している】、【内部用と公表用の報告書を作成している】、【開示請求用】、【概要版と本文に分けて公表している】、【ホームページで一般に公表する報告書のみ作成している】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

28) 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等について（質問 20）

検証の対象となった事例との関わりの有無について尋ねた。上位の結果として、「市区町村の児童福祉部門」及び「主たる虐待者」が最も多く 111 件（65.3%）で、次いで「児童相談所」が 108 件（63.5%）であった（図表 29）。

図表 29 検証の対象となった事例との関わりの有無（質問 20①）

	回答数					割合				
	かかわりあり	かかわりなし	不明	無回答	回答数	かかわりあり	かかわりなし	不明	無回答	回答数
1 児童相談所	108	57	0	5	170	63.5%	33.5%	0.0%	2.9%	100.0%
2 市区町村の児童福祉部門	111	55	0	4	170	65.3%	32.4%	0.0%	2.4%	100.0%
3 児童家庭支援センター	5	142	9	14	170	2.9%	83.5%	5.3%	8.2%	100.0%
4 民間のこども関係機関（NPO法人等）	4	138	14	14	170	2.4%	81.2%	8.2%	8.2%	100.0%
5 市区町村の母子保健部門	99	55	7	9	170	58.2%	32.4%	4.1%	5.3%	100.0%
6 市区町村の地域福祉部門	22	123	13	12	170	12.9%	72.4%	7.6%	7.1%	100.0%
7 要保護児童対策地域協議会（構成機関）	56	96	7	11	170	32.9%	56.5%	4.1%	6.5%	100.0%
8 保健所	10	134	11	15	170	5.9%	78.8%	6.5%	8.8%	100.0%
9 保健センター	54	91	11	14	170	31.8%	53.5%	6.5%	8.2%	100.0%
10 精神保健福祉センター	3	140	13	14	170	1.8%	82.4%	7.6%	8.2%	100.0%
11 福祉事務所（ケースワーカー）	31	116	13	10	170	18.2%	68.2%	7.6%	5.9%	100.0%
12 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	4	139	12	15	170	2.4%	81.8%	7.1%	8.8%	100.0%
13 医療機関	96	57	6	11	170	56.5%	33.5%	3.5%	6.5%	100.0%
14 公立保育園	15	133	9	13	170	8.8%	78.2%	5.3%	7.6%	100.0%
15 私立（民間）保育園	28	124	6	12	170	16.5%	72.9%	3.5%	7.1%	100.0%
16 公立幼稚園	4	142	9	15	170	2.4%	83.5%	5.3%	8.8%	100.0%
17 私立（民間）幼稚園	8	138	9	15	170	4.7%	81.2%	5.3%	8.8%	100.0%
18 認定こども園	5	141	9	15	170	2.9%	82.9%	5.3%	8.8%	100.0%
19 公立小学校	34	118	7	11	170	20.0%	69.4%	4.1%	6.5%	100.0%
20 私立小学校	1	147	7	15	170	0.6%	86.5%	4.1%	8.8%	100.0%
21 公立中学校	10	137	8	15	170	5.9%	80.6%	4.7%	8.8%	100.0%
22 私立中学校	0	147	8	15	170	0.0%	86.5%	4.7%	8.8%	100.0%
23 公立高校	2	145	8	15	170	1.2%	85.3%	4.7%	8.8%	100.0%
24 私立高校	0	147	8	15	170	0.0%	86.5%	4.7%	8.8%	100.0%
25 乳児院	11	138	6	15	170	6.5%	81.2%	3.5%	8.8%	100.0%
26 児童養護施設	12	138	6	14	170	7.1%	81.2%	3.5%	8.2%	100.0%
27 母子生活支援施設	1	147	7	15	170	0.6%	86.5%	4.1%	8.8%	100.0%
28 里親	0	148	7	15	170	0.0%	87.1%	4.1%	8.8%	100.0%
29 ファミリーホーム	0	148	7	15	170	0.0%	87.1%	4.1%	8.8%	100.0%
30 弁護士	21	120	14	15	170	12.4%	70.6%	8.2%	8.8%	100.0%
31 警察	73	79	6	12	170	42.9%	46.5%	3.5%	7.1%	100.0%
32 裁判所	45	100	11	14	170	26.5%	58.8%	6.5%	8.2%	100.0%
33 検察官	48	94	13	15	170	28.2%	55.3%	7.6%	8.8%	100.0%
34 主たる虐待者	111	41	6	12	170	65.3%	24.1%	3.5%	7.1%	100.0%
35 主たる虐待者ではない保護者	82	66	10	12	170	48.2%	38.8%	5.9%	7.1%	100.0%
36 きょうだい	58	87	12	13	170	34.1%	51.2%	7.1%	7.6%	100.0%
37 祖父母や親戚(主たる虐待者ではない者)	69	73	15	13	170	40.6%	42.9%	8.8%	7.6%	100.0%

また、その他の部門・機関等については、以下の事項が挙げられた。

- ・ 障がい福祉サービス事業所
- ・ 主たる虐待者の交際相手
- ・ 内縁の夫
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 一時保護委託先施設
- ・ 近隣住民
- ・ 主たる虐待者が在席していた専門学校
- ・ 市町村のDV担当課
- ・ 保護司
- ・ 保護観察所
- ・ 転居前の市の児童福祉主管課

- ・ 児童自立支援施設
- ・ 民生委員
- ・ 民間団体
- ・ 主たる虐待者（疑い）の元勤務先
- ・ 主たる虐待者の元職場
- ・ 無認可保育園
- ・ 虐待者の友人
- ・ 教育委員会
- ・ 刑務所
- ・ 主たる虐待者の住居管理人
- ・ 地域子育て支援センター

検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等における情報収集の方法について尋ねた。その結果、「記録の提出」、「ヒアリング」、「記録の提出及びヒアリング」といった方法が挙げられた（図表 30）。また、「情報の提供を求めたが得られなかった」と回答した事例は少なかった一方、「情報収集を行わなかった」と回答した事例は一定数見られた。

図表 30 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等における情報収集の方法（質問 20②）

	回答数							割合								
	記録の提出	ヒアリング	記録の提出及びヒアリング	その他	情報の提供を求めたが得られなかった	情報収集を行わなかった	無回答	回答数	記録の提出	ヒアリング	記録の提出及びヒアリング	その他	情報の提供を求めたが得られなかった	情報収集を行わなかった	無回答	回答数
1 児童相談所	26	11	71	0	0	1	1	108	24.1%	10.2%	65.7%	0.0%	0.0%	0.9%	0.9%	100.0%
2 市区町村の児童福祉部門	19	17	73	1	0	1	1	111	17.1%	15.3%	65.8%	0.9%	0.0%	0.9%	0.9%	100.0%
3 児童家庭支援センター	0	0	2	0	0	2	1	5	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	100.0%
4 民間のこども関係機関（NPO法人等）	1	2	0	1	0	0	0	4	25.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5 市区町村の母子保護部門	19	14	63	2	0	1	2	99	19.2%	14.1%	63.6%	2.0%	0.0%	1.0%	2.0%	100.0%
6 市区町村の地域福祉部門	8	2	8	1	0	3	0	22	36.4%	9.1%	36.4%	4.5%	0.0%	13.6%	0.0%	100.0%
7 要保護児童対策地域協議会（構成機関）	13	4	25	5	0	9	0	56	23.2%	7.1%	44.6%	8.9%	0.0%	16.1%	0.0%	100.0%
8 保健所	0	0	7	1	0	2	0	10	0.0%	0.0%	70.0%	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%	100.0%
9 保健センター	13	5	31	2	0	3	0	54	24.1%	9.3%	57.4%	3.7%	0.0%	5.6%	0.0%	100.0%
10 精神保健福祉センター	1	0	1	0	0	1	0	3	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
11 福祉事務所（ケースワーカー）	2	5	15	2	0	7	0	31	6.5%	16.1%	48.4%	6.5%	0.0%	22.6%	0.0%	100.0%
12 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	2	0	0	0	0	2	0	4	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%
13 医療機関	11	29	14	3	2	36	1	96	11.5%	30.2%	14.6%	3.1%	2.1%	37.5%	1.0%	100.0%
14 公立保育園	1	4	3	1	0	6	0	15	6.7%	26.7%	20.0%	6.7%	0.0%	40.0%	0.0%	100.0%
15 私立（民間）保育園	1	12	6	1	0	7	1	28	3.6%	42.9%	21.4%	3.6%	0.0%	25.0%	3.6%	100.0%
16 公立幼稚園	2	2	0	0	0	0	0	4	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17 私立（民間）幼稚園	1	5	1	1	0	0	0	8	12.5%	62.5%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
18 認定こども園	0	1	1	1	0	2	0	5	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	0.0%	40.0%	0.0%	100.0%
19 公立小学校	2	14	9	3	0	6	0	34	5.9%	41.2%	26.5%	8.8%	0.0%	17.6%	0.0%	100.0%
20 私立小学校	0	1	0	0	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
21 公立中学校	1	6	2	1	0	0	0	10	10.0%	60.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
22 私立中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
23 公立高校	0	2	1	0	0	0	0	3	0.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
24 私立高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
25 乳児院	1	1	4	0	0	5	0	11	9.1%	9.1%	36.4%	0.0%	0.0%	45.5%	0.0%	100.0%
26 児童養護施設	1	3	2	0	0	5	1	12	8.3%	25.0%	16.7%	0.0%	0.0%	41.7%	8.3%	100.0%
27 母子生活支援施設	0	1	0	0	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
28 里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
29 フォスターホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
30 弁護士	0	1	0	2	0	17	1	21	0.0%	4.8%	0.0%	9.5%	0.0%	81.0%	4.8%	100.0%
31 警察	8	13	3	6	3	40	2	73	11.0%	17.8%	4.1%	8.2%	4.1%	54.8%	2.7%	100.0%
32 検判所	8	1	0	17	0	18	1	45	17.8%	2.2%	0.0%	37.8%	0.0%	40.0%	2.2%	100.0%
33 検察官	6	1	1	10	2	27	1	48	12.5%	2.1%	2.1%	20.8%	4.2%	56.3%	2.1%	100.0%
34 主たる虐待者	0	6	2	6	1	94	2	111	0.0%	5.4%	1.8%	5.4%	0.9%	84.7%	1.8%	100.0%
35 主たる虐待者ではない保護者	1	9	1	3	0	66	2	82	1.2%	11.0%	1.2%	3.7%	0.0%	80.5%	2.4%	100.0%
36 まよふたい	0	3	0	0	0	53	2	58	0.0%	5.2%	0.0%	0.0%	0.0%	91.4%	3.4%	100.0%
37 祖父母や親戚（主たる虐待者ではない者）	0	4	1	1	1	60	2	69	0.0%	5.8%	1.4%	1.4%	1.4%	87.0%	2.9%	100.0%

また、その他の情報収集の方法については、以下の事項が挙げられた（括弧書きで情報収集依頼先の部門や機関を記載）。

< 複数の部門・機関等に共通する事項 >

- ・ 関係機関で協議し報告書作成（市区町村の児童福祉部門、要保護児童対策地域協議会（構成機関）、保健所）
- ・ 検証中のため未定（民間のこども関係機関（NPO 法人等）、要保護児童対策地

域協議会（構成機関）、医療機関、公立小学校）

- ・ 要対協調整機関が情報を取りまとめ（市区町村の母子保健部門、福祉事務所（ケースワーカー）、公立保育園、公立小学校、その他の部門・機関）
- ・ 書面での確認（市区町村の地域福祉部門、その他の部門・機関）
- ・ 地方公共団体の検証報告書から情報収集（要保護児童対策地域協議会（構成機関）、保健センター、福祉事務所（ケースワーカー）、裁判所）
- ・ 情報収集実施について検討中（医療機関、私立（民間）保育園）
- ・ 事件発生後の児童相談所の調査情報を活用（医療機関、認定こども園、公立小学校、弁護士、警察、主たる虐待者、主たる虐待者ではない保護者、きょうだい）
- ・ 事務局が教育委員会を通して情報収集（公立小学校、公立中学校）
- ・ 公判・裁判・裁判員裁判の傍聴で各機関の関わりや公判での発言等を収集（弁護士、警察、裁判所、検察官、主たる虐待者、主たる虐待者ではない保護者）
- ・ 公判・裁判記録の閲覧（検察官、主たる虐待者、主たる虐待者ではない保護者、祖父母や親戚（主たる虐待者ではない者））

<単一の部門・機関等に該当する事項>

- ・ 市区町村の児童福祉部門が調整機関であるため（要保護児童対策地域協議会（構成機関））
- ・ 主管課が検証委員会対応（保健センター）
- ・ 医療機関と連携していた行政機関から情報取得（医療機関）
- ・ 町を介して聴き取り（私立（民間）幼稚園）
- ・ 事務局が主管課を通して情報収集（認定こども園）
- ・ 事務局で聴き取り（警察）
- ・ 電話照会（警察）
- ・ 児童相談所を通じて情報収集（警察）
- ・ 判決確定の照会（検察官）
- ・ 調書を閲覧（検察官）
- ・ 照会文書を送付し、回答を得た（検察官）
- ・ 検察所から情報を得た（その他の部門・機関）
- ・ 資料作成の依頼（その他の部門・機関）

検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等における情報収集の依頼方法について尋ねた。その結果、「口頭」、「文書等」、「その他」といった方法が挙げられた（図表 31）。

図表 31 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等における情報収集の依頼方法（質問 20③）

	回答数					割合				
	口頭	文書等	その他	無回答	回答数	口頭	文書等	その他	無回答	回答数
1 児童相談所	35	61	10	2	108	32.4%	56.5%	9.3%	1.9%	100.0%
2 市区町村の児童福祉部門	23	68	17	2	110	20.9%	61.8%	15.5%	1.8%	100.0%
3 児童家庭支援センター	1	1	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4 民間のこども関係機関（NPO法人等）	1	1	2	0	4	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%	100.0%
5 市区町村の母子保健部門	20	66	11	1	98	20.4%	67.3%	11.2%	1.0%	100.0%
6 市区町村の地域福祉部門	2	15	2	0	19	10.5%	78.9%	10.5%	0.0%	100.0%
7 要保護児童対策地域協議会（構成機関）	14	24	9	0	47	29.8%	51.1%	19.1%	0.0%	100.0%
8 保健所	1	6	1	0	8	12.5%	75.0%	12.5%	0.0%	100.0%
9 保健センター	14	26	11	0	51	27.5%	51.0%	21.6%	0.0%	100.0%
10 精神保健福祉センター	1	1	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
11 福祉事務所（ケースワーカー）	8	13	3	0	24	33.3%	54.2%	12.5%	0.0%	100.0%
12 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	1	1	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
13 医療機関	9	43	5	2	59	15.3%	72.9%	8.5%	3.4%	100.0%
14 公立保育園	2	6	1	0	9	22.2%	66.7%	11.1%	0.0%	100.0%
15 私立（民間）保育園	5	12	1	2	20	25.0%	60.0%	5.0%	10.0%	100.0%
16 公立幼稚園	2	2	0	0	4	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17 私立（民間）幼稚園	2	5	1	0	8	25.0%	62.5%	12.5%	0.0%	100.0%
18 認定こども園	2	1	0	0	3	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
19 公立小学校	8	16	4	0	28	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	100.0%
20 私立小学校	0	1	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
21 公立中学校	5	3	2	0	10	50.0%	30.0%	20.0%	0.0%	100.0%
22 私立中学校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23 公立高校	1	1	1	0	3	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
24 私立高校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25 乳児院	2	4	0	0	6	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
26 児童養護施設	3	3	0	0	6	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
27 母子生活支援施設	0	1	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
28 里親	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29 ファミリーホーム	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30 弁護士	1	0	2	0	3	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%
31 警察	17	12	3	1	33	51.5%	36.4%	9.1%	3.0%	100.0%
32 裁判所	0	8	18	0	26	0.0%	30.8%	69.2%	0.0%	100.0%
33 検察官	1	12	7	0	20	5.0%	60.0%	35.0%	0.0%	100.0%
34 主たる虐待者	5	3	6	1	15	33.3%	20.0%	40.0%	6.7%	100.0%
35 主たる虐待者ではない保護者	7	4	2	1	14	50.0%	28.6%	14.3%	7.1%	100.0%
36 きょうだい	3	0	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
37 祖父母や親戚(主たる虐待者ではない者)	3	3	0	1	7	42.9%	42.9%	0.0%	14.3%	100.0%

また、その他の情報収集の依頼方法については、以下の事項が挙げられた（括弧書きで情報収集依頼先の部門や機関を記載）。

＜複数の部門・機関等に共通する事項＞

- ・ 口頭及びメール（児童相談所、市町村福祉部門、市区町村の母子保健部門、市区町村の地域福祉部門、要保護児童対策地域協議会（構成機関）、保健センター、福祉事務所（ケースワーカー）、医療機関、私立（民間）幼稚園、その他の部門・機関）
- ・ 文書で依頼（根拠法令の記載なし）（児童相談所、市町村福祉部門、民間のこども関係機関（NPO 法人等）、市区町村の母子保健部門、要保護児童対策地域協議会（構成機関）、保健所、医療機関、公立小学校、公立中学校、警察、主たる虐待者ではない保護者）
- ・ 文書にて依頼（児童相談所、市町村福祉部門、市区町村の母子保健部門、要保護児童対策地域協議会（構成機関）、保健センター、私立（民間）保育園）
- ・ 検証中のため未定（民間のこども関係機関（NPO 法人等）、要保護児童対策地域協議会（構成機関）、医療機関、公立小学校）
- ・ 要対協調整機関が対応（市区町村の母子保健部門、要保護児童対策地域協議会（構成機関）、ケースワーカー、公立保育園、公立小学校、その他の部門・機関）

- ・ 地方公共団体の検証報告書から情報収集（要保護児童対策地域協議会（構成機関）、保健センター、福祉事務所（ケースワーカー）、裁判所）
- ・ 公判・裁判・裁判員裁判を傍聴（弁護士、警察、裁判所、検察官、主たる虐待者、主たる虐待者ではない保護者）

＜単一の部門・機関等に該当する事項＞

- ・ 事務局兼ヒアリング対象（市町村福祉部門）
- ・ 児童相談所を通じて情報収集（警察）
- ・ 検察庁記録係への請求（検察官）
- ・ 収監先に手紙を送付（主たる虐待者）

検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等におけるヒアリングの実施者について尋ねた。その結果、「事務局」、「検証委員」、「その他」といった実施者が挙げられた（図表 32）。

図表 32 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等におけるヒアリングの実施者（質問 20④）

	回答数				回答数	割合				
	事務局	検証委員	その他	無回答		事務局	検証委員	その他	無回答	回答数
1 児童相談所	23	55	5	1	82	28.0%	67.1%	6.1%	1.2%	100.0%
2 市区町村の児童福祉部門	26	60	3	2	90	28.9%	66.7%	3.3%	2.2%	100.0%
3 児童家庭支援センター	1	1	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4 民間のこども関係機関（NPO法人等）	1	1	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5 市区町村の母子保健部門	30	44	3	1	77	39.0%	57.1%	3.9%	1.3%	100.0%
6 市区町村の地域福祉部門	5	4	0	1	10	50.0%	40.0%	0.0%	10.0%	100.0%
7 要保護児童対策地域協議会（構成機関）	12	16	1	0	29	41.4%	55.2%	3.4%	0.0%	100.0%
8 保健所	6	1	0	0	7	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%
9 保健センター	13	22	1	0	36	36.1%	61.1%	2.8%	0.0%	100.0%
10 精神保健福祉センター	0	1	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
11 福祉事務所（ケースワーカー）	11	9	0	0	20	55.0%	45.0%	0.0%	0.0%	100.0%
12 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13 医療機関	19	18	5	1	43	44.2%	41.9%	11.6%	2.3%	100.0%
14 公立保育園	5	2	0	0	7	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	100.0%
15 私立（民間）保育園	9	8	0	1	18	50.0%	44.4%	0.0%	5.6%	100.0%
16 公立幼稚園	2	0	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17 私立（民間）幼稚園	2	2	2	0	6	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
18 認定こども園	1	1	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
19 公立小学校	10	12	1	0	23	43.5%	52.2%	4.3%	0.0%	100.0%
20 私立小学校	1	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
21 公立中学校	4	4	0	0	8	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
22 私立中学校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23 公立高校	3	0	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
24 私立高校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25 乳児院	2	4	0	0	5	40.0%	80.0%	0.0%	0.0%	100.0%
26 児童養護施設	3	2	0	0	5	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%
27 母子生活支援施設	0	1	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
28 里親	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29 ファミリーホーム	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30 弁護士	0	1	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
31 警察	10	4	1	1	16	62.5%	25.0%	6.3%	6.3%	100.0%
32 裁判所	1	0	3	0	4	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%	100.0%
33 検察官	2	0	3	0	5	40.0%	0.0%	60.0%	0.0%	100.0%
34 主たる虐待者	6	0	2	1	9	66.7%	0.0%	22.2%	11.1%	100.0%
35 主たる虐待者ではない保護者	4	2	3	1	10	40.0%	20.0%	30.0%	10.0%	100.0%
36 きょうだい	0	0	3	0	3	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
37 祖父母や親戚（主たる虐待者ではない者）	2	0	2	1	5	40.0%	0.0%	40.0%	20.0%	100.0%

また、その他のヒアリングの実施者については、以下の事項が挙げられた（括弧書きで情報収集依頼先の部門や機関を記載）。

＜複数の部門・機関等に共通する事項＞

- ・ 事務局と検証委員（児童相談所、市区町村の児童福祉部門、市区町村の母子保健部門、要保護児童対策地域協議会（構成機関）、保健センター、医療機関、私立（民間）幼稚園）
- ・ 検証委員がヒアリング実施及び課長が検証委員会に出席（児童相談所、市区町村の児童福祉部門）
- ・ 児童相談所による面接（医療機関、私立（民間）幼稚園、警察、主たる虐待者ではない保護者、主たる虐待者ではない保護者、きょうだい、祖父母や親戚（主たる虐待者ではない者））
- ・ 裁判の傍聴（裁判所、検察官、主たる虐待者）
- ・ 福祉事務所（ケースワーカー）（主たる虐待者、きょうだい）

< 単一の部門・機関等に該当する事項 >

- ・ 事務局が担当者等への個別ヒアリング実施及び課長が検証委員会に出席（児童相談所）

検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等におけるヒアリングの実施場所について尋ねた。その結果、「ヒアリング対象のもとに出向いて実施」、「委員会の場へ招集して実施」、「オンラインで実施」、「その他」といった場所が挙げられた（図表33）。

図表 33 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等におけるヒアリングの実施場所（質問 20⑤）

	回答数						割合					
	ヒアリング対象のもとに出向いて実施	委員会の場へ招集して実施	オンラインで実施	その他	無回答	回答数	ヒアリング対象のもとに出向いて実施	委員会の場へ招集して実施	オンラインで実施	その他	無回答	回答数
1 児童相談所	32	38	1	10	3	82	39.0%	46.3%	1.2%	12.2%	3.7%	100.0%
2 市区町村の児童福祉部門	33	45	1	9	3	90	36.7%	50.0%	1.1%	10.0%	3.3%	100.0%
3 児童家庭支援センター	1	1	0	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4 民間のこども関係機関（NPO法人等）	1	1	0	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5 市区町村の母子保健部門	35	29	0	13	2	77	45.5%	37.7%	0.0%	16.9%	2.6%	100.0%
6 市区町村の地域福祉部門	5	3	0	1	1	10	50.0%	30.0%	0.0%	10.0%	10.0%	100.0%
7 要保護児童対策地域協議会（構成機関）	18	8	0	3	0	29	62.1%	27.6%	0.0%	10.3%	0.0%	100.0%
8 保健所	1	1	0	4	1	7	14.3%	14.3%	0.0%	57.1%	14.3%	100.0%
9 保健センター	18	12	1	5	0	36	50.0%	33.3%	2.8%	13.9%	0.0%	100.0%
10 精神保健福祉センター	0	1	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
11 福祉事務所（ケースワーカー）	10	9	0	1	0	20	50.0%	45.0%	0.0%	5.0%	0.0%	100.0%
12 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13 医療機関	33	6	1	2	1	43	76.7%	14.0%	2.3%	4.7%	2.3%	100.0%
14 公立保育園	4	2	0	1	0	7	57.1%	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%	100.0%
15 私立（民間）保育園	9	6	0	2	1	18	50.0%	33.3%	0.0%	11.1%	5.6%	100.0%
16 公立幼稚園	2	0	0	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17 私立（民間）幼稚園	2	2	0	1	1	6	33.3%	33.3%	0.0%	16.7%	16.7%	100.0%
18 認定こども園	1	1	0	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
19 公立小学校	14	7	0	2	0	23	60.9%	30.4%	0.0%	8.7%	0.0%	100.0%
20 私立小学校	0	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
21 公立中学校	4	2	0	2	0	8	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
22 私立中学校	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23 公立高校	2	0	0	1	0	3	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
24 私立高校	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25 乳児院	3	3	0	0	0	5	60.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
26 児童養護施設	4	1	0	0	0	5	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
27 母子生活支援施設	0	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
28 里親	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29 ファミリーホーム	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30 弁護士	1	0	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
31 警察	6	3	0	6	1	16	37.5%	18.8%	0.0%	37.5%	6.3%	100.0%
32 裁判所	1	0	0	3	0	4	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	100.0%
33 検察官	2	0	0	3	0	5	40.0%	0.0%	0.0%	80.0%	0.0%	100.0%
34 主たる虐待者	5	0	0	3	1	9	55.6%	0.0%	0.0%	33.3%	11.1%	100.0%
35 主たる虐待者ではない保護者	5	3	0	1	1	10	50.0%	30.0%	0.0%	10.0%	10.0%	100.0%
36 きょうだい	3	0	0	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
37 祖父母や親戚（主たる虐待者ではない者）	3	0	0	1	1	5	60.0%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	100.0%

また、その他のヒアリング実施場所については、以下の事項が挙げられた。

<複数の部門・機関等に共通する事項>

- ・ ヒアリングのみ開催及び招集（児童相談所、市区町村児童福祉部門、市区町村母子保健部門）
- ・ 電話での聞き取り（児童相談所、市区町村児童福祉部門、市区町村母子保健部門、要保護児童対策地域協議会（構成機関）、保健所、保健センター、福祉事務所（ケースワーカー）、公立小学校、公立中学校、警察）
- ・ 委員会とは別にヒアリングの場（事務局のある事務所、児相、県庁会議室等）を設定（児童相談所、市区町村児童福祉部門、市区町村母子保健部門、市区町村地域福祉部門、私立高校、警察、主たる虐待者、主たる虐待者ではない保護者、祖父母や親戚（主たる虐待者ではない者）、その他の部門・機関）
- ・ 事務局ヒアリングは対象のもとに出向いて実施、委員ヒアリングは委員会の場に招集して実施（児童相談所、市区町村児童福祉部門、市区町村母子保健部門、医療機関、私立（民間）幼稚園）
- ・ 書面（市区町村母子保健部門、私立（民間）保育園）
- ・ 裁判の傍聴（裁判所、検察官、主たる虐待者）

<単一の部門・機関等に該当する事項>

- ・ 市区町村の母子保健福祉部門のヒアリングと併せて実施（警察）

検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等について尋ねた。その結果、事例とのかかわりがあり、情報収集を求めた部門・機関等について、「情報が得にくかった」との回答は少数であった。（図表 34）。

図表 34 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあった部門・機関等における情報の得やすさ（質問 20⑥）

	回答数					割合				
	得やすかった	どちらとも言えない	得にくかった	無回答	回答数	得やすかった	どちらとも言えない	得にくかった	無回答	回答数
1 児童相談所	94	11	0	3	108	87.0%	10.2%	0.0%	2.8%	100.0%
2 市区町村の児童福祉部門	91	16	0	3	110	82.7%	14.5%	0.0%	2.7%	100.0%
3 児童家庭支援センター	1	1	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4 民間のこども関係機関(NPO法人等)	3	1	0	0	4	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5 市区町村の母子保健部門	82	13	0	4	98	83.7%	13.3%	0.0%	4.1%	100.0%
6 市区町村の地域福祉部門	14	4	0	1	19	73.7%	21.1%	0.0%	5.3%	100.0%
7 要保護児童対策地域協議会(構成機関)	40	7	0	0	47	85.1%	14.9%	0.0%	0.0%	100.0%
8 保健所	8	0	0	0	8	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
9 保健センター	44	5	0	2	51	86.3%	9.8%	0.0%	3.9%	100.0%
10 精神保健福祉センター	0	2	0	0	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
11 福祉事務所(ケースワーカー)	20	4	0	0	24	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%
12 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	1	0	0	1	2	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
13 医療機関	39	13	2	3	57	68.4%	22.8%	3.5%	5.3%	100.0%
14 公立保育園	8	1	0	0	9	88.9%	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%
15 私立(民間)保育園	15	3	0	2	20	75.0%	15.0%	0.0%	10.0%	100.0%
16 公立幼稚園	4	0	0	0	4	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17 私立(民間)幼稚園	6	0	0	2	8	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	100.0%
18 認定こども園	2	1	0	0	3	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
19 公立小学校	18	10	0	0	28	64.3%	35.7%	0.0%	0.0%	100.0%
20 私立小学校	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
21 公立中学校	9	1	0	0	10	90.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%
22 私立中学校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23 公立高校	3	0	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
24 私立高校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25 乳児院	5	1	0	0	6	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%
26 児童養護施設	5	1	0	0	6	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%
27 母子生活支援施設	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
28 里親	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29 ファミリーホーム	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30 弁護士	1	2	0	0	3	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
31 警察	15	13	0	2	30	50.0%	43.3%	0.0%	6.7%	100.0%
32 裁判所	12	15	0	0	26	46.2%	57.7%	0.0%	0.0%	100.0%
33 検察官	3	13	0	2	18	16.7%	72.2%	0.0%	11.1%	100.0%
34 主たる虐待者	7	5	1	1	14	50.0%	35.7%	7.1%	7.1%	100.0%
35 主たる虐待者ではない保護者	7	6	0	1	14	50.0%	42.9%	0.0%	7.1%	100.0%
36 きょうだい	0	3	0	0	3	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
37 祖父母や親戚(主たる虐待者ではない者)	3	2	0	1	6	50.0%	33.3%	0.0%	16.7%	100.0%

29) 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあったものの情報収集を行わなかった（情報の提供を求めることはしなかった）理由（質問 20-1）

検証の対象となった事例と何等かの関わりがあったものの情報収集を行わなかった（情報の提供を求めることはしなかった）理由について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【個人情報のため】、【情報がほとんどない事例だったため】、【事例発生より時間が経過していたため】、【協力を得られなかったため】、【直接聴取が困難だったため】、【直接的な関わりのある関係機関でなかったため】、【他の情報源より把握したため】、【心理的配慮】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

30) 検証の対象となった事例と何等かの関わりがあり、情報の提供を求めたが得られなかった理由（質問 20-2）

検証の対象となった事例と何等かの関わりがあり、情報の提供を求めたが得られなかった理由について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【面談料が必要だったため】、【検察庁へ記録が提出されていたため】、【送検済であったため】、【不起訴案件であったため】、【個人情報のため】、【裁判所の許可が必要であるため】、【警察からの要請】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

31) 情報が得にくかった理由（質問 20-3）

情報が得にくかった理由について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【関係機関と対象者との信頼関係が崩れるため】、【守秘義務】、【検証への理解を得るのに困難を伴ったため】、【事務手続きに時間を要する】、【警察からの要請】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

32) 検証にあたり活用することが考えられる主な情報について、関係機関等に対して情報の提供を求めたか（質問 21）

検証にあたり活用することが考えられる主な情報について、関係機関等に対して情報の提供を求めたか尋ねた。

その結果、検証に活用するために情報を求めたもののうち、「(警察からの) 司法解剖に係る死体検案書」、「(警察からの) 司法解剖鑑定書、解剖報告書等」、「(執刀した法医学医からの) 口頭での助言」はいずれも「情報を得られなかった」との回答であった。

図表 35 検証にあたり活用することが考えられる主な情報について、情報を得たかどうか（質問 21②）

	回答数				割合			
	情報を得た	情報を得られなかった	無回答	回答数	情報を得た	情報を得られなかった	無回答	回答数
<b>医療機関から得る情報</b>								
1 こどもに係るカルテ	13	0	1	14	92.9%	0.0%	7.1%	100.0%
2 保護者に係るカルテ(こどものカルテに記載された保護者の情報を含む)	13	0	1	14	92.9%	0.0%	7.1%	100.0%
3 X線、CT、MRI等のデータ	4	0	0	4	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4 受診経過等に関する口頭での情報	28	0	0	28	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5 死亡診断書	2	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
<b>警察から得る情報</b>								
6 司法解剖に係る死体検案書	0	1	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
7 司法解剖鑑定書、解剖報告書等	0	2	0	2	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
8 医療機関からのカルテ	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9 受傷場所や生活環境に関する情報(書面による)	2	2	0	4	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
10 受傷場所や生活環境に関する情報(口頭による)	15	2	0	17	88.2%	11.8%	0.0%	100.0%
11 受傷当時の着衣の情報(書面による)	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12 受傷当時の着衣の情報(口頭による)	7	0	0	7	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
13 加害者本人及び関係者の供述	13	3	0	16	81.3%	18.8%	0.0%	100.0%
14 事件に至るまでのエピソードの時系列(書面による)	3	2	0	5	60.0%	40.0%	0.0%	100.0%
15 事件に至るまでのエピソードの時系列(口頭による)	10	2	0	12	83.3%	16.7%	0.0%	100.0%
16 その他の捜査情報(書面による)	2	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17 その他の捜査情報(口頭による)	10	3	0	13	76.9%	23.1%	0.0%	100.0%
<b>検察官から得る情報</b>								
18 判決が確定している事案における捜査情報	13	0	0	13	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
19 警察や検察の捜査中の事案における捜査情報	3	1	0	4	75.0%	25.0%	0.0%	100.0%
20 不起訴となった事案における捜査情報	1	2	0	3	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
<b>執刀した法医学医から得る情報</b>								
21 司法解剖所見	1	2	0	3	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
22 口頭での助言	0	1	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
回答事例数	170	170	170	170	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

また、検証に活用するために情報を求めた結果として情報を得たもののうち、「(情報を) 得にくかった」と回答した割合は、すべての項目で「(情報を) 得やすかった」と回答した割合より高かった。

図表 36 検証にあたり活用することが考えられる主な情報について、情報の得やすさ  
(質問 21③)

	回答数					割合				
	得やす かった	得やす さはど ちらと も置え	得にく かった	無回答	回答数	得やす かった	得やす さはど ちらと も置え	得にく かった	無回答	回答数
<b>医療機関から得る情報</b>										
1 こどもに係るカルテ	7	6	1	1	14	50.0%	42.9%	7.1%	7.1%	100.0%
2 保護者に係るカルテ(こどものカルテに記載された保護者の情報を含む)	7	5	1	2	14	50.0%	35.7%	7.1%	14.3%	100.0%
3 X線、CT、MRI等のデータ	3	1	0	0	4	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%
4 受診経過等に関する口頭での情報	20	8	0	0	28	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	100.0%
5 死亡診断書	0	2	0	0	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
<b>警察から得る情報</b>										
6 司法解剖に係る死体検案書	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
7 司法解剖鑑定書、解剖報告書等	0	0	0	2	2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
8 医療機関からのカルテ	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9 受傷場所や生活環境に関する情報(書面による)	2	0	0	2	4	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%
10 受傷場所や生活環境に関する情報(口頭による)	8	7	0	2	17	47.1%	41.2%	0.0%	11.8%	100.0%
11 受傷当時の着衣の情報(書面による)	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12 受傷当時の着衣の情報(口頭による)	5	2	0	0	7	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	100.0%
13 加害者本人及び関係者の供述	5	8	0	3	16	31.3%	50.0%	0.0%	18.8%	100.0%
14 事件に至るまでのエピソードの時系列(書面による)	2	1	0	2	5	40.0%	20.0%	0.0%	40.0%	100.0%
15 事件に至るまでのエピソードの時系列(口頭による)	4	6	0	2	12	33.3%	50.0%	0.0%	16.7%	100.0%
16 その他の捜査情報(書面による)	1	1	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17 その他の捜査情報(口頭による)	5	5	0	3	13	38.5%	38.5%	0.0%	23.1%	100.0%
<b>検察官から得る情報</b>										
18 判決が確定している事案における捜査情報	7	5	0	1	13	53.8%	38.5%	0.0%	7.7%	100.0%
19 警察や検察の捜査中の事案における捜査情報	0	3	0	1	4	0.0%	75.0%	0.0%	25.0%	100.0%
20 不起訴となった事案における捜査情報	1	0	0	2	3	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	100.0%
<b>執刀した法医学医から得る情報</b>										
21 司法解剖所見	0	1	0	2	3	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	100.0%
22 口頭での助言	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
回答事例数	170	170	170	170	170	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

「警察から得る情報」における「その他の捜査情報」については、以下の事項が挙げられた。

(書面)

- ・ 事件発生以前の通告に関する内容
- ・ 逮捕に係る令状や児童相談所への通告書

(口頭)

- ・ 本家庭への過去の関与、加害親の特徴等
- ・ 死亡に至った経緯等
- ・ 捜査状況の確認
- ・ 主たる虐待者の起訴有無について
- ・ プレスへの公表内容(逮捕日時、理由等)

また、別途「保育園／幼稚園／認定こども園／小学校／中学校／高校」から得る情報について尋ねた結果、以下の事項が挙げられた。

- ・ 登園・登校状況
- ・ 園内・学校内での様子
- ・ 成育歴、発達特性
- ・ 託児所の利用状況
- ・ 児童記録・日誌
- ・ 家庭状況、親子の日頃の様子等の生活状況
- ・ 在園期間
- ・ きょうだいの登園・登校状況

- ・ 就学支援委員会関係資料
- ・ 園・学校側と児童・保護者側とのやり取りの状況など
- ・ 関与状況
- ・ 通級指導関係資料
- ・ ケガや痣があった時の状況

また、別途「保健機関」から得る情報について尋ねた結果、以下の事項が挙げられた。

- ・ 出生前後の状況等
- ・ こどもの生育歴や発達状況等
- ・ 保健センターでの支援経過に関する全ての記録の写し
- ・ (保健所) 妊婦健診、乳幼児家庭全戸訪問、乳幼児健診・予防接種の受診状況
- ・ 家庭訪問の様子
- ・ 子供家庭総合相談ケース記録、妊娠届、母子手帳交付記録、妊娠届出時アンケート、母子手帳アセスメントシート、母子カード、母子相談記録、出産病院からの産後健診申し送り書、妊婦・産婦・新生児・未熟児訪問指導票 (EPDS等の質問票セット含む)、母子支援ケース記録、児童扶養手当手続き書類、保育所入所関係書類、児童の検診記録、要対協ケース検討会議記録、病院とのカンファレンス記録等、事例に関する一切の資料
- ・ こどもとの関わりや他機関との連携について
- ・ 児童及び保護者の状況等
- ・ 実母の生活状況等
- ・ きょうだいの妊娠・出産後の実母との関わり
- ・ 重複・頻回受診訪問指導シート (医療受診状況、訪問時の体調等)
- ・ 親との関わりや他機関との連携について

### 33) 情報の提供を求めなかった理由 (質問 21-1)

情報の提供を求めなかった理由について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【情報収集が困難であったため】、【直接聴取が困難だったため】、【他の情報源より把握したため】、【直接的な関わりのある関係機関でなかったため】、【情報の収集・真偽を確かめる必要がなかったため】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

### 34) 情報の提供を求めたが得られなかった理由 (質問 21-2)

情報の提供を求めたが得られなかった理由について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【公判前だったため】、【不起訴案件だったため】、【守秘義務】、【情報がなかった】、【裁判所の許可が必要であったため】、【捜査中で情報提供できなかったため】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

35) 情報が得にくかった理由（質問 21-3）

情報が得にくかった理由について尋ねたが、「なし」以外の回答は得られなかった。

36) 児童虐待による死亡事例等の検証において、記録等を集めたり参照したりすることによる情報収集の難しさや工夫（質問 22）

児童虐待による死亡事例等の検証において、記録等を集めたり参照したりすることによる情報収集の難しさや工夫について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、難しさについては、【関係機関との連携】、【検証を実施する人員不足・作業の負担】、【情報収集が困難】、【記録・時系列の整理】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

また、工夫については、【根拠法令を示した丁寧な調査協力依頼】、【電話をしたり相手先に出向いたりする】、【関係機関への情報収集や公判記録の活用】、【公表を想定した情報収集】、【情報収集の方針を明確にする】、【公文書を用いた情報依頼】、【原本入手】、【時系列の整理】、【加害者へのヒアリング】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

37) 児童虐待による死亡事例等の検証において、ヒアリングによる情報収集の難しさや工夫（質問 23）

児童虐待による死亡事例等の検証において、ヒアリングによる情報収集の難しさや工夫について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、難しさについては、【ヒアリング対象の選定や調整】、【検証を実施する人員不足・作業の負担・専門性不足】、【専門用語に対する理解】、【ヒアリングより得られる情報の真偽】、【心理的配慮】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

また、工夫については、【ヒアリング前の調整】、【ヒアリング対象の選定】、【心理的配慮】、【委員・第三者によるヒアリング】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

38) 児童虐待による死亡事例等の検証において、裁判の傍聴による情報収集の難しさや工夫（質問 24）

児童虐待による死亡事例等の検証において、裁判の傍聴による情報収集の難しさや工夫について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、難しさについて

は、【傍聴のための調整】、【裁判傍聴のノウハウ不足】、【開廷日時の把握】、【児童福祉に必要な情報との不一致】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

また、工夫については、【これまで得られた情報との照らし合わせる】、【検証委員との連携】、【公判情報による検証対象の再考】、【関係機関との連携】、【複数人による傍聴】といったカテゴリーに分類される内容の情報を得た。

39) 児童虐待による死亡事例等の検証において、ケース移管がなされた事例における情報収集の難しさや工夫（質問 25）

児童虐待による死亡事例等の検証において、ケース移管がなされた事例における情報収集の難しさや工夫について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、難しさについては、【対応方針の違い】、【情報収集に係る時間】、【得られる情報の質・量】、【連携が不十分】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

また、工夫については、【依頼する情報に関して丁寧な説明を実施する】、【連携を深める】、【直接話し合う機会の創出】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

39) 児童虐待による死亡事例等の検証において、転居事例における情報収集の難しさや工夫（質問 26）

児童虐待による死亡事例等の検証において、転居事例における情報収集の難しさや工夫について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、難しさについては、【関係機関との連携】、【情報収集に係る時間】、【得られる情報の質・量】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

また、工夫については、【時系列の情報整理】、【関係機関との連携を深める】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

40) 児童相談所など主たる関係機関が関与していない事例の検証における情報収集の工夫（質問 27）

児童相談所など主たる関係機関が関与していない事例の検証における情報収集の工夫について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【検証目的の丁寧な説明】、【公判記録の参照】、【保護者やきょうだいに関する情報収集】、【平時からの啓発活動】、【関与の可能性のある機関への情報収集】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

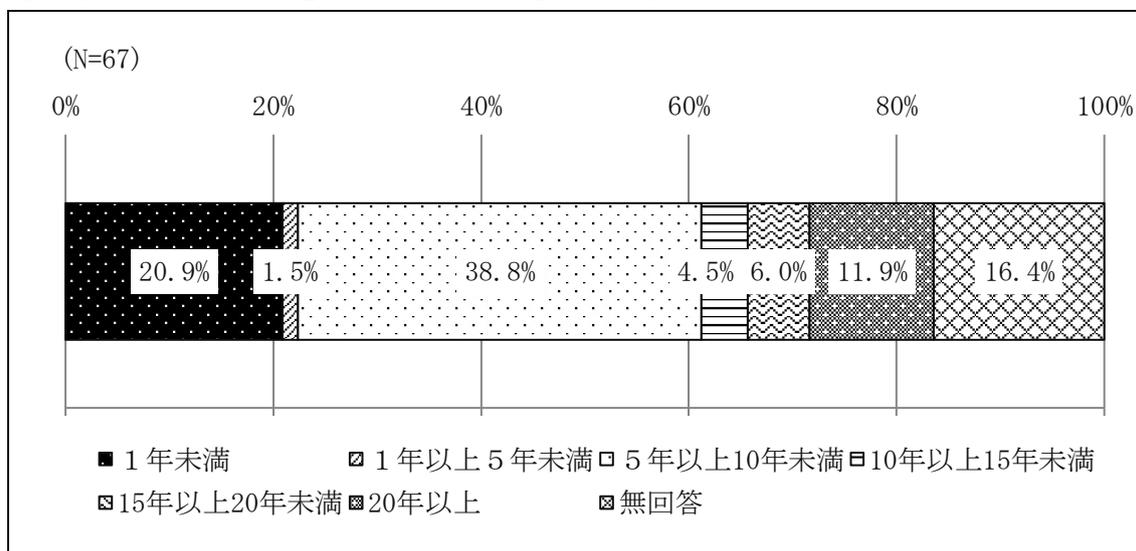
41) 広く、児童虐待による死亡事例等の検証に関する工夫（質問 28）

広く、児童虐待による死亡事例等の検証に関する工夫について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【心理的配慮】、【公判の全回傍聴】、【情報の質を確保】、【再発防止に向けた取り組みであるということの共通認識】、【検証委員における有識者の参画】、【関係機関との連携】、【他自治体の事例参照】、【調査研究の実施】、【啓発活動】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

42) 地方自治体が転居元となる場合、児童虐待による死亡事例等の検証のために情報提供を求められた際に過去何年まで情報提供が可能か（質問 29）

地方自治体が転居元となる場合、児童虐待による死亡事例等の検証のために情報提供を求められた際に過去何年まで情報提供が可能か尋ねた。その結果、「5年以上10年未満」が最多で26件（38.8%）、次いで「1年未満」で14件（20.9%）、「無回答」で11件（16.4%）、「20年以上」で8件（11.9%）、「15年以上20年未満」が4件（6.0%）、「10年以上15年未満」が3件（4.5%）、「1年以上5年未満」が1件（1.5%）であった（図表 37）。

図表 37 地方自治体が転居元となる場合、児童虐待による死亡事例等の検証のために情報提供を求められた際に過去何年まで情報提供が可能か（質問 29）



43) 地方自治体が転居元となる場合、児童虐待による死亡事例等の検証のために情報提供を求められた際の情報提供の難しさや工夫（質問 30）

地方自治体が転居元となる場合、児童虐待による死亡事例等の検証のために情報提供を求められた際の情報提供の難しさや工夫について尋ねた。その回答内容についてコーディ

ングして整理した結果、難しさについては、【個人情報保護との兼ね合い】、【担当者の異動】、【情報収集・集約方法】、【文書保存年限】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

また、工夫については、【可能な限り回答】、【事務局が中心となり関係機関との密な情報連携】、【丁寧な認識のすり合わせ、必要に応じて検証部会への相互出席】、【要点を押さえた資料作成】、【効率的な情報提供】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

#### 44) 広く、児童虐待による死亡事例等の検証に関する課題（質問 31）

広く、児童虐待による死亡事例等の検証に関する課題について尋ねた。その回答内容についてコーディングして整理した結果、【心理的配慮】、【検証方法のノウハウ不足】、【報告書の利活用】、【市町村の個別の検証との連携】、【事務局の負担】、【検証時期の設定（公判との関係含む）】、【関係機関との連携】、【公表の判断】、【児童虐待と判断できない事例についての検証要否】、【行政機関との関わりがないケースにおける情報収集】、【再発防止に向けた提言後のフォローアップ】といったカテゴリーに分類される内容の回答を得た。

## 第5章 児童相談所設置主体へのヒアリング調査

### 1. 調査目的

児童虐待による死亡事例等検証において用いる情報を収集するにあたり、障壁となる事項や課題を把握し、アンケート調査では確認しきれない詳細を明らかにすることを目的とした。

### 2. 調査対象

児童相談所設置主体のうち、ヒアリング調査の対象を選定するにあたっては、事前に行った児童相談所設置主体へのアンケート調査の結果を参考にした。

具体的には、児童相談所設置主体へのアンケート調査において、ヒアリング調査への協力について「協力できる」あるいは「詳細を聞いてから協力の可否を判断する」と回答があった中から、下記の視点を取り入れながら総合的に判断して候補を抽出し、検討委員会での意見を踏まえて対象を選定した。

図表 38 児童相談所設置主体へのヒアリング対象の選定の視点

視点	内容
1	過去10年間における検証事例数が多く、経験やノウハウが豊富だと見受けられる
2	アンケートの個票への回答数が多く、経験やノウハウが豊富だと見受けられる
3	検証時に収集した情報の種類が多く、情報収集のノウハウがあると見受けられる
4	検証実施時に、独自性のある工夫が見受けられる
5	地域に偏りのないようにする

最終的なヒアリング対象は、以下に示した通りであり、計5自治体にヒアリングを実施した。

図表 39 ヒアリング調査協力対象児童相談所設置主体の一覧

No	団体名	地方公共団体の区分	調査実施日
1	A 所	都道府県	2024 年 1 月 30 日
2	B 所	都道府県	2024 年 1 月 31 日
3	C 所	都道府県	2024 年 2 月 2 日
4	D 所	都道府県	2024 年 2 月 27 日
5	E 所	政令指定都市	(書面により回答を得た)

### 3. 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

図表 40 児童相談所設置主体へのヒアリング調査項目

1. 基礎的情報	①ヒアリング調査ご協力者について(ご所属、役職・立場、死亡事例等検証とのかかわり(これまでに検証に携わった経験等も含めて))
2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について	<p>以下、直近の検証事例について教えてください。</p> <p>①そもそも、検証にはどのような情報が必要であると(組織として)判断していたのか</p> <p>②必要な情報をどのように得るかについての方針を定めていたか、(定めていた場合)その方針はいつ、どのように話し合っ決めてたのか</p> <p>③定めた方針通りに情報を得たか</p> <p>④アンケート調査票・質問 20 および質問 21 で示した情報(別添参照)のうち、情報を求めなかったものがある場合、なぜ情報を求めなかったのか</p> <p>⑤情報を求めたにもかかわらず得られなかったものに関して、その理由は何と考えるか</p> <p>⑥検証の際、死亡に至る時期からどこまでさかのぼって情報を得るようにしているか【2. ①の質問との関係で、時間軸に関する質問】</p> <p>⑦家族の情報はどこまで広げて収集するようにしているか【2. ①の質問との関係で、広がり軸に関する質問】</p> <p>⑧情報はいつまで管理(参照できる状態)であるべきなのか【2. ①の質問との関係で、土台となる情報管理の問題に関する質問】</p>
3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について	<p>①死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題(別添の質問 20 に示した関係機関別に、特に情報を得ることが困難と感じる対象等)</p> <p>②死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題(別添の質問 21 に示した情報の種類別に、特に情報を得ることが困難と感じる対象等)</p> <p>③関係機関から情報を得やすくするために行っている工夫</p> <p>④情報収集を円滑に行うポイント等、他所へのアドバイス</p>

図表 41 ヒアリング項目別添の質問 20 及び質問 21 (アンケート調査票から抜粋)

質問 20

1) 児童相談所	19) 公立小学校
2) 市区町村の児童福祉部門	20) 私立小学校
3) 児童家庭支援センター	21) 公立中学校
4) 民間のこども関係機関 (NPO 法人等)	22) 私立中学校
5) 市区町村の母子保健部門	23) 公立高校
6) 市区町村の地域福祉部門	24) 私立高校
7) 要保護児童対策地域協議会 (構成機関)	25) 乳児院
8) 保健所	26) 児童養護施設
9) 保健センター	27) 母子生活支援施設
10) 精神保健福祉センター	28) 里親
11) 福祉事務所 (ケースワーカー)	29) ファミリーホーム
12) 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	30) 弁護士
13) 医療機関	31) 警察
14) 公立保育園	32) 裁判所
15) 私立 (民間) 保育園	33) 検察官
16) 公立幼稚園	34) 主たる虐待者
17) 私立 (民間) 幼稚園	35) 主たる虐待者ではない保護者
18) 認定こども園	36) きょうだい
	37) 祖父母や親戚 (主たる虐待者ではない者)

質問 21

「医療機関」から得る情報の例
1) こどもに係るカルテ 2) 保護者に係るカルテ (こどものカルテに記載された保護者の情報を含む) 3) X線、CT、MRI等のデータ 4) 受診経過等に関する口頭での情報 5) 死亡診断書
「警察」から得る情報の例
6) 司法解剖に係る死体検案書 7) 司法解剖鑑定書、解剖報告書等 8) 医療機関からのカルテ 9) 受傷場所や生活環境に関する情報 (書面による) 10) 受傷場所や生活環境に関する情報 (口頭による) 11) 受傷当時の着衣の情報 (書面による) 12) 受傷当時の着衣の情報 (口頭による) 13) 加害者本人及び関係者の供述 14) 事件に至るまでのエピソードの時系列 (書面による) 15) 事件に至るまでのエピソードの時系列 (口頭による)

16) その他の捜査情報（書面による）
17) その他の捜査情報（口頭による）
「検察官」から得る情報の例
18) 判決が確定している事案における捜査情報
19) 警察や検察の捜査中の事案における捜査情報
20) 不起訴となった事案における捜査情報
「執刀した法医学医」から得る情報の例
21) 司法解剖所見
22) 口頭での助言
「保育園／幼稚園／認定こども園／小学校／中学校／高校」から得る情報の例
23) こどもに係る記録
「保健機関」から得る情報の例
24) こどもに係る記録
25) 保護者に係る記録

#### 4. 調査方法

オンライン会議形式にて実施し、手法は半構造化面接技法を用いた。所要時間は 60～90 分であった。

#### 5. 調査結果

以下、項目ごとにヒアリング調査結果をまとめる。なお、ヒアリング内容の詳細は、「資料編」に記載しているので参照されたい。

##### 1) 基礎的情報

###### ①ヒアリング調査ご協力者について

ヒアリング調査に協力いただいた地方公共団体の検証組織と事務局については、下記の通りである。

図表 42 検証組織と事務局について

①	A 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事務局は本庁児童福祉主管課が担っている。</li> <li>➤ 調査検証委員会の設置要綱があり、検証委員会の下部組織として調査チームを立ち上げる仕組みになっている。県の中央児童相談所に県児童相談所を取りまとめている部署(以下、中核部署)があり、そこでもある程度の整理をしてもらった上で情報共有しながら調査チームとして情報収集を行い、検証委員会にて報告していくという流れで作業をしている。</li> </ul>
---	-----	---

②	B 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事務局は児童虐待防止や社会的養育を所管する部署が担っている。</li> <li>➤ 検証委員会は常設。社会福祉審議会児童福祉専門分科会に事例検証部会を設置している。速やかに対応できるよう、委員委嘱などの準備は既になされている。</li> </ul>
③	C 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 児童福祉審議会の会議運営を担当している部署と児童相談所の運営等を担当している部署の 2つの部署が役割分担して死亡事例検証を担当している。</li> <li>➤ なお、前者については、児童福祉審議会を担当しており、検証部会に限らず、各部会の会議の開催や日程調整、また、委員や関係者への連絡といった窓口業務、検証におけるヒアリング実施を担当している。</li> </ul>
④	D 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 児童虐待対策、児童相談所を所管している課が事務局を担当。</li> <li>➤ 検証組織は常設である。社会福祉審議会の中の児童福祉専門分科会の一つとして、専門部会が位置づけられており、この部会では、児童虐待による死亡事例等の検証以外の事務として、児童相談所の業務の点検や一時保護所の第三者評価を行っている。</li> </ul>
⑤	E 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ こども施策に関わる部署が事務局を担当。</li> <li>➤ 検証組織は常設。市の子ども・子育て会議というものが本体としてあり、その中にいくつか部会があるが、検証組織である部会もそのうちの一つ。部会の委員は、年度当初に数年間の任期を定めて委員が任命される。具体的な検証は、部会の下に検証のためのワーキンググループを設置して行っており、検証事例に応じて各分野の専門家を部会の臨時委員として任命する形である。</li> </ul>

## 2) 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について

### ①検証にはどのような情報が必要であると(組織として)判断していたのか

検証にはどのような情報が必要であると判断していたかについて、基本的には、対象に係るすべての情報が必要であると判断している所が多いが、各事案の特徴や課題感を明確にし、それに応じて情報収集している様子が見受けられた。また、収集した情報を検証委員会にて提示するにあたり、わかりやすい資料が必要だと判断しており、事務局側にて、ジェノグラムや経過表等の資料を作成している様子が見受けられた。該当するコメントは下記の通りである。

- 基本的には、対象に係るすべての情報が必要であると判断している所が多いが、各事案の特徴や課題感を明確にし、それに応じて情報収集している様子が見受けられた。
  - 当該事案は、施設から家庭引き取りになって間もなくこどもが亡くなられた事案であったため、施設に入所する経緯や児童相談所が家庭引き取りを判断した材料、母子

の交流に関する情報等を収集した。また、逮捕された保護者の公判が始まっていなかったため、家庭引き取り後の児童相談所を含めた関係機関の関わり方に絞り、情報を収集することを確認していた。(A所)

- ▶ 今回対象となった事案は産婦人科が関係する事案であったが、人員不足の現場で疲弊しておられる医療機関にどのように検証へ協力してもらえるかという課題があった。また、家族状況を確認するにあたり、直接家族へ確認することで、残された家族を追いつめ、壊してしまうのではないかという懸念があった。(中略) 相談の結果、当事者家族への聴取は行わないことになった。また、その事案の個別性に言及するのではなく、当時の課題であった産後うつについて、再発防止のために検証し、広く認識を高めていく必要があるという観点から検証を実施することとした。さらに、医療機関からの情報収集を始めとした協力を得やすくするために、有識者として、その事案とは直接関わりのない産科領域の医師に臨時委員として参画いただくことになった。(B所)
- ▶ 基本的に対象にかかわるすべての情報を関係機関に対して求めており、そのケースに関するすべての情報を提供いただけるよう依頼している。(中略) 本事案では、市の行政区役所における支援状況に加え、本市への転入前の自治体での支援状況の確認が必要と判断し、それぞれ情報提供依頼を行うこととした。情報提供依頼事項は、①「親子に関する全ての書類の写し」と、②「事案に係る経緯等に関する情報」である。(E所)

- また、情報収集したものを検証委員会にて提示するにあたり、わかりやすい資料が必要だと判断しており、事務局側にて、ジェノグラムや経過表等の資料を作成している所もあった。

- ▶ 打ち合わせの中で関係機関の情報を整理し、ある程度準備を整えた上で検証委員会に臨んだ。(A所)
- ▶ 検証開始の決定から第1回会議までの期間が短く、市や児童相談所において事務作業ができる状態ではなかったため、行政機関における全記録(手書きの記録を含む)を事務局に集約し、支援経過や家族に関する情報等を整理した。支援経過に関する資料において、特定妊婦の場合は要保護児童対策地域協議会での支援の開始時点からこどもが亡くなるまでの家族・こどもと関係機関との関わりを時系列にまとめた。第1回会議において、委員から資料に対してさらにどのような情報が必要かをご指摘いただき、2回目以降の会議において追加で得た情報を示す形とした。(D所)
- ▶ 支援経過に関する資料として、具体的に何年何月何日にどの機関がどのような対応をしたのか、また要保護児童対策地域協議会において、どのような情報をもと

に、どういう判断をしたのか等の経過についての表を作成した。また、家族の状況については、市や児童相談所で把握している範囲で情報をまとめた。(D所)

- 基本的に対象にかかわるすべての情報を関係機関に対して求めており、そのケースに関するすべての情報を提供いただけるよう依頼している。相談履歴からジェノグラムを起こしたり、対応の経過を時系列で整理したりして、委員に分かりやすく情報を提示できるよう事務局で資料を作っている。(E所)
- 情報の整理にあたり、事案の発生に至る全ての事柄を時系列に整理(経過表を作成)した上で分析を行う必要があるため、「誰が」、「誰に」、どういう「根拠」でどのような「判断」を行い、どのような「行動」をとって、「結果」はどうなったのかを明確にするために情報を得た。また、事実の発生や関係機関の対応における課題と考える対応策があれば、併せて提供依頼を行った。(E所)

②必要な情報をどのように得るかについての方針を定めていたか、(定めていた場合)その方針はいつ、どのように話し合っただけなのか

必要な情報をどのように得るかについて、各事案の特徴を踏まえつつ、検証件数の多い自治体においては、過去の虐待死亡事例の検証のノウハウをもとに方針を定めていた。一部、事務局側が主体的に動く部分もあるものの、検証委員会における判断をもとにしている所が多かった。また、検証の方針を定める、検証を開始するタイミングについても、各所、各事案で様々であり、検証事案ごとに立ち上げる場合もあれば、1年の検証のサイクルがあり時期がある程度固定して決まっている場合もあった。また、検証を開始するタイミングについては、保護者の起訴前のタイミングで検証を開始したと回答する所もあった。なお、当事者へのヒアリングについては、基本的には実施しないと回答した所が多かったが、一部、過去に実施したことがあると回答した所もあった。該当するコメントは下記の通りである。

- 必要な情報をどのように得るかについては、各事案の特徴を踏まえつつ、検証件数の多い自治体においては、過去の虐待死亡事例の検証のノウハウをもとに方針を定めていた。また、検証委員会における判断をもとにしている所が多かった。
  - 当県は比較的検証事例が多かったため、ある程度必要とされる情報は事務局でも理解しており、関与のあった関係機関には基本的に全て情報収集を試みている。また、基本的には児童相談所が既に把握していた情報を整理した上で、足りない情報があれば調査チームで調査をしている。これらの作業について、調査チームとして主体的に判断しており、検証委員会より指示があるわけではない。その後、検証委員会の中で情報の不足やヒアリングの指示があれば、実施する。(A所)
  - 検証の流れとしては、1年の検証サイクルが始まる際に、検証の対象となりうる

事案を集約して検証部会に提出し、該当年度の検証対象事例としての了承を得る。

(C所)

- 過去の死亡事例の際の情報収集をベースとしながら、外部検証組織の意見も踏まえ、情報収集を行っている。(E所)

- 検証の方針を定める、検証を開始するタイミングについても、各所、各事案で様々であり、検証事案ごとに立ち上げる場合もあれば、1年の検証のサイクルがあり時期がある程度固定して決まっている場合もあった。また、検証を開始するタイミングについては、保護者の起訴前に検証を開始したと回答する所もあった。

- なお、調査検証委員会は検証事案ごとに立ち上げる。保護者の逮捕や報道が先行して出る事例もあり、じっくり準備する間もなく検証委員会を立ち上げざるを得ない場合も多々ある。(A所)
- おおよその流れとしては、どの事案を検証の対象とするかについて決定後、児童相談所に調査をかけ、検証部会において委員がヒアリングの詳細を決定する。それを受けて、事務局で事務的な調整を行い、ヒアリングを実施する。その後、ヒアリング結果を検証部会において共有し、課題や問題点について委員が改善策等を議論する。その結果を受け、報告書案として形にしたものを提示し議論を行う。最終的には9月に報告書の最終案を委員で決めた後、10月から11月に公表する流れである。基本的には毎年同じような流れで実施している。(C所)
- 保護者が虐待事実を認めていたことから、再発防止策を早期に検討することを目的に、起訴前に検証を開始した。(D所)
- 検証開始を決定後、関係機関における支援経過の記録が必要と判断した。(D所)

- なお、当事者へのヒアリングについては、基本的には実施しないと回答した所が多かったが、一部、過去に実施したことがあると回答した所もあった。

- こどもの情報を得ること、こどもが暮らしていた家庭、家族の情報を得ることは当然必要だと考えている。直近の検証事案については、その情報を関係機関や医療機関から収集し、当事者に直接ヒアリングをして収集することは控えた。一方、過去の検証では、検討した結果、加害に至ってしまった保護者に対して直接ヒアリングを実施して情報を得る必要があるとのことで、実施したことがある。(B所)
- (当事者へのヒアリングを実施することについて) 今暮らしているこどもたちの生活に影響や支障が出ないようにすることが大前提である。きょうだいがいる場合も多く、マスコミによる報道等により生活が脅かされることも多々あることから、こどもたちの安全が第一優先だと考えている。よって、例えば、きょうだいや

そのきょうだいを守る保護者に対し直接情報収集を実施するのは難しいし、配慮すべきことだと思う。しかし、加害をした保護者については、再発防止を考える上でなぜこうしたことが起きたのかといった背景を知る必要があり、踏み込んで本人に話を聞かないと分からない部分もあるため情報収集を行った。(B所)

➤

### ③ 定めた方針通りに情報を得たか

定めた方針通りに情報を得たかについて、方針通りに情報を得たと回答した所が多かったが、一部、情報収集の結果、新たな情報が出てきた場合などは追加の情報収集を行っている所もあった。該当するコメントは下記の通りである。

- 方針通りに情報を得られたと回答する所が多かった。
  - 基本的には方針通りに情報を得られた。(A所)
  - 定めた通り、情報をすべて得ることができた。(B所)
  - ヒアリングで情報の不足がある場合は、個別ヒアリング先へ照会や問い合わせを行う。そのため、決定的に情報が足りないということはあまりない。当初想定したものについては情報収集できている。(C所)
  - 先述の通り、情報を得ている。(E所)
  
- 一部、新たな情報が出てきた場合など追加の情報収集を行っている所もあった。
  - ケースによるが、例えば、ヒアリング対象の関係機関に対して照会をして追加で書類を提出してもらおうと、これまで気が付かなかった新しい情報が出てくることがある。(C所)
  - 委員から追加資料として、所属機関へのヒアリングを実施するように依頼があり、情報収集を行った。そのほか、経済状況や通院状況など可能な範囲で情報収集を行った。(D所)

### ④ アンケート調査票・質問 20 および質問 21 で示した情報のうち、情報を求めなかったものがある場合、なぜ情報を求めなかったのか

アンケート調査票・質問 20 および質問 21 で示した情報のうち、情報を求めなかったものがある場合は、既に得られた情報で十分であり、あえて他の関係機関に直接情報収集する必要がない、時間の制約上優先順位があったとして情報提供を依頼しないということが聞

かれた。また、主たる虐待者、保護者や親族等の当事者には直接情報収集をしない所もあった。該当するコメントは下記の通りである。

- 既に得られた情報で十分であり、あえて他の関係機関に直接情報収集する必要がない、時間の制約上優先順位があったとして情報提供を依頼しないと回答する所もあった。
  - 直近の検証事案で言えば、「こどもに係る記録」に関しては、児童相談所や市町村の窓口より情報を収集していた。しかし、それ以外、例えば「死亡診断書」等は情報として得ていない。直近の検証事案に関しては、児童相談所が医療機関から情報を得ていたため死因がわかっていたこともあり、委員からも追加情報の要望はなかった。(A所)
  - ヒアリングに関しては、時間が限られていることもあり、また来庁していただくことが難しいこともあり、優先順位も勘案しつつ、調査票に書いてある情報で十分だと判断することもある。(C所)
  - 直近の検証事案で言えば、自治体の児童福祉部門、母子保健部門、所属機関に関しては第1回会議の時点で既に情報が入手できており、あえて他の機関に聞く必要が特になかった。(D所)
- 主たる虐待者、保護者や親族等の当事者には直接情報収集をしない所もあった。
  - 保護者含め当事者についての情報は、児童相談所が持っている情報は収集するが、直接ご本人からは伺っていない。直近の検証を含め保護者が逮捕されており、公判が始まる前で身柄が拘留中であることが多い。その場合、警察からの情報収集は困難だと判断する。逮捕前までの情報など確認できる範囲では確認するが、特に公判が始まる前の段階では警察も教えてくれないため、逮捕の決め手に関してはわからないところである。本来ならばそこが検証の核心であるかもしれないが、検証を作成する時点では触れられず、これまでの関係機関の関わりがどうであったか、という観点に主眼が置かれた形での検証作業になることが多い。(A所)

⑤情報を求めたにもかかわらず得られなかったものに関して、その理由は何と考えるか

情報を求めたにもかかわらず得られなかったものについて、多くの所が情報収集できなかったものはなかったと答えていたが、一方、公判関係・裁判関係の資料が入手できなかった、年数が古すぎて記録が残っておらず情報収集ができなかった、担当者が異動していて情報収集ができなかったなどが挙げられた。該当するコメントは下記の通りである。

- 公判関係・裁判関係の資料が入手できなかった。
  - 公判関係・裁判関係の資料が見たいと委員から要望があったが、法律の壁・ルールの壁などがあり、検察や裁判所に照会したものの、難しいと言われてしまったことがある。裁判・公判の情報は正確性があるため、多角的に事実を見極めるためにそういった情報がほしいとのことだったが、情報収集することができなかった。  
(C所)
- 年数が古すぎて記録が残っておらず、情報収集ができなかった。
  - 病院のみ、カルテの保存期間を超過していたため情報を得られなかった。かなり探していただいたが、8年ほど前の情報であったため見つからなかった。(A所)
  - 年数が古すぎて記録が残っていないことがある。(C所)
- 担当者が異動していて、情報収集ができなかった。
  - また、担当者が異動してしまい、ヒアリングを依頼しても、そこで話が終わってしまうこともある。ヒアリングに来ていただくこと自体が難しいケースもあった。  
(C所)

⑥検証の際、死亡に至る時期からどこまでさかのぼって情報を得るようにしているか  
【2. ①の質問との関係で、時間軸に関する質問】

検証の際、死亡に至る時期からどこまでさかのぼって情報を得るようにしているかについて、各ケースによることを前提とした上で、保護者の妊娠期から情報を得ようとしている所、世帯と関係機関の関わりが発生したタイミングや関係機関が支援を開始したタイミングから情報を得たいと考えている所や、行政機関に記録が残っている限り遡って情報を得たいと考えている所もあった。ケースによっては、きょうだいがいる場合や、保護者自身の生育歴や支援状況が検証に必要だと判断されたりする場合、過去10年以上に遡って情報を得たことがあると回答した所もあった。該当するコメントは下記の通りである。

- 保護者の妊娠期から情報を得るとしている所があった。
  - こどもが亡くなった時期やその事案の有する課題にもよるが、こどもの胎児期(保護者の妊娠期)からの情報が得られるよう努めている。あまりにも遡りすぎるの

ではなく、保健情報や相談情報から得ている。(B所)

- 世帯と関係機関の関わりが発生したタイミングや関係機関が支援を開始したタイミングから情報を得たいと考えている所があった。
  - どこまでさかのぼって情報を得るかについては、ケースによる。どの自治体でもそうだと思うが、児童相談所を含めて関係機関の関わりを重要視しているため、関係機関の関わりが発生したタイミングまで情報を得たいと考えている。0歳の時点で亡くなるケースもあるため、その場合には生まれた時点、あるいは母親が特定妊婦であった場合には、保健機関が関わっていた妊娠期間から情報を得る。このように、ケースバイケースで、何らかの関係機関のかかわりがあったかどうかの一つの考え方になっている。(C所)
  - 情報提供依頼の際は、先述のとおり期間を定めず、情報提供依頼を行った各関係機関が対象者の支援を開始した時点から全ての情報について提供を求めている。(E所)
- 行政機関に記録が残っている限り、遡って情報を得たいと考えている所もあった。
  - 特に定めているものはないが、行政機関に記録が残る範囲で、児童福祉分野に限らず、母子保健分野やきょうだいの記録等もある場合はそれも含めて遡る。(D所)
- ケースによっては、きょうだいがいる場合や、保護者自身の生育歴や支援状況が検証に必要なだと判断されたりする場合、過去に遡って情報を得たことがあると回答した所もあった。
  - 実母を見立てるためにも、当該事案で児童相談所が関わり始めるよりも以前の情報が必要ということになり、過去にさかのぼった情報を収集している。(A所)
  - 例えば、ケースによっては虐待をした親自身の生育歴や支援状況が虐待の要因分析の重要な情報となる場合もあるため、(死亡した) こどもの出生前、親がこどもの頃に児童相談所に相談したときの相談記録や、結婚前に生活保護を受給していた際の記録などまでさかのぼって情報を得る場合などもある。(E所)

⑦家族の情報はどこまで広げて収集するようにしているか【2. ①の質問との関係で、広がり軸に関する質問】

家族の情報はどこまで広げて収集するようにしているかについて、⑥と同様ケースによ

ることを前提とした上で、保護者を基本とし、保護者の父母やこどものきょうだいの情報を収集した所、子どもと同居している家族を基本とし、同居していなくてもこどもの暮らしに影響を与えている祖父母や親族までの情報を収集した所、親族や同居人、交友関係者も含めた幅広い情報の提供を求める所などがあつた。また、血縁関係以外の者に関しては、情報を求めるものの難しさもあるとの意見があつた。さらに、情報収集する上で、事務局側が家族の範囲を指定せず、家族情報という枠組みで情報提供を依頼している所もあつた。該当するコメントは下記の通りである。

- 家族の情報をどこまで広げて収集するかはケースによると考えている所が多かつた。
  - 家族の情報をどこまで収集するかについても、ケースによる。ジェノグラムも報告書に入れるようにしているが、ジェノグラムの記載も含めて、どこまで情報を取るかについてはケースによるものである。例えば、保護者の生育歴がケースに深く関わってくると判断されれば、ヒアリングでもそれについて踏み込んで聞くこともあり、一概には言えない。(C所)
- 保護者を基本とし、保護者の父母やこどものきょうだいの情報を収集した所があつた。
  - 当該事案に関しては、収集したのは保護者の情報である。また、親族はいたものの普段からどれほど交流があるか見えてこなかつたため、検証材料のためとしてではなく、あくまで児童相談所が所持している情報として収集した。きょうだいに関しても児童相談所や自治体が有する情報を集めた。(A所)
  - 保護者に関しては、見立てに繋がる情報、特にどのような環境で育つたかという情報は必要だと判断した。できる限りで保護者の父や母の情報も含め、成育歴がわかる情報があればとよいと考えていた。(A所)
- 子どもと同居している家族を基本とし、同居していなくてもこどもの暮らしに影響を与えている祖父母や親族までの情報を収集した所があつた。
  - 子どもと同居している家族を基本として、同居していなくてもこどもの暮らしに影響を与えていると思われる祖父母や親族等、育児をサポートしている方々拡大家族を含めて対象を考えている。関係機関から情報を収集するしかないが、保護者の生育歴等も必要と判断すれば、掘り下げる場合もある。(B所)
- 親族や同居人、交友関係者も含めた幅広い情報の提供を求める所もあつた。

- 親族や同居人、交友関係者も含めた幅広い情報の提供を求めている。(E所)
- 血縁関係以外の者に関しては、情報を求めるものの難しさもあるとの意見があった。
  - 保護者や子どもと関わりがある人物については、どのような関わりをしていたのかというのはいくらか知れるとよかったという意見が検証委員会でもあった。(A所)
  - 児童福祉主管課や児童相談所の方で住民票の調査や戸籍調査がなされている場合にはその範囲の情報を入手できるが、検証事務局において住民票の取得や戸籍調査等は新たに実施することはできないため、各々の機関が持っている情報の限りで収集することとなる。(D所)
- 事務局側が家族の範囲を指定せず、家族情報という枠組みで情報提供を依頼している所もあった。
  - 関係機関に対しては、ピンポイントで情報を指定するというよりは、家族情報という大きな枠組みで情報提供を依頼する。あまり細かく設定して情報を得ても全体像がよくわからなくなってしまうため、まずは大まかに情報を得て、不足している場合は関係機関へのヒアリング等を併用して詳細を得るようにする。(B所)

⑧情報はいつまで管理(参照できる状態)であるべきなのか【2. ①の質問との関係で、土台となる情報管理の問題に関する質問】

情報はいつまで管理(参照できる状態)であるべきなのかとして、多くの所が、児童相談所の規定による保存年限に従い、その範囲で情報収集するのが望ましいとの意見だったが、一方で、出生時に児童相談所や市町村との関りがあったケースや、死亡事例などの重大な事案が発生したケース、検証を実施して報告書にまとめたケースに係る情報等、一部は保存年限を延長することを検討すべきだという意見もあった。該当するコメントは下記の通りである。

- 多くの所が、児童相談所の規定による保存年限に従い、その範囲で情報収集するのが望ましいとの意見であった。
  - 児童相談所の記録等は検証に用いる情報に限らずセンシティブな情報を保有しているため、管理基準などが別途あるものと思われ、基本的にはそのルールに則って対応される必要があり、検証のために、何十年も保有してほしいと要望を持つ

- のは違うように思う。あくまで文書の規定に基づいて保管されるべき。(C所)
- 児童相談所の場合は、記録の保存年限については児童相談所運営指針に基づいており、保存年限を超えた記録は収集できない。市町村においても保存年限を定めていれば、同様であり、収集可能な情報の範囲で検証するというスタンスである。  
(D所)
  - 各機関のルールに基づいて定められており、当該ケースに対する死亡事案はいつ起こるかわからないため、外部が文書の保存年限の是非を関知するところではない。(E所)
- 一方で、出生時に児童相談所や市町村との関りがあったケースや、死亡事例などの重大な事案が発生したケース、検証を実施して報告書にまとめたケースに係る情報等、一部は保存年限を延長することを検討すべきだという意見もあった。
    - 厳密に何年まで、というのは非常に難しいと思われるが、出生時に児相や市町村の窓口が関わり始めたケースについては、今後何がわかるかわからないため保存期限が延ばせないか、と感じている。(A所)
    - 児相の情報の保存年限には規定があり、その範疇であれば残っている。18歳で施設を退所したこどもに関しては退所後6年というスパンでは残るが、それ以上は基本的に廃棄されている。特定の事例については記録の永年保存もあるが、基本的には既定の範囲内で管理されている。過去の検証事例において上の子が亡くなった後、下の子が亡くなるまでかなりのタイムラグが生じた事案があったが、虐待で亡くなったこどもがいた家族が新たなこどもを養育する可能性があるため、情報を残していくのが望ましいということを検証の提言としていただいたことがある。(A所)
  - さらに、市町村や医療機関等、児童相談所以外の関係機関のこどもに関する記録の情報管理について検討が必要であると課題を述べている所もあった。
    - 市町村や病院等の関係機関においてこどもに関する記録がどこまで残されるべきか、ということに関しては、もう少し整理された方がよい。特に、虐待死に関する情報はいつどのような形で必要になるかわからない。必要となったときに廃棄されているのが一番致命的になると考える。(A所)

### 3) 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について

①死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（別添の質問 20 に示した関係機関別に、特に情報を得ることが困難と感じる対象等）

死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（関係機関別）として、市町村が保有する情報については比較的スムーズに得ることができるという意見が多かった。民間施設の場合はヒアリング依頼に驚かれるものの前向きに協力いただけるという意見、医療機関からの情報収集については比較的スムーズに得ることができるという意見などが得られた。また、こどもの所属（保育所や学校）などは市町村や教育関係部署と調整して情報収集を行うという意見もあった。一方、捜査機関に関しては、情報を得るのが難しいという意見が多く、主たる虐待者に関しては、直接ヒアリングするイメージがないという意見があった。全体を通して、情報提供に関しては困難を感じたことがないという意見もあり、情報提供の可否は関係機関の判断によるという意見もあった。該当するコメントは下記の通りである。

- 市町村が保有する情報については比較的スムーズに得ることができるという意見が多かった。
  - 市町村が保有する情報について、以前は個人情報保護の兼ね合いで、自治体の審議会にかけないと提供できないということが障壁になっていた時期もあった。しかし、最近はスムーズに情報を得られるようになっている。特定の自治体内に関する話だが、個人情報の取り扱いに関する運用方法が変わったと聞いている。また、警察・検察は難しい。(A所)
- 民間施設の場合にはヒアリング依頼に驚かれるものの前向きに協力いただけるという意見もあった。
  - 基本的にヒアリング依頼の連絡をすると驚かれる。特に民間施設だと驚かれることが多いが、検証の趣旨を説明すれば、前向きに協力いただけることが多い。(C所)
- 医療機関からの情報収集についても、比較的スムーズに得ることができるという意見が多かった。
  - 以前は、医療機関からの情報収集について、個人情報の取り扱いについて質問が

出ることもあったが、直近の検証時には、情報収集するための根拠となる通知等を付して依頼をかけており、スムーズに対応してもらうことができている。(B所)

- 医療機関に関しては、過去の事例で直接ヒアリングを実施できている事案がある。検証の趣旨等を丁寧に説明した上での各々の医療機関での判断になってくるだろう。(D所)

- こどもの所属（保育所や学校）などは、市町村や教育関係部署と調整して情報収集を行うという意見もあった。

- 学校に関しては、必要に応じて市町村や教育関係部署と調整して情報収集することになる。(D所)

- 捜査機関の情報を得るのが難しいという意見が多かった。

- 捜査機関の情報は得るのが難しい。(A所)
- 警察、検察、裁判所からの情報収集について、捜査中の事案であれば、情報をほぼ入手することはできないものと考えているため、前提として情報収集先と考えていない。(D所)
- 仮に警察や検察から情報収集できる仕組みがあったとした場合、行政機関や関係機関から知りえなかった情報があれば検証するにあたりメリットはあるだろう。(D所)
- 警察・検察は、聞いても捜査状況を明らかにしない（できない）ため、児童が死亡した状況を詳しく把握することが難しく、公判により警察・検察が把握している情報が明らかになる場合もあるが、それを待っていると、具体的な検証作業に入るまで著しく時間が経ってしまう。(E所)

- 主たる虐待者に関して直接ヒアリングするイメージがないという意見もあった。

- 主たる虐待者に関して検証で話を聞くというのはイメージしていなかったため、聞いている自治体がある際はどのような観点で情報を収集しているのか気になった。(A所)

- 全体を通して、情報提供に関しては困難を感じたことがないという意見もあった。

- 直近で検証した事案においては、提供依頼をした情報すべてを得ることができたため困難を感じることはなかった。(B所)

- 情報提供の可否は関係機関の判断によるという意見もあった。
  - また、その他の関係機関についても、当事者の同意がない状況で、実際に情報提供してもらえるかどうか、提供してもらったとしても全ての情報が提供されているかどうかは知る由がなく、情報提供の可否と内容は相手方の判断次第でしかない。(E所)

②死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（別添の質問 21 に示した情報の種類別に、特に情報を得ることが困難と感じる対象等）

死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（情報の種類別）として、医療機関からの情報は得やすい情報と得にくい情報があるとの意見があり、警察や検察、執刀した法医学医からの情報は比較的得ることが難しいとの意見があった。こどもの所属からの情報については、比較的情報が得やすい類の意見が多かった。該当するコメントは下記の通りである。

- 医療機関からの情報については、得やすい情報と得にくい情報があるとのコメントがあった。
  - 医療機関に関して、カルテや保護者の情報も含めて、提供できるものと、提供できないと判断をされる情報はあると思われる。(A所)
- 警察からの情報については、以下のようなコメントがあった。
  - 警察、検察、法医学はかなり難しいと思われる。(A所)
  - 警察、検察の捜査情報や法医学の医師からの情報は裁判を傍聴して得ている。(D所)
- 検察からの情報については、以下のようなコメントがあった。
  - 警察、検察、法医学はかなり難しいと思われる。(A所)
  - 警察、検察の捜査情報や法医学の医師からの情報は裁判を傍聴して得ている。(D所)
- 執刀した法医学医からの情報については、以下のようなコメントがあった。

- 警察、検察、法医学はかなり難しいと思われる。(A所)
- 警察、検察の捜査情報や法医学の医師からの情報は裁判を傍聴して得ている。(D所)

- こどもの所属からの情報については、比較的得やすい類のコメントがあった。

- 保育園やこどもの所属は比較的情報が得やすいと考える。(A所)
- こどもの所属からの情報については、基本的には調査チーム内に当該市町村が参加するため、市町村内にて情報収集をしていただく。そのため、直接小学校や保育園に伺うより、市町村の方で取りまとめていただく形を取っている。(A所)
- 要対協からの情報に関しては、ほぼ、調査チームの中に当該自治体の児童福祉主幹課には入っていただくため、そこで集約してもらっている。(A所)

### ③関係機関から情報を得やすくするために行っている工夫

関係機関から情報を得やすくするために行っている工夫として、多くの所が、関係機関に対し、死亡事例検証について情報共有及び周知をしていた。関連して、日頃から関係機関との連携を図るなどの工夫も見受けられた。また、情報提供を依頼する際、事前説明を行い、情報収集の根拠を提示している所も多かった。さらに、関係機関と関わりがなかった事例の場合は少しの手がかりから情報収集を展開する、ヒアリングを実施する場合はヒアリング先の意向を事前に確認・調整する、ヒアリング内容を事前に示すなど、ヒアリングが有意義なものとなるよう事前に関係機関に振り返ってもらうなどといった工夫をしている所もあった。該当するコメントは下記の通りである。

- 関係機関に対し、死亡事例検証について情報共有及び周知する工夫をしていた。
  - 特別な何かをしているわけではない。県内では死亡事例の事案が多く、検証報告書を作成する機会も多かった。県内の市町村と情報共有しつつ、主幹課長会議を開催しており、そこで検証の流れや報告書をご案内している。いつこの自治体で発生するかわからないが、発生時に協力していただけるような意識は持っていていただいている。関係機関とのやり取りはスムーズに行えている。(A所)
  - 死亡事例発生時のフローチャートは以前に作成しており、市町村と共有している。それ以外に明確な手順は決めていないが、本庁児童福祉主管課にノウハウが蓄積しており、調査チームと共有しながら取り組んでいる。(A所)
  - 死亡事例等検証報告書について、幅広く周知をするために要対協の研修や会議で

使用することもある。また、児童相談所職員向けの研修において、事例を取り上げて詳細に振り返り、再発防止策や注意喚起をするなど、様々な形で報告書を活用している。(B所)

- 日頃から関係機関との連携を図る工夫をしていた。
  - 本庁児童福祉主管課から直接働きかけることはあまりないが、児童相談所や現場に近いところにいる人は、日頃から関係機関との連携も含めてやり取りをしている。そのため、死亡事例に限らず、児童相談所が必要な情報を得ることができるよう、児童相談所のワーカーに取り組んでいただいている。(A所)
  
- 情報提供を依頼する際、事前説明を行い、情報収集の根拠を提示する工夫をしていた。
  - 当たり前のことだが、情報提供を依頼する際、事前連絡とともに状況説明を行い、情報収集の根拠を示す文書(法的根拠や通知文等)を出し、相手方の機関が提供しやすくなるような工夫を行う。また、日頃からの情報提供を依頼する相手機関との関係性も重要である。(B所)
  - 普段から関係のある機関であれば情報が得やすいが、例えば小さな医療機関といった普段から関わるのが少ないために死亡事例等検証の重要性についてあまり認識がない機関に対しては、事前に関係機関に赴くなどして事情説明を行い、検証の意義を伝える。(B所)
  - 児童虐待防止法により、重大な虐待事案については地方自治体が検証を行うことが規定されていることのほか、児童福祉法(第8条第5項)の規定や個人情報の保護に関する法律の規定などを紹介し、検証の目的や情報収集を求める理由を直接説明したうえ、文書により依頼を行って協力を得られるように努めている。(E所)
  
- 関係機関と関わりがなかった事例の場合、少しの手がかりから情報収集を展開する工夫をしていた。
  - 児童相談所や子供家庭支援センター等と関わりがなかった事案については、例えば、ネグレクトによる死亡事例において、保育所が関わっていたことがわかり、保育所に連絡してヒアリング調査を実施したことがあったのだが、このように少しの手がかりから展開することがある。(C所)

- 過去に検証した別の事案で少しの手がかりもないものがあったが、委員からは逆に関わりがなかったこと自体が課題だという意見があった。こどもの命の危機をどこで拾うことができたのかに課題があるという視点を持ち、少しでも関りがあった関係機関の状況を聞き、検証を実施している。(C所)
- ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング先の意向を事前に確認・調整する、ヒアリング内容を事前に示す、などの工夫をしていた。
  - 所属機関（保育園等）に対して、事務局によるヒアリングを実施する際は、市町村の家庭児童相談室の担当者が同席した方がいいのか、どのような形で実施した方が話しやすいのか等について、ヒアリング先の意向を事前に確認・調整したり、ヒアリング内容を事前にお示ししたりする。ヒアリングの所要時間は2時間程度かかり、こどもの担任の保育士に直接ヒアリングを実施するよう委員から指示がある場合もあり、普段の様子等は担任の方へ、それ以外のことは管理職へ聞くといった調整もしている。(D所)
- ヒアリングが有意義なものとなるよう、関係機関に事前に振り返ってもらうための工夫をしている所もあった。
  - ヒアリングにあたっては、事前に事案の振り返りを行ってもらっている。自分たちの対応や当時の受け止め方、この事件を受けて見直した点を振り返ってもらった上で、ヒアリングを実施し、当時の対応状況や考えたことなどをヒアリングの場でも有意義な形で聞けるようにしたいと思っている。(C所)
  - ヒアリングを受ける機関においては、負担にならない形で準備した書類を送付し、確認し、振り返っていただくなどを経て、ヒアリングに臨んでいただく。(C所)

#### ④情報収集を円滑に行うポイント等、他所へのアドバイス

情報収集を円滑に行うポイントや他所へのアドバイスとして、日頃からの関係機関との連携を図ることや、情報収集をする機関の状況を踏まえて対応をすることが重要だとの意見があった。また、検証にあたって、検証の趣旨や検証結果の活用の仕方、死亡事例検証の法的根拠や建付け、具体的な手続きや得た情報の取り扱いについて、丁寧に説明することが重要だとの意見もあった。加えて、情報収集にあたってヒアリングを実施する際、事前に振り返っていただくための工夫をしている地方公共団体もあった。さらに、検証結果の公表に際し、市区町村に対して確認するよう留意する、検証結果を市区町村と共有することが重要

だとも考えられていた。一方、情報収集を円滑に行うポイントに付随して、現状における課題についても、情報収集の正当性を示す法的根拠を明示することや、検証結果をどこまで公表するかといった地方公共団体側の課題感もうかがえた。該当するコメントは下記の通りである。

- 関係機関と日頃から連携を図ることが重要だという意見があった。
  - 当県は、政令指定都市と児童相談所設置市を除く市町村を所管しているが、それらの市町村にも要対協の事務局があり、児童福祉の主管課として普段から連携して顔が見える関係を築いておくということも大事であると考え。年に1度は主管課の集まりがあり、日頃から顔の見える形で連携している。検証において必要な情報は法律の規定により動いていくが、その前段として関係の積み重ねも大きな要素であると思う。(A所)
- 情報収集をする機関の状況を踏まえて対応することが重要だという意見があった。
  - 死亡事例という重大な事案が発生すると、関与した機関（の担当者）も非常に心を痛めて傷ついておられる状況にある。そういった状況を踏まえて対応する必要があると感じる。(B所)
  - 行政機関として防ぐことができたタイミングがあったのではないかという視点で課題を抽出し、再発防止策を検討するために検証を実施しているが、関係者自身もショックや責任、悔しさを感じている中で検証をしているのが現状である。検証会議においては、責任を追及すること目的ではないことを部会長より説明いただいている。(D所)
- 検証の趣旨や検証結果の活用の仕方を丁寧に伝えることが重要だという意見があった。
  - 情報収集自体が目的ではなく、再発防止策を検討するために情報収集が必要であると伝えるということに尽きると思う。収集した情報がそのまま出ることではなく、もう一度何が起きていたのかを精査して、こどもが置かれていた状況をアセスメントした上で再発防止策を検討するものである。直接事案に深く関わった機関には主にヒアリングを行うが、誰にとっても大きなダメージを残すような出来事であるので、どのような再発防止策を見出して共有していけるか、その見通しも含めて情報収集をお願いすることになるのだと思う。(B所)
  - 関係機関へのヒアリングについて、特に民間の関係機関は突然の依頼に驚くため、

根拠を含め、趣旨をできるだけ丁寧に説明するよう事務局として心掛けている。(C所)

- 所属機関等にヒアリングを実施する際も同様に相手方への心理的な配慮、検証の目的、情報の取り扱い、検証結果報告書の公表のスケジュール感等について丁寧に説明し、理解を求めることが重要と考える (D所)

- 死亡事例検証の法的根拠やどのような建付けのもと実施しているのかを示すことが重要だとの意見があった。一方で、併せてその法的根拠を国として明示してほしいとの要望もあった。

- 死亡事例検証が、どのような根拠で、どのような制度のもと実施しているものかを示すようにしている。(C所)

- 国への要望として、死亡事案に関する情報提供について、警察による捜査関係事項照会(刑事訴訟法第197条第2項)のように、児童福祉法等に根拠があるため「正当な理由」があり守秘義務違反にならないということを、国が何らかの形で関係機関にわかるように明示していただきたい(現在は、地方自治体への技術的助言である「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)に根拠法令の記載があるが、これはあくまで自治体向けの通知である)。(E所)

- ヒアリングを依頼した際、本当に情報を出してもよいものだろうかと協力機関が不安になるようであれば気の毒であるし、協力機関の内部においても、情報を出すことが正当なことであると窓口担当者から上の立場の方に説明する必要もあると思う。そのような際に、根拠として明確なものがあれば安心感を持って対応できるものと思う。(E所)

- なお、検証することを規定している児童虐待防止法においては、そもそも検証に関する情報収集の規定はないことから、国が法改正を行い、虐待重大事案の検証に関わる情報の収集・提供が問題ないという規定を追加することが必要と考えられる。(E所)

- 死亡事例検証の具体的な手続きや情報の取り扱いについて、丁寧に説明することが重要だとの意見があった。

- できるだけ丁寧に対応するよう心掛けているため、慣れていない場合もあると思うが、なるべくスムーズにいくように当日もご案内している。また、先方から尋ねられた場合には、どういう形で検証を進めていくのかについても丁寧にお答えしている。(C所)

- 所属機関等にヒアリングを実施する際も同様に相手方への心理的な配慮、検証の目的、情報の取り扱い、検証結果報告書の公表のスケジュール感等について丁寧に説明し、理解を求めることが重要と考える。(D所)
- 検証結果の公表に際し、市区町村に対して確認するように留意している地方公共団体があった。一方で、検証結果の公表基準について明確化した方が対応しやすいとの意見もあった。
  - ヒアリング後には、最終的に報告書として公表するので、公表の際は情報提供をさせていただき旨も伝えている。(C所)
  - 公表する報告書の内容に関しては、家族に関してプライバシーを侵害するような内容は掲載しないよう配慮している。公表する検証報告書において、経過を詳細に記載しているため、公表する内容／しない内容について、客観的な指標や基準・目安が明確にあればよいと感じる。(D所)
- 死亡事例検証の結果を市区町村と共有することが重要だという意見があった。
  - 他の自治体でも実施されていることとは思うが、検証報告書を市町村と共有し、提言に対する取組みを実行していくことが大事であると考え。(A所)

## 第6章 総合考察～地方公共団体が検証を行う際に円滑な情報収集を行うためのポイント～

ここからは、地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集について、本事業の調査において把握した課題や取組例を紹介しながら、円滑な情報収集を行うためのポイントを考察する。

死亡事例等の検証に係る情報収集については、都市部においては一定の検証実績（検証ケース数）があるものの、地域によってはこれまで検証実績が少ない所や、検証実績があったとしても数年に一度の実施である所も少なくない。よって、この考察においては、それぞれの地域での取組例についてバリエーションをもって示し、多様な角度からとりまとめることとした。それは、実際は検証を行う地域の実情や対象となるケースの内容・状況に応じて参考になるポイントが変わってくるものと考えたからである。

他所での取組例から、適宜、自所で検証に係る情報収集を行う際に有意義と思われるポイントを参考にして、そのアイデアを活用していただきたい。

### 1. 検証組織について

情報収集に関してまとめる前に、その前提となる検証組織について整理する。

#### （1）検証を行う組織体制

児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織体制については、次の特徴が確認できた。

- 検証組織を常設している地方公共団体が多い。ただし、常設といっても常に児童虐待による死亡事例等の検証に係る業務のみを行うのではなく、その他の業務も併せて行っている。
- 組織としては「児童福祉審議会や地方社会福祉審議会の下部組織（部会等）として設置」され、検証を行う事務局は「児童福祉主管課」が担当するケースが多いが、中には児童相談所が担当する所や、児童相談所と児童福祉主管課とが役割分担をしながら担う所もある。
- 事務局における業務は、「事務局を担う部署の通常業務を担う職員のみ」で対応する所が多く（3～4人で対応している所が本事業のアンケート調査回答者の半数を占めた）、主となる担当者は一般職である職員が大半である。
- 児童虐待による死亡事例等の検証を行うために事務局が担う業務は、以下のように多数ある。

#### 【事務局が担う業務のポイント】

- 検証に用いる情報の収集（支援機関の保有するケースに関する記録、ヒアリング、裁判の傍聴等による）
- 検証の準備としてその情報の整理（例：児童相談所や関係機関の対応経過を時系列に整理して経過表を作成する、対象となるケースのジェノグラムを作成する等）
- 検証委員会の委員の招聘や検証会議の運営
- 検証報告書のとりまとめと公開に係る業務
- 検証結果の活用や児童虐待による死亡事例等を防ぐための施策へのフィードバック 等

### （２）検証委員会の構成員

検証委員会の委員構成については、次の特徴が確認できた。

- 「司法関係（弁護士、検察官など）」、「学識経験者（大学教員など）」、「医師（法医学医、小児科医、産婦人科医、精神科医など）」など、多岐にわたる専門家により構成されている。
- 検証対象となるケースが有する課題への理解を深めるため、臨時委員として検証対象となるケースと関わりのない専門家を招聘する例もある（例：保護者が産後うつ状態を有していたことから、産科領域の医師を臨時委員として招聘）。
- 検証委員会の構成員を選任する基準として気を付けていることとして、次のようなポイントが挙げられる。

#### 【検証委員会の構成員を選任する基準として気を付けたいポイント】

- 検証対象となるケースに関連のある分野に精通した有識者に参画を求める
- 多様な専門家に参画を求める
- 客観性・第三者性が担保されるような者に参画を求める
- 委員の男女構成比や女性登用率に配慮する
- 社会福祉審議会児童福祉専門分科会の構成員を充てる
- 事例に関与していた関係機関職員も構成員とする

### （３）検証組織にかかる課題

検証組織の事務局が担う作業は多数あり、対応する人員の不足や作業負担の大きさ、作業

ノウハウの不足などの課題が挙げられた。

## 2. 検証対象と検証のタイミング

次に、情報収集の流れと関連することとして、検証の対象となるケースの考え方や検証を行うタイミングについて整理する。

### (1) 検証の対象

検証の対象となるケースの考え方については、次のようなものがあった。

- 死亡事例のみを対象とする所もあれば、死亡事例と重大事例（死亡に至らなかった事例）のどちらも対象とする所もある。また、児童虐待によるものと明らかに判断できる事例のみを対象とする所もあれば、明らかに判断できない事例も対象とする所もある。
- 発生した死亡事例・重大事例のすべてを検証の対象とする所もあれば、一部を対象とする所もある。また、中には、ケースごとの判断となるため検証の対象とする範囲をどこまでにするかをあらかじめ決めていない所もある。

### (2) 検証を行うタイミング

検証を行うタイミングについては、次のような状況が把握できた。

- 事案が発生したら、可能な限り早急に検証を行っている。
- 検証を行うタイミングの前提として、基本的には年次で検証のタイミングが決まっている場合と、事案が発生するごとにタイミングが検討される場合とがある。
- その上で、ケースの状況によりタイミングが様々であり、次のような場合があった。

- 事案発生直後、可能な限り早急に検証を行う（当事業のアンケート調査で回答のあった検証事例の半数以上が該当する）
- 公判終了後に検証を行う
- 公判が開かれるタイミングに合わせて検証を行う
- 保護者が逮捕されたタイミングで検証を行う
- 市や町の検証を終えた後に県による検証を行う 等

### (3) 検証対象と検証のタイミングにかかる課題

検証の対象となるケースの考え方や検証のタイミングについてはケースの状況によりさまざまであることが把握できたが、検証を開始するタイミングや検証結果報告書の公表のタイミングについては、起訴や裁判の経過を含めて検討していく必要があるとの意見もあった。

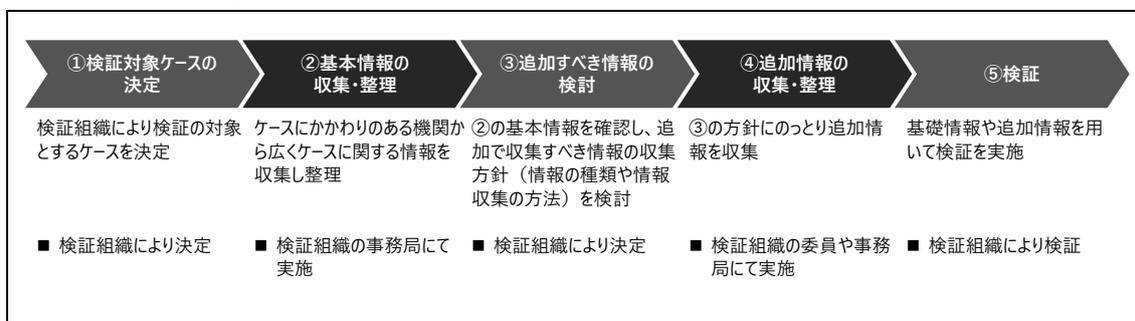
## 3. 情報収集

ここでは、児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集に焦点をあて、どのような情報を、いつ、どのように、何に注意して情報収集すべきかについて考察しポイントを整理する。

### (1) 情報収集の流れ

本事業のヒアリング調査から、児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集は、おおよそ次のような流れで行われていることが把握できた。

図表 43 情報収集の流れ



まずは、①検証組織において検証の対象とするケースを決定する。次に、②検証組織の事務局により当該ケースの基本情報として、ケースに関わりのあった機関から広くケースに関する情報を集める。その上で、③検証委員会により基本情報を確認し、検証において必要な情報として、さらに収集すべき情報を検討し、追加情報の収集方針（どのような種類の情報が必要か、どのような方法で収集するか等）を決定する。そして、④その方針にのっとり検証組織の委員や事務局が追加の情報収集を行う。

②基本情報の収集・整理や④追加情報の収集・整理の方法について、以下の通り補足する。

- まずは、基本的な情報を得るために、検証することが決まった段階で、児童相談所や市町村などの行政機関から、検証対象となるケースに関する対応記録をできる

かぎり全て、広く収集する。

- その際、検証のための情報収集を行う「調査チーム」を組成する工夫も考えられる
- 情報収集の目的は、行政機関をはじめとする関係機関が、対象となるケースに対してどのような対応を取るべきであったのかを確認し、再発防止策を検討することである。基本情報の収集・整理はもちろんのこと、追加情報の収集・整理においても、そのことに主眼を置きながら進める。
  - 死亡に至った児童が受けた虐待への対応に係る情報のみならず、保護者に関する情報、きょうだいに関する情報、同居していたり育児を手伝ったりして児童のくらしに影響を与えていた親族に関する情報に至るまで広く収集する
  - 収集した記録から、検証組織の事務局が、関係機関における対応経過を時系列に整理して経過表を作成したり、検証対象となるケースのジェノグラムを作成したりする
- 追加情報の収集では、基礎情報では把握しきれなかった情報を収集する。事実確認のための情報収集も含まれるが、その他にも、例えば、対象となるケースへの対応について、担当者になぜその対応をとったのか（その対応をとることを判断したのか）を振り返ってもらうなどして、児童が死亡するといった重大な状況に至る背景にあるものを理解するためにヒアリングを行うこともある。

## （２）情報収集の方法

児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集の流れにおいては、主に「記録の収集」、「ヒアリング」、「裁判の傍聴」といった収集方法が用いられる。

ここでは、それぞれの方法と留意点について考察する。

### 1) 記録の収集

- 基本的には検証することが決まった段階で、関係機関に協力を依頼し検証対象となるケースに関する対応記録を広く収集する。また、検証組織による検討を経て追加で必要となった情報に関しても、記録を収集する場合もある。
- 依頼する対象としては、児童相談所や市町村（児童福祉部門、母子保健部門、地域保健部門）、児童の所属、警察、裁判所、検察など多岐にわたる。
- その際、次のような課題が考えられるため留意する必要がある。

(情報を得ることの難しさ)

- 関わった機関を特定することが難しい
- 情報の提供に対して関係機関からの理解を得ることが難しい
- 行政機関以外からは個人情報保護の観点から情報を得ることが難しい
- 市町村における記録については個人情報保護の観点から情報公開審議会等にかける必要がある場合があり、時間を要する
- 記録の保存年数を超過しているため情報が残っていない場合がある
- 所属機関が県外の場合には情報収集がスムーズに行えない場合がある
- 児童相談所等が支援継続中の場合には情報を得ることが難しい
- 警察の捜査、裁判に影響するような情報の入手が難しい

(得た情報を整理することの難しさ)

- どのような情報があるのかについて、実際の記録を見なければ分からない
- 記録の量が多く、整理に時間や手間を要する
- 関わる機関が複数ある場合には収集した情報が膨大な量になる
- 情報収集の方針が定まっていない場合には、情報収集を担当する者により認識の相違が生じて情報収集に影響がでる

- 記録を収集することによる情報収集を円滑に行うポイントとしては、次のような工夫が考えられる。

**【記録を収集することによる情報収集を円滑に行うポイント】**

(理解を得るための丁寧な説明)

- 根拠法令などを示し、出来るだけ調査に協力してもらうよう丁寧な説明を行う
- 文書で情報提供依頼をするほかにも、電話で依頼したり相手先に出向いて説明したりする

(効率的・効果的な収集のための工夫)

- どこまでの情報を何のために収集するのかをあらかじめ明確にしておく
- なるべく早く依頼する関係機関を決定し、関係機関が準備する時間を確保する
- 記録等の収集に加え、検証において知りたい情報をアンケート形

式で記入してもらう

- 検証の対象となる可能性が高いケースは事件発生直後から記録の収集について調整を開始する

## 2) ヒアリング

- ヒアリングは、基本的には、検証委員会により基本情報を確認し、追加情報の収集方針を決定した上で、その方針にのっとり実施する。
- 依頼する対象としては、児童相談所や市町村（児童福祉部門、母子保健部門、地域保健部門）、児童の所属、警察、主たる虐待者、主たる虐待者ではない保護者、きょうだい、祖父母や親戚（主たる虐待者ではない者）など多岐にわたる。
- ヒアリングの際、次のような課題が考えられるため留意する必要がある。

（ヒアリング対象との調整にかかる難しさ）

- 誰に対してヒアリングを行うかの選定が難しい
- 検証やヒアリングの趣旨についての理解を得ることが難しい
- 人事異動や退職により当時の担当者に対してヒアリングすることができない場合がある
- 業務多忙な対象者の場合はヒアリングに時間を割いてもらうことが難しい
- 所属先においては死亡に至る経過の詳細が共有されていない場合があり、児童本人と近い担当者から話を聞くことができない場合がある
- 時間の経過とともに関係者の記憶が薄れ詳細についての聴取が難しい場合がある

（ヒアリングの実施にかかる難しさ）

- ヒアリングする側の主観が反映されてしまう可能性がある
- ヒアリングにおいて専門性を求められる場合には事務職員での対応が難しい
- 実施にあたり手間と時間を要する（検証の趣旨説明、質問項目の検討、ヒアリング当日の対応、追加のヒアリング等）
- 拘留所などのヒアリングでは限られた時間の中で必要な情報を聞き取ることが難しい
- 上司からの評価や自身の立場が気になり担当者が率直に話すことが難しい可能性がある
- ヒアリング対象者が自責の念を抱いたり精神的に負担を感じた

りする可能性がある

- ヒアリングによる情報収集を円滑に行うポイントとしては、次のような工夫が考えられる。

#### 【ヒアリングによる情報収集を円滑に行うポイント】

(理解を得るための丁寧な説明)

- 責任の追及が目的ではないこと、再発防止のための検証に用いる情報をお聞きすることなど、ヒアリングの目的や趣旨について丁寧に説明する

(効率的・効果的な収集のための工夫)

- 対象者の希望や状況に応じて、対象者のところに赴いてヒアリングを実施したり、負担を考慮してオンラインによるヒアリングを実施したりする
- 専門職や専門家がヒアリングに同席する（検証組織の委員や保健関連部署や母子関連部署など関連部門の職員もヒアリングに同席するなど）
- ヒアリング対象と関係性が確立できている機関を經由してヒアリングを実施する
- 数回に分けてヒアリングを実施する
- 事前に質問項目等を共有した上でヒアリングに臨む
- ヒアリングの項目を検証組織において精査した上でヒアリングを実施する
- ヒアリングのための調査票を作り、対象機関の事務的負担をできる限り軽減する

(ヒアリング協力者への配慮)

- 対象者の上司の目が入らない環境でヒアリングを実施する
- ケースに直接関与した担当者ではなく、上席（管理職等）に対してヒアリングを実施する
- 同一機関において複数の担当者に対してヒアリングを実施する
- 個別ではなく当時対応していた担当者をグループにして集団へのヒアリングを実施する
- ヒアリングを受ける担当者へのフォローを対象機関に事前に依頼する

### 3) 裁判の傍聴

- 裁判の傍聴により得る情報の位置づけは所によりさまざまである。例えば、裁判の傍聴により得た情報から当該ケースの事実情報を確認する場合（特に、当該ケースの情報が少ない場合に行われる）や、加害者の心情を理解するための情報とする場合がある。
- 裁判を傍聴することにより情報収集を行う際には、次のような課題が考えられるため留意する必要がある。

#### (情報を得ることの難しさ)

- 開廷日時を把握したり、傍聴席を確保したりするなど調整が難しい
- 傍聴内容は録音ができずその場でメモすることになるので、十分な情報の記録を作ることが難しい
- 発言内容や当事者の様子など情報量が多いため記録が難しく、記録を作る作業が他業務を圧迫する
- 記録に傍聴する職員の主観が入る可能性がある
- 当該ケースの加害者が未成年の場合は少年事件となり裁判記録の閲覧等ができない

#### (得た情報を整理することの難しさ)

- 公判内容を理解するためにはある程度の知識や経験を要する
- 事件の状況は分かるが、なぜ虐待に至ってしまったのか、どうすれば虐待に至ることを防ぐことができたのかといったことまでは分からない
- 裁判を傍聴して得た情報をもとに考察した加害者像と、それ以外の情報をもとに考察した加害者像とにズレが生じる

- 裁判を傍聴することによる情報収集を円滑に行うポイントとしては、次のような工夫が考えられる。

#### 【裁判を傍聴することによる情報収集を円滑に行うポイント】

##### (効率的・効果的な収集のための工夫)

- 複数人で傍聴し、記録を作成する
- 対象となるケースに関わりのある関係機関と協力して開廷日時を把握したり傍聴記録を作成したりする
- 検証組織の委員である弁護士等に解説を求める

(得た情報の活用にかかる工夫)

- 加害者の発言を検証内容と照らし合わせ、齟齬がないように確認する
- ケースに関して得られる情報が少なく不確実な情報をもとにして検証を行っていた場合には、公判情報が出た後にあらためて検証を実施する

### (3) 情報収集の対象

児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集の対象としては、主に「支援機関・関係機関（児童相談所や市町村の児童福祉部門といった内部機関）」、「支援機関・関係機関（児童相談所や市町村の児童福祉部門以外の機関）」、「警察」、「検察」、「医療機関」、「当事者や親族」といった対象が考えられる。

ここでは、それぞれの対象から情報を収集する際の方法と留意点について考察する。

#### 1) 支援機関・関係機関（児童相談所や市町村の児童福祉部門といった内部機関）

- 支援機関・関係機関（児童相談所や市町村の児童福祉部門といった内部機関）は、検証することが決まった段階で、最初に情報提供の依頼を行うことが多い機関である。
- その他にも、対象ケースのケースワークを担当していた立場として、児童が死亡するといった重大な状況に至る背景にあるものを理解するためにヒアリングによる情報収集を行うこともある。
- 市町村の児童福祉部門が事務局を担う場合の多い要保護児童対策地域協議会に対して、登録児童に関する情報を求める場合も考えられる。
- 内部機関の強みとして、検証の基礎となる多くの情報を得ることができると考えられる。そのため、どこまでの情報を何のために収集するのかをあらかじめ明確にする、検証の対象となる可能性が高いケースは事件発生直後から記録の収集について調整を開始するといった工夫があるとよい。

#### 2) 支援機関・関係機関（児童相談所や市町村の児童福祉部門以外の機関）

- 児童相談所や市町村の児童福祉部門以外の支援機関・関係機関（市町村の母子保健担当部門、地域福祉担当部門、保健所・保健センターなど）についても、検証することが決まった段階で、検証対象となるケースに関する対応記録を広く収集することが考えられる。

- また、対象ケースのケースワークを担当していた立場として、児童が死亡するといった重大な状況に至る背景にあるものを理解するためにヒアリングによる情報収集を行うこともある。
- 児童相談所や市町村の児童福祉部門と違い、児童虐待への対応を主業務とする部門ではないため、日ごろの情報連携や死亡事例等の検証に対する理解において、いわゆる内部機関と比べると十分ではない可能性がある。そのため、根拠法令などを示しながら出来るだけ調査に協力してもらうよう丁寧な説明を行う、文書で依頼するほかにも電話で依頼したり相手先に出向いて説明したりするなどの工夫があるとよい。

### 3) 警察

- 検証の対象となるケースが捜査期間にある場合には当該ケースについて警察から情報を得ることは難しい。ただし、捜査対象ではない場合や捜査が終了した場合においては、法令等の範囲内で、次のような情報を得ている例がある。

- 受傷場所や生活環境に関する情報（口頭による）
- 加害者本人及び関係者の供述
- 事件に至るまでのエピソードの時系列（口頭によるものと、書面によるものと両方の場合がある）
- 事件発生以前の通告内容（書面による）
- 逮捕令状の内容（書面による）
- 検証の対象となったケースの家庭への過去の関与状況（口頭による） 等

- 警察からの情報収集は、情報収集を行うタイミングで言えば、対象となるケースの死亡等事案が発生した後すぐに情報提供を求める場合もあれば、検証のために追加の情報提供を求める場合もあり、さまざまである。
- また、提供可能なタイミングで言えば、加害者が逮捕された時点、加害者が起訴された時点などがある。
- 情報を得るにあたって警察と調整した事項や情報提供の依頼内容については、下記のような例がある。

#### 【警察への情報提供依頼についてのポイント】

(調整した事項)

- 電話による調整

- FAX や文書により質問項目を送信
- 協定の枠組みの中で共有
- 児童相談所や市への警察からの出向職員を通じて
- 検証委員会に出席してもらいヒアリングを実施
- 記者レク用の広報文書を共有してもらう

(情報提供の依頼内容)

- 具体的項目を挙げて依頼
- 広く関連する情報を求める
- 警察主導で提供できる情報を得る

- 警察からの情報を円滑に得るための工夫として、次のような工夫が考えられる。

**【警察からの情報を円滑に得るために工夫したいポイント】**

- 事前の質問事項の共有
- 日ごろから顔の見える関係性を構築する
- 情報交換や合同研修の機会を設ける
- 完成した検証報告書は必ず持参し説明を行う
- 警察からの出向職員やOBの配置により連携強化
- 相手の職域を尊重し侵害するようなことは言わない

#### 4) 検察

- 検察庁に対しては、訴訟記録の閲覧を請求することが考えられる。
- 情報を得るにあたって検察と調整した事項や情報提供の依頼内容については、下記のような例がある。

**【検察庁への情報提供依頼についてのポイント】**

(調整した事項)

- 検察庁に対して文書提供依頼
- 検証組織に関する説明
- 検証作業以外に情報を用いることはしないことの誓約書作成

(情報提供の依頼内容)

- 閲覧を希望する記録を具体的に提示 (例：判決文等)

## 5) 医療機関

- 医療機関からは、検証の対象となるケースの児童や保護者に関する情報として、次のような情報を得ている例がある。

- 受診経過等に関する口頭での情報
- こどもに係るカルテ
- 保護者に係るカルテ（こどものカルテに記載された保護者の情報を含む）
- X線、CT、MRI等のデータ
- 死亡診断書

- 医療機関からの情報収集は、対象となるケースの死亡等事案が発生した後すぐに情報提供を求める場合もあれば、検証のために追加の情報提供を求める場合もあり、さまざまである。
- 情報を得るにあたって医療機関と調整した事項や情報提供の依頼内容については、下記のような例がある。

### 【医療機関への情報提供依頼についてのポイント】

#### (調整した事項)

- 電話、メール、文書により依頼して調整
- 書面により情報を得た後ヒアリング実施
- 個人情報の取り扱いに関する考え方や児童虐待防止法・個人情報保護法・社会福祉審議会に関する資料など説明資料を添付して依頼
- 児童相談所に勤務する嘱託医にヒアリング
- 児童福祉審議会の委員である医師に情報提供を依頼
- 児童相談所職員がCAP委員に参加可能となるよう調整

#### (情報提供の依頼内容)

- 診断名、治療歴、通院状況、服薬内容、診察時の対象者の状態及び貴院の見解等が分かる書類（診療録等）を求める
- 広く当該事案に関連する情報を求める
- 診療録の写しを求める
- 検証組織の事務局にて調査票様式を作成し回答を求める（例：医療機関での関わり・受診経過などについて尋ねるもの）
- 児童が救急搬送された際の詳細な状況、児童の死因についての情報、保護者の診断や経緯が分かるものなどを依頼

- 医療機関からの情報を円滑に得るための工夫として、次のような工夫が考えられる。

**【医療機関からの情報を円滑に得るために工夫したいポイント】**

- 根拠法令を示して可能な限り情報開示を求める
- 事前に質問項目を共有する
- 事前に電話で相談する
- 日ごろ接点のある児童相談所の職員に同行を依頼する

6) 当事者、親族

- 当事者や親族に対してヒアリングを行い、情報収集する例がある。
- 当事者や親族からは、対象となるケースの死亡等事案が発生した後すぐに情報提供を求める場合もあれば、検証のために追加の情報提供を求める場合もあり、さまざまである。
- 当事者や親族に対してヒアリングを行う趣旨としては、次のようなことが挙げられた。

- 児童相談所におけるケースワークの一環で得た情報が共有された
- 保護者からの情報では客観的な判断ができないため親族からの情報を得た
- 事実確認のため
- 親族の心情的な部分も知っておく必要があると判断したため
- 同じような不幸な事例を繰り返さない為に本当のことを知りたいという目的
- 再発防止を考える上でなぜこうしたことが起きたのかといった背景を知るため

- 当事者や親族にヒアリングを行う上で、次のような配慮が求められる。

**【当事者や親族にヒアリングを行う上で配慮したいポイント】**

- 加害者や関係者を責めるのではなく、再発防止のために実施するということを伝え、不快な気持ちにさせることのないよう心掛ける
- 今暮らしている子どもたちの生活に影響や支障が出ないようにする。きょうだいがいる場合、その子どもたちの安全を第一優先とし、きょうだいやそのきょうだいを守る保護者に対し直接情報収集を実

施することは避ける

- 収監されている加害者にヒアリングを行う場合には事前に警察に対してその旨を伝えて相談する

#### (4) 情報収集に課題があるケースについて

ここからは、情報収集において課題のある「転居ケース」と「児童相談所等の支援機関が関与していない事例」について考察する。

##### 1) 転居ケース

- 検証の対象となるケースが転居ケースの場合には、次のような課題が考えられるため留意する必要がある。

(情報を得ることの難しさ)

- 他県にある児童相談所と連携することが難しい
- 情報把握に時間がかかる場合がある
- 居住期間が短い場合には得られる情報が乏しかったり断片的になったりする
- 記録が廃棄されている場合や担当者が異動・退職している場合がある
- 転居後間もない場合には住民票の異動手続きがなされておらず、転居前後のどちらの自治体が主体となるべきかが不明

(得た情報を利用する上での難しさ)

- 転居により家族構成や生活状況に変化が生じ、リスク判断が変わることがある
- 複数の関係機関からの情報を用いるため対応経過の整理が困難になる場合がある
- 得られた情報に対する認識の相違が生じる場合がある

(転居元となった場合の難しさ)

- 個人情報保護やプライバシー保護の観点から、どこまでの情報提供を可能とするかの判断が難しい
- 記録が廃棄されている場合や担当者が異動・退職している場合がある
- 関係機関が複数ある場合に情報の収集や集約が難しい
- 転居先と転居元とで認識に相違がある場合に、情報の真偽の判断が

難しい

- 転居ケースの情報収集を円滑に行うポイントとしては、次のような工夫が考えられる。

**【転居ケースの情報収集を円滑に行うポイント】**

(効率的・効果的な収集のための工夫)

- 実態把握に努める
- 時系列による情報の整理を徹底する
- 日ごろからの連携を深める
- 書面による依頼と並行して電話による依頼や情報収集を行いスピーディーに対応する
- 転居元の関係機関に直接訪問をして情報収集を行う
- なるべくヒアリングを実施するようにして、少しでも多くの情報を収集できるようにする

(得た情報の活用にかかる工夫)

- 転居を繰り返している場合は虐待等のリスクが高くなる場合があることを自覚し取組を強めるという意識を関係機関に共有する
- 転居元において検証が行われている場合は検証組織の事務局間できめ細やかな連絡調整を行い意見や認識の一致を図る

(転居元となった場合の工夫)

- 可能な限り情報提供を行う
- 転居元となる自治体の関係機関に対して検証組織の事務局である自分たちが説明し情報をとりまとめる
- 必要に応じて検証組織の会議へ相互に出席するなどして情報のすり合わせを行う
- ケースの経緯や状況がわかるように要点を押さえた資料を作成する
- システムを活用してペーパーレス化する

2) 児童相談所等の主たる支援機関が関与していないケース

- 検証の対象となるケースが児童相談所等の主たる支援機関が関与していないケースの場合には、検証のために利用できる情報がそもそも少ないことが考えられる。
- そのような中で児童相談所等の主たる支援機関が関与していないの情報収集を円

滑に行うポイントとしては、次のような工夫が考えられる。

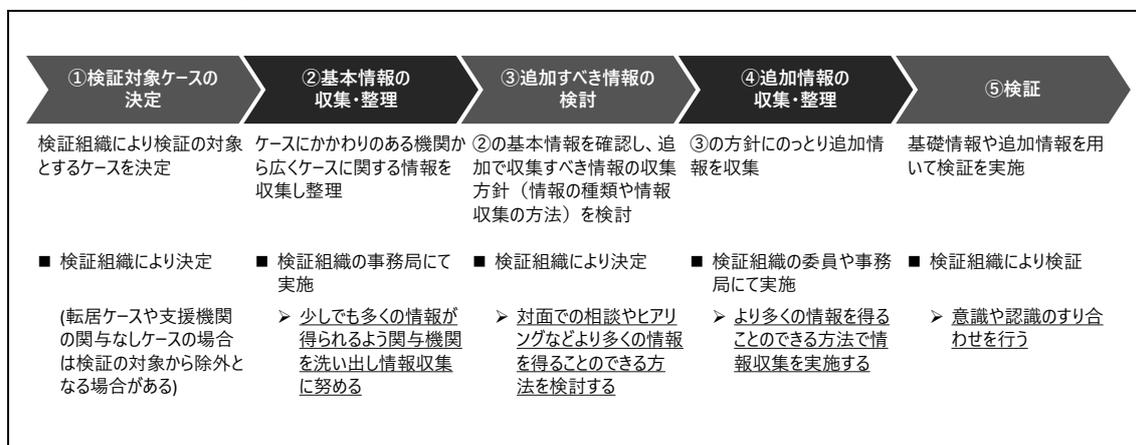
**【児童相談所等の主たる支援機関が関与していないケースの情報収集を円滑に行うポイント】**

- 児童相談所の協力を得て児童の成育歴をたどり、情報収集ができそうな関係機関を洗い出す
- 少しでも関与していた可能性のある機関には照会を行う
- 市町村からできる限り多くの情報を集める（保護者やきょうだいの関わりについても情報を収集する）
- 関係機関に個人情報の提出を求める場合には検証の目的を丁寧に行う
- 虐待対応を主として行っていない機関からの情報の場合は、虐待対応の視点が十分ではない場合があるため聞き取りの際に配慮する
- 要保護児童対策地域協議会を通じた情報収集に努める
- 要保護児童対策地域協議会において児童虐待対応の周知啓発活動を定期的に行い検証にあたって必要な情報が収集できる土台作りを行う
- 裁判の傍聴や公判記録等を参照することで情報を得る
- 可能な範囲で家族から話を聞く

3) 情報収集の流れにおけるポイント

情報収集において課題のある「転居ケース」や「児童相談所等の支援機関が関与していない事例」の場合には、情報収集の流れにおいて、次のポイントを意識するとよいと考えられる。

図表 44 情報収集の流れ



### 【情報収集の流れにおけるポイント】

②基本情報の収集・整理においては、少しでも多くの情報が得られるようにケースに関与した可能性のある機関を洗い出し、情報収集に努める。③追加すべき情報の検討においては、対面で相談をしたりヒアリングに赴いたりしてより多くの情報を得ることのできる方法を検討したり、裁判の傍聴や公判記録の閲覧、当事者へのヒアリング、要保護児童対策地域協議会を通じた情報収集などの方法も併せて検討する。④追加情報の収集・整理においては、③追加すべき情報の検討で建てた方針にのっとり情報収集を行いつつ、関係機関への検証目的の丁寧な説明、検証組織の事務局間での情報のすり合わせなどを意識して行う。

## 4. 検証報告書の公表と活用

収集した情報の活用として、検証をとりまとめた報告書の公表と、検証報告書の活用についても、その取組例を中心にまとめる。

### (1) 検証報告書の公表

検証報告書の公表については、次のような例があった。

- 検証報告書の作成については、報告書を作成して公表する場合（本事業のアンケート調査で回答のあった検証事例では8割以上が公表）もあれば、報告書を作成するが公表しない場合、少数ではあるが報告書を作成していない場合もあり、ケースによりさまざまである。なお、公表する報告書の形態についても種類があり、一般に広く公表するのではなく関係機関に送付（公表）するための報告書、開示請求があった場合に公表するための報告書などの例がある。また、概要版の報告書のみを公表する例もある。
- 報告書を公表しない理由や報告書を作成しない理由としては、次のようなものがあった。

- 検証のために得た情報が少なかった
- 情報の公開を禁じられたり拒否されたりした
- 児童虐待による死亡事例と判断されなかった（内部検証のみの実施、内部での活用を目的とした報告書の作成）
- 遺族のプライバシーへの配慮のため（誹謗中傷による被害を防ぐ、加害者の社会復帰が阻害されることを防ぐ） 等

- 公表にあたってのプライバシーに関する事項の取り扱いについては、公表用の報

告書と内部用の報告書を分けずに要配慮箇所を削除して対応している場合もあれば、それらを分けて作成している場合、それらを分けずにすべて公表している場合とがあった。

- 公表にあたってのプライバシーに関する事項の取り扱いについては、公表用の報告書と内部用の報告書を分けて作成する場合として、次のような例があった。

- 関係機関への送付用とホームページでの公表用を作成している
- 要配慮箇所を削除したものを公開している
- 公表用として概要版を作成している
- 開示請求に応じて公表するものとホームページで一般に公表する報告書を分けて作成している
- ホームページで一般に公表する報告書のみ作成 等

## (2) 検証報告書の活用

- 作成した検証報告書は、次のような活用の例があった。

- 児童相談所の援助方針決定会議において所内の職員に検証報告書の内容を周知する
- 死亡事例を風化させないよう児童相談所で年に2回、過去の検証事例を取り上げ振り返りや検証を行う
- 市町村の児童福祉主管課長会議の中での報告書の内容について共有する

## 5. 今後の検討や整理が望まれる事項

最後に、広く児童虐待による死亡事例等の検証に関して、本事業のアンケート調査やヒアリング調査から浮き彫りになった点を、今後の検討や整理が望まれる事項として示す。

### ケースの起訴／不起訴との関係

検証の対象となるケースの考え方や検証のタイミングについてはケースの状況によりさまざまであることが把握できたが、中には公判が開かれるタイミングにあわせて検証を行う場合や公判終了後に検証を行う場合もあり、死亡等に至った事案であっても不起訴となった場合は検証の対象としない場合があることが推測できた。

しかし、児童虐待による死亡事例等の検証の目的は、死亡という悲劇を二度と繰り返さな

いことである。虐待であるか否かによりケースの見立てが変わる場合はあるものの、不起訴となり虐待による死亡か否かが明確にならない場合であっても、社会がどうしてそのこどもを救えなかったのかについて検証を行うべきケースがあることに留意するべきである。

#### 死亡事例等の検証における都道府県と市町村の協働

検証にあたり、対象となるケースに対応した市町村の情報は必要不可欠であることがわかった。また、地域によっては都道府県と市町村それぞれが検証を行う場合もあり、それらの結果をどのように連携させていくのかについての課題意識も聞かれた。

亡くなったこどものきょうだいや保護者といった家族、親族はその地域でひきつづき生活を送る場合も多い。そう考えた時、都道府県のみが主体として検証を行うのではなく、市町村も当事者として、主体となり検証を行うことが有意義であると考えられる。

#### 死亡事例等の検証に活用する情報の保存年限

児童相談所運営指針（令和5年3月29日子発0329第14号）において、援助を行ったこどもの児童記録の保存は5年間とされている<sup>4</sup>。

しかし、保存年限は変更可能なものであり、残しておくべき重要な情報の場合にはその保存期間を延ばすことを検討する必要がある。死亡事例等の検証は再発防止を目的としたものであり、同じ保護者が何年か経過したのち再びこどもを生んだり育てたりすることがあるため、検証に用いた情報は長期の保存を検討することも考える必要がある。

---

<sup>4</sup> 同指針では、「①法第27条第1項第3号、第4号及び第2項の措置（これらの措置とみなされる措置を含む。）をとったこどもの児童記録票は、そのこどもが満25歳になるまでの間。②法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の措置をとったこどもの児童記録票は、そのこどもが措置を解除されてから5年間。③①、②以外の援助を行ったこどもの児童記録票は、その取扱いを終了した日から5年間。」となっている。

## 成果物の公表について

本報告書は、有限責任監査法人トーマツのホームページにて広く一般に公開する。

## 資料編

### 1. 児童相談所設置主体へのアンケート調査票

こども家庭庁令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集に関する調査研究」  
**地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集についてのアンケート調査票（共通）**

※薄い灰色の枠内が選択式の回答欄、灰色の枠内が入力式の回答欄です（白色の枠は、回答を求める場合に色付けされる回答欄です）

< 1 > 貴地方公共団体について

質問1 貴地方公共団体の区分について教えてください。

未回答 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. 都道府県
2. 政令指定都市
3. その他の地方公共団体

質問1回答欄
--------

質問2 貴地方公共団体における児童相談所設置数を教えてください。

未回答 ※数値は半角で入力してください。

質問2回答欄
--------

質問3 貴地方公共団体では、児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織を設置していますか。

未回答 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. 設置している（常設している）
2. 事例が発生した時など、必要に応じて設置する
3. その他

質問3回答欄
--------

「3. その他」の具体的な内容

「3. その他」の具体的な内容
-----------------

質問4 未回答

質問4 貴地方公共団体において、児童虐待による死亡事例等の検証をどのようなタイミングで行いますか。具体的に教えてください。（例）事業発生直後可能な限り早急に、公判が開かれるタイミングに合わせて、公判の終了後、等

質問4回答欄
--------

質問5 未回答

質問5 上記の回答について、そのタイミングで児童虐待による死亡事例等の検証を行う理由を教えてください。

質問5回答欄
--------

質問6 未回答

質問6 貴地方公共団体では、児童虐待による死亡事例等の検証を行う組織をどこに設置していますか。

未回答 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. 児童福祉審議会や地方社会福祉審議会の中に設置
2. 児童福祉審議会や地方社会福祉審議会の下部組織（部会等）として設置
3. 要保護児童対策地域協議会の中に設置
4. 既存の会議から独立して設置
5. その他
6. 決まっていない

質問6回答欄
--------

「5. その他」の具体的な内容

「5. その他」の具体的な内容
-----------------

質問7 未回答

質問7 貴地方公共団体では、児童虐待による死亡事例等の事務局はどこが担いますか。

未回答 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. 貴地方公共団体の児童福祉主管課
2. 知事部局本部・総務部等
3. その他

質問7回答欄
--------

「3. その他」の具体的な内容

「3. その他」の具体的な内容
-----------------

質問7-1 未回答

質問7-1 回答7で回答した事務局はどのような体制で対応しますか。

未回答 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

質問7-1回答欄
----------

1. 事務局を担う部署の通常業務を担う職員のみで対応する
2. 事務局を担う部署の通常業務を担う職員以外の者の者も加えて対応する
3. 決まっていない

事務局の構成員の人数を教えてください。

※数値は半角で入力してください。

質問7-2  
未回答

事務局の構成員の人数
質問7-2回答欄

質問7-3  
未回答

質問7で回答した事務局の担当(構成員)の中での実働担当者としておてはまるものを教えてください。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. 管理職である職員
2. 一般職である職員
3. その他
4. 決まっていない

質問7-3回答欄
----------

「3. その他」の具体的な内容


質問8  
未回答

貴地方公共団体においては、児童虐待による死亡・事例等の検証を行う組織の運営規則や要綱はありますか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. ある
2. ない

質問8回答欄
--------

質問9  
未回答

貴地方公共団体においては、児童虐待による死亡・事例等の検証の対象となる事例についての基準がありますか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. 基準がある
2. 基準はない

質問9回答欄
--------

質問10  
未回答

児童虐待による死亡・事例等の検証の対象となる事例について教えてください。

※下記選択肢のうちあてはまる意の項目を複数選択してください(回答欄にて、該当する項目の欄にある枠内において「1」を選択してください)。

1. 児童虐待によるものと明らかに判断できる死亡事例
2. 児童虐待によるものと明らかに判断できない死亡事例
3. 児童虐待によるものと明らかに判断できる重大事例(死亡に至らなかった事例)
4. 児童虐待によるものと明らかに判断できない重大事例(死亡に至らなかった事例)
5. 決まっていない

質問10回答欄
1.児童虐待によるものと明らかに判断できる死亡事例
2.児童虐待によるものと明らかに判断できない死亡事例
3.児童虐待によるものと明らかに判断できる重大事例
4.児童虐待によるものと明らかに判断できない重大事例
5.決まっていない

質問10-1  
未回答

質問10で回答した検証の対象となる事例について、その範囲を教えてください。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. 発生した事例すべてを対象とする
2. 発生した事例のうち、一部を対象とする
3. その他
4. 決まっていない

質問10-1回答欄
-----------

「2. 発生した事例のうち、一部を対象とする」の具体的な内容 (どのような事例が対象となるか)


「3. その他」の具体的な内容


<II> 貴地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

質問11 未回答 これまでに、貴地方公共団体で児童虐待による死亡事例等の検証を行いましたか(現在実施中の場合も含みます)。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. 行った(行っていない) ▶ 回答後、質問12に進んでください。
2. 行っていない ▶ 回答後、質問13に進んでください。

質問11回答欄
---------

質問12 未回答 **過去10年間に於いて、児童虐待による死亡事例等の検証は何事例行いましたか、(現在実施中の場合も含みます。会議の開催回数ではなく、検証対象となった事例の件数を回答してください。)**

※数値は半角で入力してください。

▶ 過去10年間に於いて検証を行った事例が0件の場合は、回答後、質問13に進んでください。

▶ 過去10年間に於いて検証を行った事例が1件以上ある場合は、回答後、質問14(※)へ進んでください。

(※)質問14は別のシート(「(回答)事例1」から「(回答)事例5」)にございます。

質問12回答欄
---------

質問13 未回答 (質問11で「2」行っていないと回答した場合、あるいは、質問12で過去10年間に於いて検証を行った事例数を0事例と回答した場合にお尋ねします。) 検証を行っていない理由を教えてください。

質問13回答欄

--

<III> 貴地方公共団体において行った児童虐待による死亡事例等の検証(詳細)について

ここからは、**過去10年間に於いて、児童虐待による死亡事例等の検証を行ったことのある地方公共団体の回答者にお尋ねします(現在実施中の場合も含みます)。**

質問14から質問21までは、**過去10年間に於いて重症の検証から数えて5つの検証事例について取り上げ、回答してください。**

なお、質問14から質問21は別のシート(「(回答)事例1」から「(回答)事例5」)にございます。事例ごとに1つのシートを使用して、回答してください。

※過去10年間で検証を実施した事例が5件に満たない場合は、すべての検証事例についてお答えください。

※過去10年間で検証を実施した事例がない場合は、質問29に進んでください。

<質問14～質問21は別のシート(「(回答)事例1」から「(回答)事例5」)にて、事例ごとに回答してください>

質問22

未回答

児童虐待による死亡事例等の検証において、記録等を集めたり参照したりすることによる情報収集の難しさを工夫していただくことを教えてください。

質問22回答欄

難しさ:
工夫:

質問23

未回答

児童虐待による死亡事例等の検証において、ヒアリングによる情報収集の難しさを工夫していただくことを教えてください(独立性を維持するための実施方法上の工夫なども含めて)。

質問23回答欄

難しさ:
工夫:

質問24  
未回答

児童虐待による死亡事例等の検証において、差別の類型による情報収集の難しさや工夫していることを教えてください。

質問24回答欄	
難しさ:	
工夫:	

質問25  
未回答

児童虐待による死亡事例等の検証において、検証の対象となる事例のうち、ケース移管がなされたことのある事例について、情報収集の難しさや工夫していることを教えてください。

質問25回答欄	
難しさ:	
工夫:	

質問26  
未回答

児童虐待による死亡事例等の検証において、検証の対象となる事例のうち、仮居事例について、情報収集の難しさや工夫していることを教えてください。

質問26回答欄	
難しさ:	
工夫:	

質問27  
未回答

児童相談所など主たる関係機関が関与していない事例を検証する場合には、情報収集において工夫していることや工夫し得ることを教えてください。

質問27回答欄	
難しさ:	
工夫:	

質問28  
未回答

広く、児童虐待による死亡事例等の検証に關して工夫していることを教えてください。

質問28回答欄	
難しさ:	
工夫:	

#### <IV> 児童虐待による死亡事例等の検証に関する工夫と課題

ここからは、すべての回答者にお尋ねします(これまで)、児童虐待による死亡事例等の検証を行っていない場合でも回答をお願いします。

質問29  
未回答

貴地方公共団体が仮居元となる場合、児童虐待による死亡事例等の検証のために情報提供を求められた際には、過去何年まで遡り情報を提供することができますか。  
※数値は半角で入力してください。

質問29回答欄	
過去に遡って情報提供が可能な年数	

(年)

質問30  
未回答

貴地方公共団体が仮居元となる場合、児童虐待による死亡事例等の検証のために情報提供を求められた際の情報提供の難しさや工夫していることを教えてください。

質問30回答欄	
難しさ:	
工夫:	

質問31  
未回答

広く、児童虐待による死亡事例等の検証に関する課題と考えることを教えてください。(例)検証方法が分からない、市区町村や児童相談所が個別に行う検証との連携が難しい、検証結果として出した提言のフォローアップが難しい、等

質問31回答欄

<V>インタビュー調査への協力可否について

質問32

当事業において、児童相談所を設置する地方公共団体へのインタビューを計画しています(時期：令和6年1月～2月頃、オンライン会議形式)。

インタビューでは、児童虐待による死亡事例等検証において用いる情報を収集するにあたり障壁となる事項や課題、また、それを打開するための工夫等について、各地の状況を伺います(死亡事例等の内容については伺うものではありません)。

このインタビュー調査にご協力いただくことは可能ですか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

- 未回答
1. 協力できる
  2. 詳細を聞いてから協力の可否を判断する
  3. 協力できない

質問33

当アンケート調査回答の照会先を教えてください。

未回答  
未回答  
未回答  
未回答  
未回答

質問33回答欄

貴地方公共団体名
ご所属(部署)
お名前
連絡先(電話)
連絡先(メール)

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

子ども虐待庁令和5年度子ども子育て支援等推進調査事業「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証に係る情報収集についてのアンケート調査票（個票）事例1

※薄い水色の枠内が選択式の回答欄、灰色の枠内が入力式の回答欄です（白色の枠は、回答を求める場合に色付けされる回答欄です）

<検証事例1>

質問14 児童虐待による死亡事例等の検証の対象となった事業が発生した年と、検証を開始した年を、西暦で教えてください。

未回答 ※数値は半角で入力してください。

質問14回答欄	(年)
検証の対象となった事業が発生した年(西暦)	
検証を開始した年(西暦)	

質問15 児童虐待による死亡事例等の検証の対象となった事例(以下、「この事例」とする。)は、どのような事例ですか。

未回答 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. 死亡事例
2. 重大事例(死亡に至らなかった事例)

質問15回答欄
---------

質問16 この事例に関して、検証を行ったタイミングについて教えてください。

未回答 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。

1. 事業発生直後、可能な限り早急に検証を行った
2. 公判が開かれるタイミングに合わせて、検証を行った
3. 公判終了後に検証を行った
4. その他

質問16回答欄
「4. その他」の具体的な内容

質問17 上記の回答について、そのタイミングで児童虐待による死亡事例等の検証を行った理由を教えてください。

未回答

質問17回答欄
---------

質問18 この事例の検証を行った検証委員会の構成員についてあてはまるものすべてを教えてください(作業部会等の下部組織は除き、検証委員会全体の委員について回答してください。また、複数の調査がある場合は原則として職職を回答し、元職についてはその旨を注記してください)。

未回答 ※該当する項目の順で「1」を選択した上で、具体的な調査(職種や専門領域)を記載してください。

※別シートで回答した内容を重複する場合回答を省略していただく場合があります。その場合は回答済みのシート名を右側に記載してください。

回答したシート名: \_\_\_\_\_

項目	質問18回答欄 あてはまる 項目に「1」	具体的な調査(職種や専門領域など)
1. 学識経験者(大学教授など)		
2. 福祉関係(ソーシャルワーカー、ケアワーカー、民生委員・児童委員など)		
3. 医療(法医学医、小児科医、産婦人科医、精神科医など)		
4. 医療以外の保健・医療関係(保健師、助産師、看護師など)		
5. 教育関係(教員、教育委員会、スクールカウンセラーなど)		
6. 司法関係(弁護士、検察官など)		
7. 心理関係(公認心理師、臨床心理士、カウンセラーなど)		
8. 警察関係(警察官など)		
9. 市区町村の関連部門担当者(児童福祉担当部署、児童虐待対応担当部署、母子保健担当部署、地域福祉担当部署など)		
10. 貴地方公共団体の児童相談所担当部署		
11. その他		

質問18-1 この事例の検証を行った検証委員会の構成員の人数を教えてください。

未回答 ※数値は半角で入力してください。

質問18-1回答欄	(人)
検証委員会の構成員の人数	

質問18-2 検証委員会の構成員を選任する基準として、気を付けていることがあれば教えてください。

未回答

質問18-2回答欄
-----------

質問19 この事例の検証報告書は公表していますが(現在検討を行っている場合は、公表の予定について教えてください)。

未回答 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。  
※別シートで回答した内容と重複する場合は回答を省略していただいても構いません。その場合は回答済みのシート名を右枠に記載してください。

1. 報告書を作成し公表している(公表する予定)
2. 報告書を作成したが公表していない(公表しない予定) \*その理由も教えてください
3. 報告書は作成していない(作成しない予定) \*その理由も教えてください
4. その他

回答したシート名:

質問19回答欄

「2. 報告書を作成したが公表していないもしくは「3. 報告書は作成していない」理由

「4. その他」の具体的な内容

質問19-1 「1. 報告書を公表している(公表する予定)」と回答した場合にお尋ねします。公表に当たってのプライバシーに関連する事項の取り扱いについて教えてください。

未回答 ※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ回答欄で選択してください。  
※別シートで回答した内容と重複する場合は回答を省略していただいても構いません。その場合は回答済みのシート名を右枠に記載してください。

1. 公表用報告書と内部用報告書を分けて作成している
2. 公表用報告書と内部用報告書を分けず、要配慮箇所を削除している
3. 公表用報告書と内部用報告書を分けず、すべてを公表している
4. その他

回答したシート名:

質問19-1回答欄

「4. その他」の具体的な内容

質問19-2 「1. 報告書を公表している(公表する予定)」と回答した場合にお尋ねします。公表用の報告書について、開示請求に応じた公表するものと別記にホームページで一般に公表する報告書を作成しているなど、分けて作成している場合には具体的に教えてください。

未回答 ※別シートで回答した内容と重複する場合は回答を省略していただいても構いません。その場合は回答済みのシート名を右枠に記載してください。

質問19-2回答欄

質問20 検証の対象となった事例と何らかのかわりがあった部門・機関等に対して実施した情報収集の方法(②)、情報収集を行った場合に情報収集の依頼方法(③)、ヒアリングを行った場合にヒアリングの実施場所(④)、ヒアリングを行った場合にヒアリングの実施場所(⑤)、情報を得た場合に情報の

未回答 ※下記の項目それぞれに対して、①～⑥の質問への回答として、あてはまる選択肢の番号を1つ回答欄で選択してください。

<p>「①事例とのかかわりの有無」について教えてください。</p> <p>※下記の1)から3)の項目すべてに回答してください。 項目3B)～4)「その他」への回答は任意です。</p> <p>以下が選択肢です。一つ選択してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. かわりあり</li> <li>2. かわりなし</li> <li>3. 不明</li> </ol>	<p>「②情報収集の方法」について教えてください。</p> <p>※「①事例とのかかわりの有無」で「1. かわりあり」を選択した項目に回答してください。</p> <p>以下が選択肢です。一つ選択してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 口頭にて依頼</li> <li>2. 文書等で依頼法令を示した上で依頼</li> <li>3. その他</li> </ol>	<p>「③情報収集の依頼方法」について教えてください。</p> <p>※「②情報収集の方法」で「1. 記録の提出」、「2. ヒアリング」、「3. 記録の提出及びヒアリング」、「4. その他」、「5. 情報の提供を求めたが得られなかった」のいずれかを選択した項目に回答してください。</p> <p>以下が選択肢です。一つ選択してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事務局</li> <li>2. 検証委員</li> <li>3. その他</li> </ol>	<p>「④ヒアリングの実施場所」について教えてください。</p> <p>※「②情報収集の方法」で「2. ヒアリング」もしくは「3. 記録の提出及びヒアリング」を選択した項目に回答してください。</p> <p>以下が選択肢です。一つ選択してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ヒアリング対象のもとに出向いて実施</li> <li>2. 委員会の場へ招請して実施</li> <li>3. オンラインで実施</li> <li>4. その他</li> </ol>	<p>「⑤情報の得やすさ」について教えてください。</p> <p>※「②情報収集の方法」で「1. 記録の提出」、「2. ヒアリング」、「3. 記録の提出及びヒアリング」、「4. その他」のいずれかを選択した項目に回答してください。</p> <p>以下が選択肢です。一つ選択してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 得やすかった</li> <li>2. 得やすさはどちらとも言えない</li> <li>3. 得にくかった</li> </ol>
---	---	--	---	---

①事例ごとの かかわりの 有無	②情報収集の 方法 (②で「その他」を選択した場合は具体的な 名を記載してください。)	③情報収集の 依頼方法 (③で「その他」を選択した場合は具体的な 名を記載してください。)	④ヒアリング の実施者 (④で「その他」を選択した場合は具体的な 名を記載してください。)	⑤ヒアリング の実施場所 (⑤で「その他」を選択した場合は具体的な 名を記載してください。)	⑥情報の 得やすさ
	1) 児童相談所				
	2) 市区町村の児童福祉部門				
	3) 児童家庭支援センター				
	4) 民間の子ども医療機関(NP0法人等)				
	5) 市区町村の母子保健部門				
	6) 市区町村の地域福祉部門				
	7) 要保護児童対策地域協議会(構成機関)				
	8) 保健所				
	9) 保健センター				
	10) 精神保健福祉センター				
	11) 福祉事務所(ケースワーカー)				
	12) 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター				
	13) 医療機関				
	14) 公立保育園				
	15) 私立(民間)保育園				
	16) 公立幼稚園				
	17) 私立(民間)幼稚園				
	18) 認定こども園				
	19) 公立小学校				
	20) 私立小学校				
	21) 公立中学校				
	22) 私立中学校				
	23) 公立高校				
	24) 私立高校				
	25) 乳児院				
	26) 児童養護施設				
	27) 母子生活支援施設				
	28) 児童				
	29) ファミリーホーム				
	30) 弁護士				
	31) 警察				
	32) 裁判所				
	33) 検察官				
	34) 主たる虐待者				
	35) 主たる虐待者ではない保護者				
	36) その他				
	37) 祖父祖母(主たる虐待者ではない者)				
	以降は必要に応じて括弧〔〕内に具体的な項目を入力した上で、①～⑥の質問に回答してください。				
	38) その他〔 〕				
	39) その他〔 〕				
	40) その他〔 〕				
	41) その他〔 〕				
	42) その他〔 〕				

質問20-1 質問20①事例ごとのかかわりの有無について、1. かかわりありと選択し、②情報収集の方法について、6. 情報収集を行わなかった(情報を求めることはなかった)としたものがある場合は、「情報収集を行わなかった(情報提供を求めることはしなかった)」とした理由について教えてください。  
※複数の項目が該当する場合は、主な理由をお答えください。

質問20-1回答欄

質問20-2 質問20の①事例とのかかわりの情報について1. かかわりありと選択し、②情報収集の方法について5. 情報の提供を求めたが得られなかったとしたものがある場合にお尋ねします。「情報の提供を求めたが得られなかった」要因として考えられることを教えてください。(例) 守秘義務、法令に対する誤解・認識不足、検正の遅延に対する理解不足、等  
未回答 ※複数の項目が該当する場合は、主な理由をお答えください。

質問20-2	質問20-2回答欄
--------	-----------

質問20-3 下記に、検正にあたり活用することが考えられる主な情報を示しています。以下に示す情報について、関係機関等に対して情報の提供を求めたかどうか(①)も、また、情報の提供を求めたものについて、実際に情報を得たかどうか(②)、情報を得た場合には情報の得やすさについて(③)も、それぞれ教えてください。  
未回答 ※下記の項目それぞれに対して、①～③の質問への回答として、あてはまる選択肢の番号を1つ回答欄で選択してください。

質問20-3	質問20-3回答欄
--------	-----------

質問21 下記に、検正にあたり活用することが考えられる主な情報を示しています。以下に示す情報について、関係機関等に対して情報の提供を求めたかどうか(①)も、また、情報の提供を求めたものについて、実際に情報を得たかどうか(②)、情報を得た場合には情報の得やすさについて(③)も、それぞれ教えてください。  
未回答 ※下記の項目それぞれに対して、①～③の質問への回答として、あてはまる選択肢の番号を1つ回答欄で選択してください。

「医療機関」から得る情報の例	①情報の提供を求めたかどうか ※1) ①から29)の項目すべてに回答してください。 以下が選択肢です。一つ選択してください： 1. 情報の提供を求めた 2. 情報の提供を求めなかった	②実際に情報を得たかどうか ※1) ①情報の提供を求めたものについて「情報の提供を求めた」を選択した項目に関して回答してください。 以下が選択肢です。一つ選択してください： 1. 情報を得た 2. 情報を得られなかった	③情報の得やすさ ※1) ②実際に情報を得たものについて「情報の提供を求めた」を選択した項目に関して回答してください。 以下が選択肢です。一つ選択してください： 1. 得やすかった 2. 得やすさはどちらとも言えない 3. 判じなかった
----------------	---	---	---

	①情報の提供を求めたかどうか	②実際に情報を得たかどうか	③情報の得やすさ
「医療機関」から得る情報の例	1) ことにも係るカルテ 2) 保護者に係るカルテ(子どものカルテに記載された保護者の情報を含む) 3) X線、CT、MRI等のデータ 4) 検体検査結果に関する口頭での情報 5) 死亡診断書 6) 司法解剖に係る死体検案書 7) 司法解剖鑑定書、解剖報告書等 8) 医療機関からのカルテ 9) 受検場所や生活環境に関する情報(書面による) 10) 受検場所や生活環境に関する情報(口頭による) 11) 受検当時の着衣の情報(書面による) 12) 受検当時の着衣の情報(口頭による) 13) 加害者本人及び関係者の供述 14) 事件に至るまでのエピソードの時系列(書面による) 15) 事件に至るまでのエピソードの時系列(口頭による) 16) その他の検査情報(書面による) 17) その他の検査情報(口頭による)		
「警察」から得る情報の例	18) 判決が確定している事案における検査情報 19) 警察や検察の捜査中の事案における検査情報 20) 不起訴となった事案における検査情報		
「検察官」から得る情報の例	21) 司法解剖所見 22) 口頭での加言		
「執刀した法医学医 学 医 生」から得る情報の例	23) ことにも係る記録 24) ことにも係る記録 25) ことにも係る記録 26) ことにも係る記録 27) ことにも係る記録		
「保育園・幼稚園/認定こども園/小学校/中学校/高校」から得る情報の例	28) ことにも係る記録 29) 保護者に係る記録		
「保健機関」から得る情報の例			
			「16・17」その他の検査情報の具体的な内容
			「23～29」の具体的な内容

質問21-1 質問21の1情報提供を求めたかどうかについて2. 情報の提供を求めなかったとしたものがある場合にお尋ねします。「情報の提供を求めなかった」とした理由について教えてください。  
※複数の項目が該当する場合は、主な理由をお答えください。

質問21-1-1回答欄

質問21-2 実際に情報を得たかどうかについて2. 情報の提供を求めたが得られなかったとしたものがある場合にお尋ねします。「情報の提供を求めたが得られなかった」と原因として考えられることを教えてください。(例) 守秘義務、法令に対する誤解・認識不足、検証の意欲に対する理解不足、等

質問21-2回答欄

質問21-3 情報の得やすさについて3. 得にくかったとしたものがある場合にお尋ねします。情報が「得にくかった」と原因として考えられることを教えてください。(例) 守秘義務、法令に対する誤解・認識不足、検証の意欲に対する理解不足、等

質問21-3回答欄

## 2. 児童相談所設置主体へのアンケート調査集計表

< | > 貴地方公共団体について

質問1 貴地方公共団体の区分

	件数	割合	割合(区分別)
1 都道府県	40	59.7%	85.1%
2 政令指定都市	17	25.4%	85.0%
3 その他の地方公共団体	10	14.9%	90.9%
無回答	0	0.0%	0.0%
合計	67	100.0%	

質問2 貴地方公共団体における児童相談所設置数

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児童相談所)
1 1件	20	29.9%	0	10	10
2 2件	14	20.9%	11	3	0
3 3件	12	17.9%	9	3	0
4 4件	5	7.5%	4	1	0
5 5件	5	7.5%	5	0	0
6 6件	6	9.0%	6	0	0
7 7件	2	3.0%	2	0	0
8 8件	1	1.5%	1	0	0
9 9件	0	0.0%	0	0	0
10 10件以上	2	3.0%	2	0	0
11 0件	0	0.0%	0	0	0
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	67	100.0%	40	17	10

質問3 検証を行う組織を設置しているか

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児童相談所)
1 設置している(建設している)	50	74.6%	27	16	7
2 事例が発生した時など、必要に応じて設置する	16	23.9%	12	1	3
3 その他	1	1.5%	1	0	0
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	67	100.0%	40	17	10

質問6 検証を行う組織

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児童相談所)
1 児童福祉審議会や地方社会福祉協議会の中に設置	4	6.0%	4	0	0
2 児童福祉審議会や地方社会福祉協議会(部会等)として設置	55	82.1%	33	14	8
3 要保護児童対策地域協議会の中に設置	0	0.0%	0	0	0
4 既存の会議から独立して設置	4	6.0%	2	2	0
5 その他	2	3.0%	1	1	0
6 決まっていない	2	3.0%	0	0	2
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	67	100.0%	40	17	10

質問7 検証を行う事務局

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児童相談所)
1 貴地方公共団体の児童福祉主管課	60	89.6%	39	15	6
2 知事部局本部・総務部等	0	0.0%	0	0	0
3 その他	7	10.4%	1	2	4
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	67	100.0%	40	17	10

平均	最大	最小
3,089,522,39	10	1

質問7-1 事務所の体制

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児相設置市)
1 事務局を担う部署の通常業務を担う職員のみで対応する	55	82.1%	36	14	5
2 事務局を担う部署の通常業務を担う職員以外の外部の者も加えて対応する	6	9.0%	3	3	0
3 決まっている	6	9.0%	1	0	5
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	67	100.0%	40	17	10

質問7-2 事務局の構成員の人数

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児相設置市)
1 1人	2	3.0%	2	0	0
2 2人	3	4.5%	1	0	2
3 3人	13	19.4%	8	3	2
4 4人	22	32.8%	15	6	1
5 5人	4	6.0%	2	1	1
6 6人	4	6.0%	2	2	0
7 7人	3	4.5%	2	1	0
8 8人	3	4.5%	3	0	0
9 9人	3	4.5%	2	1	0
10 10人以上	5	7.5%	1	3	1
11 0人	3	4.5%	1	0	2
無回答	2	3.0%	1	0	1
合計	67	100.0%	40	17	10

質問7-3 事務局の主担当

	回答数	割合	回答数(都道府県)	回答数(政令指定都市)	回答数(その他児相設置市)
1 管理職である職員	4	6.0%	1	2	1
2 一般職である職員	54	80.6%	36	13	5
3 その他	3	4.5%	1	2	0
4 決まっている	6	9.0%	2	0	4
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	67	100.0%	40	17	10

質問8 検証を行う組織の運営規則や要綱の有無

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児相設置市)
1 ある	53	79.1%	32	14	7
2 ない	14	20.9%	8	3	3
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	67	100.0%	40	17	10

質問9 検証の対象となる事例についての基準の有無

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児相設置市)
1 基準がある	39	58.2%	22	11	6
2 基準はない	28	41.8%	18	6	4
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	67	100.0%	40	17	10

質問10 検証の対象となる事例

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児相設置市)
1 児童虐待によるものと明らかに判断できる死亡事例	56	83.6%	35	16	5
2 児童虐待によるものと明らかに判断できない死亡事例	27	40.3%	18	4	5
3 児童虐待によるものと明らかに判断できる重大事例(死亡に至らなかった事例)	41	61.2%	26	10	5
4 児童虐待によるものと明らかに判断できない重大事例(死亡に至らなかった事例)	22	32.8%	13	4	5
5 決まっている	15	22.4%	6	4	5
無回答	0	0.0%	0	0	0
有効回答数	67	100.0%	40	17	10

	平均	最大	最小
	4.723076923	15	0

質問10-1 検証の対象となる事例の範囲

	回答数	割合	回答数(都道府県)	回答数(政令指定都市)	回答数(政令指定都市)	回答数(その他)
1 発生した事例すべてを対象とする	25	37.3%	15	9	9	1
2 発生した事例のうち、一部を対象とする	20	29.9%	13	5	5	2
3 その他	5	7.5%	4	0	0	1
4 決まっていない	17	25.4%	8	3	3	6
無回答	0	0.0%	0	0	0	0
合計	67	100.0%	40	17	17	10

< II > 貴地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

質問11 これまでに児童虐待による死亡事例等の検証を行ったかどうか

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(政令指定都市)	件数(その他)
1 行った(行っている)	58	86.6%	37	17	17	4
2 行っていない	9	13.4%	3	0	0	6
無回答	0	0.0%	0	0	0	0
合計	67	100.0%	40	17	17	10

質問12 検証を実施した事例数

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(政令指定都市)	件数(その他)
2 1件	12	20.7%	7	2	2	3
3 2件	12	20.7%	8	4	4	0
4 3件	10	17.2%	6	3	3	1
5 4件	5	8.6%	2	3	3	0
6 5件	4	6.9%	4	0	0	0
7 6件	2	3.4%	2	0	0	0
8 7件	2	3.4%	1	1	1	0
9 8件	1	1.7%	0	1	1	0
10 9件	2	3.4%	2	0	0	0
11 10件以上	7	12.1%	5	2	2	0
無回答	1	1.7%	1	0	0	0
合計	58	100.0%	38	16	16	4

< III > 貴地方公共団体において行われた児童虐待による死亡事例等の検証(詳細)について

回答事例数

	回答数	割合	回答数(都道府県)	回答数(政令指定都市)	回答数(政令指定都市)	回答数(その他)
1 0件	10	14.9%	3	1	1	6
2 1件	12	17.9%	7	2	2	3
3 2件	14	20.9%	10	4	4	0
4 3件	10	14.9%	6	3	3	1
5 4件	5	7.5%	2	3	3	0
6 5件	16	23.9%	12	4	4	0
合計	67	100.0%	40	17	17	10

平均	最大	最小
5.393939394	111	0

回答事例の合計数 170

質問14(1) 検証の対象となった事案が発生した年

年	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児相設置市)
1 2013年以前	15	8.8%	10	5	0
2 2014年	18	10.6%	15	2	1
3 2015年	15	8.8%	9	5	1
4 2016年	18	10.6%	15	3	0
5 2017年	15	8.8%	12	2	1
6 2018年	16	9.4%	7	9	0
7 2019年	21	12.4%	12	9	0
8 2020年	17	10.0%	8	9	0
9 2021年	21	12.4%	14	6	1
10 2022年以降	14	8.2%	11	1	2
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	170	100.0%	113	51	6

中央値	最大	最小
2018	2023	2007

質問14(2) 検証を始めた年

年	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児相設置市)
1 2013年以前	8	4.7%	5	3	0
2 2014年	9	5.3%	7	1	1
3 2015年	20	11.8%	12	7	1
4 2016年	17	10.0%	14	3	0
5 2017年	12	7.1%	11	0	1
6 2018年	19	11.2%	10	9	0
7 2019年	17	10.0%	10	7	0
8 2020年	15	8.8%	9	6	0
9 2021年	15	8.8%	11	3	1
10 2022年以降	38	22.4%	24	12	2
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	170	100.0%	113	51	6

中央値	最大	最小
2018.5	2023	2013

質問15 検証の対象となった事例

事例	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児相設置市)
1 死亡事例	147	86.5%	97	46	4
2 重大事例(死亡に至らなかった事例)	23	13.5%	16	5	2
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	170	100.0%	113	51	6

質問16 検証を行ったタイミング

タイミング	回答数	割合	回答数(都道府県)	回答数(政令指定都市)	回答数(その他児相設置市)
1 事案発生直後、可能な限り早急に検証を行った	98	57.6%	63	30	5
2 公判が開かれるタイミングに合わせて、検証を行った	11	6.5%	5	6	0
3 公判終了後に検証を行った	30	17.6%	21	9	0
4 その他	30	17.6%	23	6	1
無回答	1	0.6%	1	0	0
合計	170	100.0%	113	51	6

質問18 事例の検証を行った検証委員会の構成員

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児相設置市)
1 学識経験者(大学教授など)	154	90.6%	99	49	6
2 福祉関係(ソーシャルワーカー、ケアワーカー、民生委員、児童委員など)	88	51.8%	55	33	0
3 医師(法医学医、小児科医、産婦人科医、精神科医など)	151	88.8%	102	45	4
4 医師以外の保健・医療関係(保健師、助産師、看護師など)	18	10.6%	14	3	1
5 教育関係(教員、教育委員会、スクールカウンセラーなど)	24	14.1%	14	10	0
6 司法関係(弁護士、検察官など)	162	95.3%	106	50	6
7 心理関係(公認心理師、臨床心理士、カウンセラーなど)	13	7.6%	13	0	0
8 警察関係(警察官など)	13	7.6%	0	13	0
9 市区町村の関連部門担当者(児童福祉担当部署、児童虐待対応担当部署、母子保健担当部署、地域福祉担当部署)	26	15.3%	7	18	1
10 貴地方公共団体の児童相談所担当部署	28	16.5%	12	15	1
11 その他	52	30.6%	41	11	0
無回答	4	2.4%	4	0	0
回答事例数	170	100.0%	113	51	6

質問18-1 検証委員会の構成員の人数

	件数	割合	件数(都道府県)	件数(政令指定都市)	件数(その他児相設置市)
1 1人	0	0.0%	0	0	0
2 2人	0	0.0%	0	0	0
3 3人	1	0.6%	0	1	0
4 4人	7	4.1%	3	2	2
5 5人	62	36.5%	44	15	3
6 6人	34	20.0%	30	4	0
7 7人	18	10.6%	16	2	0
8 8人	27	15.9%	15	12	0
9 9人	5	2.9%	0	5	0
10 10人以上	16	9.4%	5	10	1
11 0人	0	0.0%	0	0	0
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	170	100.0%	113	51	6

質問19 検証報告書を公表しているかどうか

	回答数	割合	回答数(都道府県)	回答数(政令指定都市)	回答数(その他児相設置市)
1 報告書を作成し公表している(公表する予定)	139	81.8%	89	46	4
2 報告書を作成したが公表していない(公表しない予定)	20	11.8%	17	2	1
3 報告書は作成していない	2	1.2%	2	0	0
4 その他	7	4.1%	5	1	1
無回答	2	1.2%	0	2	0
合計	170	100.0%	113	51	6

質問19-1 公表にあたってのプライバシーに関連する事項の取り扱い

	回答数	割合	回答数(都道府県)	回答数(政令指定都市)	回答数(その他児相設置市)
1 公表用報告書と内部用報告書を分けて作成している	44	31.7%	25	16	3
2 公表用報告書と内部用報告書を分けて、要配慮箇所を削除している	59	42.4%	45	15	0
3 公表用報告書と内部用報告書を分けて、9/16を公表している	32	23.0%	17	16	1
4 その他	4	2.9%	8	1	0
無回答	0	0.0%	0	0	0
合計	139	100.0%	95	48	4

平均	最大	最小
3.605970149	32	0

質問20① 事例とのかかわりの有無

	回答数			割合		
	かかわりあり	かかわりなし	不明	回答数	無回答	不明
1 児童相談所	108	57	0	170	63.5%	33.5%
2 市区町村の児童福祉部門	111	55	4	170	65.3%	32.4%
3 児童家庭支援センター	5	142	9	170	2.9%	83.5%
4 民間の子ども関係機関（NPO法人等）	4	138	14	170	2.4%	81.2%
5 市区町村の母子保健部門	99	55	9	170	58.2%	32.4%
6 市区町村の地域福祉部門	22	123	13	170	12.9%	72.4%
7 要保護児童対策地域協議会（構成機関）	56	96	7	170	32.9%	56.5%
8 保健所	10	134	11	170	5.9%	78.8%
9 保健センター	54	91	14	170	31.8%	53.5%
10 精神保健福祉センター	3	140	13	170	1.8%	82.4%
11 福祉事務所（ケースワーカー）	31	116	13	170	18.2%	68.2%
12 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	4	139	12	170	2.4%	81.8%
13 医療機関	96	57	6	170	56.5%	33.5%
14 公立保育園	15	133	9	170	8.8%	78.2%
15 私立（民間）保育園	28	124	6	170	16.5%	72.9%
16 公立幼稚園	4	142	9	170	2.4%	83.5%
17 私立（民間）幼稚園	8	138	9	170	4.7%	81.2%
18 認定こども園	5	141	9	170	2.9%	82.9%
19 公立小学校	34	118	11	170	20.0%	69.4%
20 私立小学校	1	147	7	170	0.6%	86.5%
21 公立中学校	10	137	8	170	5.9%	80.6%
22 私立中学校	0	147	8	170	0.0%	86.5%
23 公立高校	2	145	8	170	1.2%	85.3%
24 私立高校	0	147	8	170	0.0%	86.5%
25 乳児院	11	138	6	170	6.5%	81.2%
26 児童養護施設	12	138	6	170	7.1%	81.2%
27 母子生活支援施設	1	147	15	170	0.6%	86.5%
28 里親	0	148	7	170	0.0%	87.1%
29 ファミリーホーム	0	148	7	170	0.0%	87.1%
30 弁護士	21	120	14	170	12.4%	70.6%
31 警察	73	79	6	170	42.9%	46.5%
32 裁判所	45	100	11	170	26.5%	58.8%
33 検察官	48	94	13	170	28.2%	55.3%
34 主たる虐待者	111	41	6	170	65.3%	24.1%
35 主たる虐待者ではない保護者	82	66	10	170	48.2%	38.8%
36 きょうだい	58	87	12	170	34.1%	51.2%
37 祖父母や親戚（主たる虐待者ではない者）	69	73	15	170	40.6%	42.9%
38 民生委員・児童委員	2	1	0	168	1.2%	0.6%
39 保護司・保護観察所	2	0	0	168	1.2%	0.0%
40 主たる虐待者の元職場	2	0	0	168	1.2%	0.0%
41 虐待者の友人	1	1	0	168	0.6%	0.6%
42 隣（近）所	1	0	0	169	0.6%	0.0%
43 主たる虐待者の交際相手	1	0	0	169	0.6%	0.0%
44 内縁の夫	1	0	0	169	0.6%	0.0%
45 一時保護委託先施設	1	0	0	169	0.6%	0.0%
46 近隣住民	1	0	0	169	0.6%	0.0%
47 主たる虐待者が在籍していた専門学校	1	0	0	169	0.6%	0.0%
48 市町村のDV担当課	1	0	0	169	0.6%	0.0%
49 転居前の市の児童福祉主管課	1	0	0	169	0.6%	0.0%
50 児童自立支援施設	1	0	0	169	0.6%	0.0%
51 民間団体	1	0	0	169	0.6%	0.0%
52 刑務所	1	0	0	169	0.6%	0.0%
53 主たる虐待者の同居管理人	1	0	0	169	0.6%	0.0%
54 教育委員会	1	0	0	169	0.6%	0.0%
回答事例数	170	170	170	170	100.0%	100.0%

※「その他」欄にて「かかわりあり」と記載しているもの、部門・機関等の名称が記載されていない回答を除外した。また、「その他」欄にて「無認可保育園」「地域子育て支援センター」と記載しているもの、無回答であった回答2件を除外した。

質問20② 情報収集の方法

	回答数					割合								
	記録の提出	ヒアリング	記録の提出 及びヒアリング	その他	情報の提供を求め たが得られなかった	情報収集を行 わなかった	無回答	回答数	記録の提出 及びヒアリング	その他	情報の提供を求め たが得られなかった	情報収集を行 わなかった	無回答	回答数
1 児童相談所	26	11	71	0	0	1	108	24.1%	10.2%	65.7%	0.0%	0.9%	0.9%	100.0%
2 市区町村の児童福祉部門	19	17	73	1	0	1	111	17.1%	15.3%	65.8%	0.9%	0.9%	0.9%	100.0%
3 児童家庭支援センター	0	0	2	0	0	2	5	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%	20.0%	100.0%
4 民間の子ども関係機関 (NPO法人等)	1	2	0	0	0	0	4	25.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5 市区町村の母子保健部門	19	14	63	1	0	2	99	19.2%	14.1%	63.6%	2.0%	1.0%	2.0%	100.0%
6 市区町村の地域福祉部門	8	2	8	1	0	3	22	36.4%	9.1%	36.4%	4.5%	13.6%	0.0%	100.0%
7 要保護児童対策地域協議会 (構成機関)	13	4	25	5	0	9	56	23.2%	7.1%	44.6%	8.9%	16.1%	0.0%	100.0%
8 保健所	0	0	0	0	0	2	10	0.0%	0.0%	70.0%	10.0%	20.0%	0.0%	100.0%
9 保健センター	13	5	31	2	0	3	54	24.1%	9.3%	57.4%	3.7%	5.6%	0.0%	100.0%
10 精神保健福祉センター	1	0	1	0	0	1	3	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%
11 福祉事務所 (ケースワーカー)	2	5	15	2	0	7	31	6.5%	16.1%	48.4%	6.5%	22.6%	0.0%	100.0%
12 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	2	0	0	0	0	2	4	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%
13 医療機関	11	29	14	3	2	36	96	11.5%	30.2%	14.6%	3.1%	37.5%	1.0%	100.0%
14 公立保育園	1	4	6	1	0	6	15	6.7%	26.7%	20.0%	6.7%	40.0%	0.0%	100.0%
15 私立 (民間) 保育園	1	12	6	1	0	7	28	3.6%	42.9%	21.4%	3.6%	25.0%	3.6%	100.0%
16 公立幼稚園	2	2	0	0	0	0	4	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17 私立 (民間) 幼稚園	1	5	1	1	0	0	8	12.5%	62.5%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%
18 認定こども園	0	1	1	1	0	2	5	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%	100.0%
19 公立小学校	2	14	9	3	0	6	34	5.9%	41.2%	26.5%	8.8%	17.6%	0.0%	100.0%
20 私立小学校	0	1	0	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
21 公立中学校	1	6	2	1	0	0	10	10.0%	60.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%
22 私立中学校	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23 公立高校	0	2	1	0	0	0	2	0.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
24 私立高校	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
25 乳児院	1	1	4	0	0	5	11	9.1%	9.1%	36.4%	0.0%	45.5%	0.0%	100.0%
26 児童養護施設	1	3	1	0	0	5	12	8.3%	25.0%	16.7%	0.0%	41.7%	8.3%	100.0%
27 母子生活支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
28 里親	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29 ファミリーホーム	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30 弁護士	0	1	0	0	0	17	21	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	81.0%	4.8%	100.0%
31 警察	8	13	3	6	3	40	73	11.0%	17.8%	4.1%	8.2%	54.8%	2.7%	100.0%
32 裁判所	8	1	0	17	0	18	45	17.8%	2.2%	0.0%	37.8%	40.0%	2.2%	100.0%
33 検察官	6	1	1	10	2	27	48	12.5%	2.1%	2.1%	20.8%	56.3%	2.1%	100.0%
34 主たる虐待者	6	2	6	6	1	94	2	0.0%	5.4%	1.8%	5.4%	84.7%	1.8%	100.0%
35 主たる虐待者ではない保護者	1	9	1	3	0	66	82	1.2%	11.0%	1.2%	3.7%	80.5%	2.4%	100.0%
36 きょうだい	0	3	0	0	0	53	58	0.0%	5.2%	0.0%	0.0%	91.4%	3.4%	100.0%
37 祖父や親戚(主たる虐待者ではない者)	0	4	1	1	1	60	69	0.0%	1.4%	1.4%	1.4%	87.0%	2.9%	100.0%
38 民生委員・児童委員	0	1	0	0	0	1	3	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	1.4%	1.4%	100.0%
39 保護司・保護観察所	1	0	0	1	0	0	2	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
40 主たる虐待者(疑い)の元勤務先・主たる虐待者の元職場	0	2	0	0	0	0	2	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
41 虐待者の友人	0	0	0	0	0	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%
42 障がい福祉サービス事業所	0	1	0	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
43 主たる虐待者の交際相手	0	0	0	0	0	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
44 内縁の夫	0	0	0	0	0	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
45 一時保護委託施設	0	0	1	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
46 近隣住民	0	0	0	0	0	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
47 主たる虐待者が在籍していた専門学校	1	0	0	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
48 市町村のDV担当課	0	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
49 転居前の市の児童福祉主管課	0	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
50 児童自立支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
51 民間団体	0	1	0	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
52 刑務所	0	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
53 主たる虐待者の住居管理人	0	1	0	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
54 教養委員会	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
回答事例数	170	170	170	170	170	170	170	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問20③ 情報収集の依頼方法

	回答数			割合		
	口頭	文書等	その他	口頭	文書等	その他
1 児童相談所	35	61	108	32.4%	56.5%	9.3%
2 市区町村の児童福祉部門	23	68	110	20.9%	61.8%	15.5%
3 児童家庭支援センター	1	1	0	50.0%	50.0%	0.0%
4 民間の子ども関係機関 (NPO法人等)	1	1	2	25.0%	25.0%	50.0%
5 市区町村の母子保健部門	20	66	111	20.4%	67.3%	11.2%
6 市区町村の地域福祉部門	2	15	19	10.5%	78.9%	10.5%
7 要保護児童対策地域協議会 (構成機関)	14	24	47	29.8%	51.1%	19.1%
8 保健所	1	6	8	12.5%	75.0%	12.5%
9 保健センター	14	26	51	27.5%	51.0%	21.6%
10 精神保健福祉センター	1	1	0	50.0%	50.0%	0.0%
11 福祉事務所 (ケースワーカー)	8	13	24	33.3%	54.2%	12.5%
12 婦人相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	1	1	0	50.0%	50.0%	0.0%
13 医療機関	9	43	59	15.3%	72.9%	8.5%
14 公立保育園	2	6	9	22.2%	66.7%	11.1%
15 私立 (民間) 保育園	5	12	20	25.0%	60.0%	15.0%
16 公立幼稚園	2	2	0	50.0%	50.0%	0.0%
17 私立 (民間) 幼稚園	2	5	8	25.0%	62.5%	12.5%
18 認定こども園	2	1	0	66.7%	33.3%	0.0%
19 公立小学校	8	16	28	28.6%	57.1%	14.3%
20 私立小学校	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
21 公立中学校	5	3	2	50.0%	30.0%	20.0%
22 私立中学校	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
23 公立高校	1	1	3	33.3%	33.3%	33.3%
24 私立高校	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
25 乳児院	2	4	6	33.3%	66.7%	0.0%
26 児童養護施設	3	3	6	50.0%	50.0%	0.0%
27 母子生活支援施設	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
28 里親	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
29 ファミリーホーム	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
30 弁護士	1	0	2	33.3%	0.0%	66.7%
31 警察	17	12	33	51.5%	36.4%	9.1%
32 裁判所	0	8	18	0.0%	30.8%	69.2%
33 検察官	1	12	20	5.0%	60.0%	35.0%
34 主たる虐待者	5	3	6	33.3%	20.0%	40.0%
35 主たる虐待者ではない保護者	7	4	2	50.0%	28.6%	14.3%
36 きょうだい	3	0	0	100.0%	0.0%	0.0%
37 祖父母や親戚(主たる虐待者ではない者)	3	3	7	42.9%	42.9%	14.3%
38 民生委員・児童委員	0	1	0	0.0%	33.3%	66.7%
39 保護司・保護観察所	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
40 主たる虐待者 (疑い) の元勤務先・主たる虐待者の元職場	1	1	0	50.0%	50.0%	0.0%
41 虐待者の友人	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%
42 障がい福祉サービス事業所	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
43 主たる虐待者の交際相手	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%
44 内縁の夫	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%
45 一時保護委託先施設	1	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
46 近隣住民	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%
47 主たる虐待者が在席していた専門学校	1	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
48 市町村のDV担当課	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%
49 転居前の市の児童福祉主管課	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
50 児童自立支援施設	0	1	0	0.0%	0.0%	100.0%
51 民間団体	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%
52 刑務所	0	1	0	0.0%	100.0%	0.0%
53 主たる虐待者の住居管理人	1	0	1	100.0%	0.0%	0.0%
54 救済委員会	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%
回答事例数	170	170	170	100.0%	100.0%	100.0%

質問20④ ヒアリングの実施者

	事務局			検証委員			回答数			割合		
	事務局	検証委員	その他	回答数	無回答	回答数	事務局	検証委員	その他	無回答	回答数	
1 児童相談所	23	55	82	1	5	82	28.0%	67.1%	6.1%	1.2%	100.0%	
2 市区町村の児童福祉部門	26	60	90	3	3	90	28.9%	66.7%	3.3%	2.7%	100.0%	
3 児童家庭支援センター	1	1	0	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
4 民間の子ども関係機関 (NPO法人等)	1	1	0	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
5 市区町村の母子保健部門	30	44	77	3	3	77	39.0%	57.1%	3.9%	1.3%	100.0%	
6 市区町村の地域福祉部門	5	4	10	1	0	10	50.0%	40.0%	0.0%	10.0%	100.0%	
7 要保護児童対策地域協議会 (構成機関)	12	16	29	1	1	29	41.4%	55.2%	3.4%	0.0%	100.0%	
8 保健所	6	1	7	0	0	7	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%	
9 保健センター	13	22	36	1	1	36	36.1%	61.1%	2.8%	0.0%	100.0%	
10 精神保健福祉センター	0	0	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
11 福祉事務所 (ケースワーカー)	11	9	20	0	0	20	55.0%	45.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
12 婦人相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
13 医療機関	19	18	43	5	1	43	44.2%	41.9%	11.6%	2.3%	100.0%	
14 公立保育園	5	2	7	0	0	7	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%	100.0%	
15 私立 (民間) 保育園	9	8	18	0	0	18	50.0%	44.4%	0.0%	5.6%	100.0%	
16 公立幼稚園	2	0	0	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
17 私立 (民間) 幼稚園	2	2	6	0	0	6	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%	
18 認定こども園	1	1	0	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
19 公立小学校	10	12	23	1	0	23	43.5%	52.2%	4.3%	0.0%	100.0%	
20 私立小学校	1	0	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
21 公立中学校	4	4	8	0	0	8	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
22 私立中学校	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
23 公立高校	3	0	3	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
24 私立高校	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
25 乳児院	2	4	5	0	0	5	40.0%	80.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
26 児童養護施設	3	2	5	0	0	5	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
27 母子生活支援施設	0	1	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
28 里親	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
29 ファミリーホーム	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
30 弁護士	0	1	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
31 警察	10	4	16	1	1	16	62.5%	25.0%	6.3%	0.0%	100.0%	
32 裁判所	1	0	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
33 検察官	2	0	2	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
34 主たる虐待者	6	0	8	2	1	8	75.0%	25.0%	12.5%	10.0%	100.0%	
35 主たる虐待者ではない保護者	4	2	10	3	1	10	40.0%	20.0%	30.0%	10.0%	100.0%	
36 きょうだい	0	0	0	0	0	3	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
37 祖父母や親戚(主たる虐待者ではない者)	2	0	2	0	0	2	40.0%	0.0%	40.0%	20.0%	100.0%	
38 民生委員・児童委員	1	0	1	0	0	1	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	100.0%	
39 保護司・保護観察所	1	0	1	0	0	1	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	
40 主たる虐待者(疑い)の元勤務先・主たる虐待者の元職場	2	0	0	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
41 虐待者の友人	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
42 障がい福祉サービス事業所	1	0	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
43 主たる虐待者の交際相手	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	
44 内縁の夫	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	
45 一時保護委託先施設	0	1	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
46 近隣住民	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
47 主たる虐待者が在籍していた専門学校	0	1	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
48 市町村のDV担当課	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
49 転居前の市の児童福祉主管課	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
50 児童自立支援施設	0	1	0	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
51 民間団体	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
52 刑務所	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
53 主たる虐待者の同居管理人	1	0	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
54 救済委員会	0	0	1	0	0	1	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	
回答事例数	170	170	170	170	170	170	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

質問20⑤ ヒアリングの実施場所

	回答数				割合											
	ヒアリング対象 のもとに出向い て実施	委員会の場へ 招集して実施	オンラインで実 施	その他	ヒアリング対象 のもとに出向い て実施	委員会の場へ 招集して実施	オンラインで実 施	その他	無回答	回答数	無回答	回答数	無回答	その他	無回答	回答数
1 児童相談所	32	38	1	10	82	39.0%	46.3%	1.2%	12.2%	3	3	82	3	12.2%	3.7%	100.0%
2 市区町村の児童福祉部門	33	45	1	9	90	36.7%	50.0%	1.1%	10.0%	3	3	90	3	3.3%	3.3%	100.0%
3 児童家庭支援センター	1	1	0	0	0	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	100.0%
4 民間の子ども関係機関（NPO法人等）	1	1	0	0	0	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	100.0%
5 市区町村の母子保護部門	35	29	0	13	77	45.5%	37.7%	0.0%	16.9%	2	2	77	2	2.6%	2.6%	100.0%
6 市区町村の地域福祉部門	5	3	0	0	1	10.0%	30.0%	0.0%	10.0%	1	1	1	1	10.0%	10.0%	100.0%
7 要保護児童対策地域協議会（構成機関）	18	8	0	3	29	62.1%	27.6%	0.0%	10.3%	0	0	29	0	0.0%	0.0%	100.0%
8 保健所	1	1	0	4	7	14.3%	14.3%	0.0%	57.1%	1	1	7	1	14.3%	14.3%	100.0%
9 保健センター	18	12	1	5	36	50.0%	33.3%	2.8%	13.9%	0	0	36	0	0.0%	0.0%	100.0%
10 精神保健福祉センター	10	9	0	1	20	50.0%	45.0%	0.0%	5.0%	0	0	20	0	0.0%	0.0%	100.0%
11 福祉事務所（ケースワーカー）	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	100.0%
12 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	33	6	0	2	43	76.7%	14.0%	2.3%	4.7%	1	1	43	1	2.3%	2.3%	100.0%
13 医療機関	4	2	0	0	6	57.1%	28.6%	0.0%	14.3%	0	0	6	0	0.0%	0.0%	100.0%
14 公立保育園	9	6	0	2	18	50.0%	33.3%	0.0%	11.1%	1	1	18	1	5.6%	5.6%	100.0%
15 私立（民間）保育園	2	0	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	2	0	0.0%	0.0%	100.0%
16 公立幼稚園	2	2	0	1	6	33.3%	33.3%	0.0%	16.7%	1	1	6	1	16.7%	16.7%	100.0%
17 私立（民間）幼稚園	1	1	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0	0	2	0	0.0%	0.0%	100.0%
18 認定こども園	14	7	0	2	23	60.9%	30.4%	0.0%	8.7%	0	0	23	0	0.0%	0.0%	100.0%
19 公立小学校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
20 私立小学校	4	2	0	2	8	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0	0	8	0	0.0%	0.0%	100.0%
21 公立中学校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	100.0%
22 私立中学校	2	0	0	0	3	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0	0	3	0	0.0%	0.0%	100.0%
23 公立高校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	100.0%
24 私立高校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	100.0%
25 乳児院	3	3	0	0	6	60.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0	0	6	0	0.0%	0.0%	100.0%
26 児童養護施設	4	1	0	0	5	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0	0	5	0	0.0%	0.0%	100.0%
27 母子生活支援施設	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
28 里親	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	100.0%
29 ファミリーホーム	1	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	1	0	0.0%	0.0%	100.0%
30 弁護士	6	3	0	6	16	37.5%	18.8%	0.0%	37.5%	1	1	16	1	6.3%	6.3%	100.0%
31 警察	1	1	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	2	0	0.0%	0.0%	100.0%
32 裁判所	2	0	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	2	0	0.0%	0.0%	100.0%
33 検察官	5	0	0	0	5	62.5%	0.0%	0.0%	37.5%	0	0	5	0	0.0%	0.0%	100.0%
34 主たる虐待者	5	3	0	3	11	60.0%	30.0%	0.0%	10.0%	1	1	11	1	9.1%	9.1%	100.0%
35 主たる虐待者ではない保護者	3	0	0	1	4	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0	0	4	0	0.0%	0.0%	100.0%
36 きょうだい	3	0	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	3	0	0.0%	0.0%	100.0%
37 親父母や親戚（主たる虐待者ではない者）	3	0	0	1	4	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0	0	4	0	0.0%	0.0%	100.0%
38 民生委員・児童委員	1	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2	2	0	2	100.0%	100.0%	100.0%
39 保護司・保護観察所	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2	2	0	2	100.0%	100.0%	100.0%
40 主たる虐待者（疑い）の元勤務先・主たる虐待者の元職場	2	0	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	2	0	0.0%	0.0%	100.0%
41 虐待者の友人	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
42 障がい福祉サービス事業所	1	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	1	0	0.0%	0.0%	100.0%
43 主たる虐待者の交際相手	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
44 内縁の夫	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
45 一時保護委託先施設	1	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	1	0	0.0%	0.0%	100.0%
46 近隣住民	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
47 主たる虐待者が在席していた専門学校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
48 市町村のDV担当課	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
49 転居前の市の児童福祉主管課	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
50 児童自立支援施設	0	1	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	1	0	0.0%	0.0%	100.0%
51 民間団体	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
52 刑務所	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
53 主たる虐待者の住居管理人	1	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	0	1	0	0.0%	0.0%	100.0%
54 教育委員会	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1	1	0	1	100.0%	100.0%	100.0%
無回答	35	35	35	35	170	1166.7%	1166.7%	1166.7%	1166.7%	0	0	170	0	0.0%	0.0%	100.0%
回答事例数	170	170	170	170	170	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	170	170	170	170	100.0%	100.0%	100.0%

質問20⑥ 情報の得やすさ

	得やすかった		どちらとも言えない		回答数		割合		
	得やすかった	どちらとも言えない	得にくかった	無回答	回答数	割合	得にくかった	無回答	
1 児童相談所	94	11	0	3	108	10.2%	0.0%	2.8%	100.0%
2 市区町村の児童福祉部門	91	16	0	3	110	82.7%	14.5%	0.0%	100.0%
3 児童家庭支援センター	1	1	0	0	2	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
4 民間の子ども関係機関（NPO法人等）	8	3	0	4	15	75.0%	25.0%	0.0%	100.0%
5 市区町村の母子保健部門	32	13	0	4	49	83.7%	13.3%	0.0%	100.0%
6 市区町村の地域福祉部門	14	4	0	1	19	73.7%	21.1%	0.0%	100.0%
7 要保護児童対策地域協議会（構成機関）	40	7	0	4	47	85.1%	14.9%	0.0%	100.0%
8 保健所	8	0	0	0	8	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
9 保健センター	44	5	0	2	51	86.3%	9.8%	0.0%	100.0%
10 精神保健福祉センター	0	0	0	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
11 福祉事務所（ケースワーカー）	20	4	0	2	24	83.3%	16.7%	0.0%	100.0%
12 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	1	0	0	1	2	50.0%	0.0%	50.0%	100.0%
13 医療機関	39	13	2	3	57	68.4%	22.8%	3.5%	100.0%
14 公立保育園	8	1	0	0	9	88.9%	11.1%	0.0%	100.0%
15 私立（民間）保育園	15	3	0	2	20	75.0%	15.0%	0.0%	100.0%
16 公立幼稚園	4	0	0	0	4	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
17 私立（民間）幼稚園	6	0	0	2	8	75.0%	0.0%	25.0%	100.0%
18 認定こども園	2	1	0	3	6	66.7%	33.3%	0.0%	100.0%
19 公立小学校	18	10	0	0	28	64.3%	35.7%	0.0%	100.0%
20 私立小学校	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
21 公立中学校	9	1	0	0	10	90.0%	10.0%	0.0%	100.0%
22 私立中学校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
23 公立高校	3	0	0	0	3	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
24 私立高校	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
25 乳児院	5	1	0	0	6	83.3%	16.7%	0.0%	100.0%
26 児童養護施設	5	1	0	0	6	83.3%	16.7%	0.0%	100.0%
27 母子生活支援施設	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
28 里親	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
29 ファミリーホーム	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
30 弁護士	1	2	0	3	6	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
31 警察	15	13	0	2	30	50.0%	43.3%	0.0%	100.0%
32 裁判所	12	15	0	2	29	41.4%	51.7%	0.0%	100.0%
33 検察官	3	13	0	2	18	16.7%	72.2%	0.0%	100.0%
34 主たる虐待者	7	5	1	1	14	50.0%	35.7%	7.1%	100.0%
35 主たる虐待者ではない保護者	7	6	0	1	14	50.0%	42.9%	7.1%	100.0%
36 きょうだい	0	3	0	0	3	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
37 祖父母や親戚（主たる虐待者ではない者）	3	2	0	1	6	50.0%	33.3%	0.0%	100.0%
38 民生委員・児童委員	1	0	0	2	3	33.3%	0.0%	66.7%	100.0%
39 保護司・保護観察所	0	2	0	0	2	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
40 主たる虐待者（疑い）の元勤務先・主たる虐待者の元職場	2	0	0	0	2	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
41 虐待者の友人	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
42 隣かい福祉センター事務所	0	1	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
43 主たる虐待者の交際相手	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
44 内縁の夫	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
45 一時保護委託先施設	1	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
46 近隣住民	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
47 主たる虐待者が在籍していた専門学校	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
48 市区町村のDV担当課	1	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
49 転居前の児童福祉主管課	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
50 児童自立支援施設	0	1	0	0	1	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
51 民間団体	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
52 刑務所	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
53 主たる虐待者の同居管理人	1	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
54 教育委員会	1	0	0	0	1	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
回答事例数	170	170	170	170	170	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問21① 情報の提供を求めたかどうか

	情報求めた		回答数		割合	
	情報求めた	情報求めなかった	無回答	回答数	情報求めた	情報求めなかった
<b>医療機関から得る情報</b>						
1 ことばに係るカルテ	14	145	11	170	8.2%	6.5%
2 保険者に係るカルテ (ことばのカルテに記載された保険者の情報を含む)	14	145	11	170	8.2%	6.5%
3 X線、CT、MRI等のデータ	4	155	11	170	2.4%	6.5%
4 受診経過等に関する口頭での情報	28	131	11	170	16.5%	6.5%
5 死七診断書	2	157	11	170	1.2%	6.5%
<b>警察から得る情報</b>						
6 司法解剖に係る死体検案書	1	158	11	170	0.6%	6.5%
7 司法解剖鑑定書、解剖報告書等	2	157	11	170	1.2%	6.5%
8 医療機関からのカルテ	0	159	11	170	0.0%	6.5%
9 受検場所や生活環境に関する情報 (書面による)	4	155	11	170	2.4%	6.5%
10 受検場所や生活環境に関する情報 (口頭による)	17	142	11	170	10.0%	6.5%
11 受傷当時の着衣の情報 (書面による)	0	159	11	170	0.0%	6.5%
12 受傷当時の着衣の情報 (口頭による)	7	152	11	170	4.1%	6.5%
13 加害者本人及び関係者の供述	16	143	11	170	9.4%	6.5%
14 事件に至るまでのエピソードの時系列 (書面による)	5	154	11	170	2.9%	6.5%
15 事件に至るまでのエピソードの時系列 (口頭による)	12	147	11	170	7.1%	6.5%
16 その他の捜査情報 (書面による)	2	157	11	170	1.2%	6.5%
17 その他の捜査情報 (口頭による)	13	146	11	170	7.6%	6.5%
<b>検察官から得る情報</b>						
18 判決が確定している事案における捜査情報	13	146	11	170	7.6%	6.5%
19 警察や検察の捜査中の事案における捜査情報	4	155	11	170	2.4%	6.5%
20 不起訴となった事案における捜査情報	3	156	11	170	1.8%	6.5%
<b>執刀した法医学医から得る情報</b>						
21 司法解剖所見	3	156	11	170	1.8%	6.5%
22 口頭での助言	1	158	11	170	0.6%	6.5%
回答事例数	170	170	170	170	100.0%	100.0%

質問21② 情報を得たかどうか

	情報を得た		回答数		割合	
	情報を得た	情報が得られなかった	無回答	回答数	情報が得られなかった	無回答
<b>医療機関から得る情報</b>						
1 ことばに係るカルテ	13	0	1	14	92.9%	7.1%
2 保険者に係るカルテ（ことばのカルテに記載された保険者の情報を含む）	13	0	1	14	92.9%	7.1%
3 X線、CT、MRI等のデータ	4	0	0	4	100.0%	0.0%
4 受診経過等に関する口頭での情報	28	0	0	28	100.0%	0.0%
5 死七診断書	2	0	0	2	100.0%	0.0%
<b>警察から得る情報</b>						
6 司法解剖に係る死体検案書	0	1	0	1	0.0%	100.0%
7 司法解剖鑑定書、解剖報告書等	0	2	0	2	0.0%	100.0%
8 医療機関からのカルテ	0	0	0	0	0.0%	0.0%
9 受検場所や生活環境に関する情報（書面による）	2	2	0	4	50.0%	50.0%
10 受検場所や生活環境に関する情報（口頭による）	15	2	0	17	88.2%	11.8%
11 受検当時の着衣の情報（書面による）	0	0	0	0	0.0%	0.0%
12 受検当時の着衣の情報（口頭による）	7	0	0	7	100.0%	0.0%
13 加害者本人及び関係者の供述	13	3	0	16	81.3%	18.8%
14 事件に至るまでのエピソードの時系列（書面による）	3	2	0	5	60.0%	40.0%
15 事件に至るまでのエピソードの時系列（口頭による）	10	2	0	12	83.3%	16.7%
16 その他の捜査情報（書面による）	2	0	0	2	100.0%	0.0%
17 その他の捜査情報（口頭による）	10	3	0	13	76.9%	23.1%
<b>検察官から得る情報</b>						
18 判決が確定している事案における捜査情報	13	0	0	13	100.0%	0.0%
19 警察や検察の捜査中の事案における捜査情報	3	1	0	4	75.0%	25.0%
20 不起訴となった事案における捜査情報	1	2	0	3	33.3%	66.7%
<b>執刀した法医学医から得る情報</b>						
21 司法解剖所見	1	2	0	3	33.3%	66.7%
22 口頭での助言	0	1	0	1	0.0%	100.0%
回答事例数	170	170	170	170	100.0%	100.0%

質問21③ 情報の得やすさ

	回答数			割合					
	得やすかった	得やすさほどち らとも書えない	得にくかった	無回答	回答数	得にくかった	得やすさほどち らとも書えない	無回答	回答数
<b>医療機関から得る情報</b>									
1 ともに係るカルテ	7	6	1	14	1	7.1%	42.9%	7.1%	100.0%
2 保護者に係るカルテ (ごとのカルテに記載された保護者の情報を含む)	7	5	2	14	2	50.0%	35.7%	14.3%	100.0%
3 X線、CT、MRI等のデータ	3	1	0	4	0	75.0%	25.0%	0.0%	100.0%
4 受診経過等に関する口頭での情報	20	8	0	28	0	71.4%	28.6%	0.0%	100.0%
5 死亡診断書	0	2	0	2	0	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
<b>警察から得る情報</b>									
6 司法解剖に係る死体検案書	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
7 司法解剖鑑定書、解剖報告書等	0	0	0	2	2	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
8 医療機関からのカルテ	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9 受検場所や生活環境に関する情報 (書面による)	2	2	0	4	0	50.0%	0.0%	50.0%	100.0%
10 受検場所や生活環境に関する情報 (口頭による)	8	7	0	15	0	47.1%	41.2%	11.8%	100.0%
11 受検当時の着衣の情報 (書面による)	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12 受検当時の着衣の情報 (口頭による)	5	2	0	7	0	71.4%	28.6%	0.0%	100.0%
13 加害者本人及び関係者の供述	5	8	0	13	0	31.3%	50.0%	18.8%	100.0%
14 事件に至るまでのエピソードの時系列 (書面による)	2	1	0	3	0	40.0%	20.0%	40.0%	100.0%
15 事件に至るまでのエピソードの時系列 (口頭による)	4	6	0	10	0	33.3%	50.0%	16.7%	100.0%
16 その他の捜査情報 (書面による)	1	1	0	2	0	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
17 その他の捜査情報 (口頭による)	5	5	0	10	0	38.5%	38.5%	23.1%	100.0%
<b>検察官から得る情報</b>									
18 判決が確定している事案における捜査情報	7	5	0	12	0	53.8%	38.5%	7.7%	100.0%
19 警察や検察の捜査中の事案における捜査情報	0	3	0	3	0	0.0%	75.0%	25.0%	100.0%
20 不起訴となった事案における捜査情報	1	0	0	1	0	33.3%	0.0%	66.7%	100.0%
<b>執刀した法医学医から得る情報</b>									
21 司法解剖所見	0	1	0	1	0	0.0%	33.3%	66.7%	100.0%
22 口頭での助言	0	0	0	1	0	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
回答事例数	170	170	170	170	170	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

<IV>見当違いによる死亡事例等の検証に関する工夫と課題

質問29 情報提供を求められた場合に過去に遡ることのできる年数

	件数	割合
1 1年未満	14	20.9%
2 1年以上5年未満	1	1.5%
3 5年以上10年未満	26	38.8%
4 10年以上15年未満	3	4.5%
5 15年以上20年未満	4	6.0%
6 20年以上	8	11.9%
無回答	11	16.4%
合計	67	100.0%

中央値	最大	最小
5	30	0

<V>インタビュー調査への協力可否について

質問32 インタビュー調査への協力の可否

	件数	割合
1 協力できる	5	7.5%
2 詳細を聞いてからの協力の可否を判断する	40	59.7%
3 協力できない	22	32.8%
無回答	0	0.0%
合計	67	100.0%

3. 児童相談所設置主体へのヒアリング調査記録（概要版ならびに詳細版）

【概要版】

A所（都道府県）	
1. 基礎的情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査検証委員会の設置要綱があり、検証委員会の下部組織として調査チームを立ち上げる仕組み。県の中央児童相談所に県児童相談所を取りまとめている部署(以下、中核部署)があり、そこでもある程度の整理をもらった上で情報共有しながら調査チームとして情報収集を行い、検証委員会にて報告していくという流れ。なお、調査検証委員会は検証事実ごとに立ち上げる。保護者の逮捕や報道が先行して出る事例もあり、じっくり準備する間もなく検証委員会を立ち上げざるを得ない場合も多々ある。</li> </ul>
2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について（直近の検証事案を例に）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一回の検証委員会を開催する前に、調査チームにて、その事案でどのようなところがポイントなるかを整理した上で、そのポイントに対してどのような情報を収集すべきかを整理している。調査チームの構成委員は、基本的には事務局、当該事案を担当した児童相談所の支援課長、中央児童相談所の中核部署、さらに市町村の母子保健主管課や児童福祉主管課で構成。</li> <li>● 当県は比較的検証事例が多かったため、ある程度必要とされる情報は事務局でも理解しており、関与のあった関係機関には基本的に全て情報収集を試みている。また、基本的には児童相談所が既に把握していた情報を整理した上で、足りない情報があれば調査チームで調査をしている。</li> <li>● 基本的には方針通りに情報を得られた。ただし、病院のみ、カルテの保存期間を超過していたため情報を得られなかった。かなり探していただいたが、8年ほど前の情報であったため見つからなかった。</li> <li>● （時間軸に関する質問）児童相談所が関わりを持った時点よりも以前の情報を得ようということになり、過去にさかのぼって情報を収集している。</li> <li>● （広がり軸に関する質問）親族はいたものの普段からどれほど交流があるか見えてこなかったため、検証材料のためとしてではなく、あくまで児童相談所が所持している情報とし</li> </ul>

	<p>て収集した。きょうだいに関しても児童相談所や自治体が有する情報を集めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (土台となる情報管理に関する質問) 厳密に何年まで、というのは非常に難しいと思われるが、出生時に児相や市町村の窓口が関わり始めたケースについては、今後何がわかるかわからないため保存期限が延ばせないか、と感じている。</li> </ul>
<p>3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 捜査機関の情報は得るのが難しい。また、主たる虐待者に関して、既に保護者が逮捕・拘留中の事案も多く、検証で話を聞くというのはイメージしていなかった。</li> <li>● 市町村が保有する情報について、以前は個人情報保護の兼ね合いで、自治体の審議会にかけないと提供できないということが障壁になっていた時期もあった。しかし、最近はスムーズに情報を得られるようになっている。</li> <li>● 県内では死亡事例の事案が多く、検証報告書を作成する機会も多かった。県内の市町村と情報共有しつつ、児童福祉主幹課長会議を開催しており、そこで検証報告書や提言への取組みについて、報告及び共有をしている。</li> <li>● 政令指定都市と児童相談所設置市を除く町村を所管しており、それぞれの市町村に要対協の事務局があり、児童福祉の主管課として普段から連携して顔が見える関係を築いておくということも大事であるとする。</li> </ul>

B所 (都道府県)	
<p>1. 基礎的情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検証委員会は常設。社会福祉審議会児童福祉専門分科会の中に事例検証部会を設置している。検証の際は、速やかに対応できるよう委員の委嘱等の準備は常に行っている。</li> </ul>
<p>2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について (直近の検証事案を例に)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近の事案については市町村の福祉部門や児童相談所の関与がなく、収集できる情報が少ないことが予想されたため、委員の先生方を招聘し、打ち合わせを行って決めた。今回対象となった事案は、関係機関と関わりが少なく、産婦人科が関係する事案であった。</li> <li>● 相談の結果、当事者家族への聴取は行わないことになった。また、その事案の個別性に言及するのではなく、当時の課題であった産後うつについて、再発防止のために検証し、広く認識を高めていく必要があるという観点から検証を実施することとした。さらに、医療機関からの情報収集を始めとした</li> </ul>

	<p>協力を得やすくするために、有識者として、その事案とは直接関わりのない産科領域の医師に臨時委員として参画いただくことになった。(なお、過去の検証では、検討した結果として、加害に至ってしまった保護者に対して直接ヒアリングをして情報を得る必要があるとのことで、加害者に至ってしまった保護者に対しヒアリングを実施したことがある。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (時間軸に関する質問) こどもが亡くなった時期やその事案の有する課題にもよるが、こどもの胎児期(保護者の妊娠期)からの情報が得られるよう努めている。あまりにも遡りすぎるとは、保健情報や相談情報から得ている。</li> <li>● (広がり軸に関する質問) こどもと同居している家族を基本として、同居していなくてもこどもの暮らしに影響を与えていると思われる祖父母や親類等、育児をサポートしている方々、拡大家族を含めて考えている。関係機関に対しては、全体像も把握したいので、ピンポイントで欲しい情報を指定するというよりは、家族情報という大きな枠組みで情報提供の依頼をする。</li> </ul>
<p>3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検察官から情報を得ることはあまりない。警察から情報を得ることについては、警察が関与している場合、児童相談所も関与していることが多いため、必要な情報は児童相談所を通じて得るようにしている。</li> <li>● 当たり前のことだが、情報提供を依頼する際、事前連絡とともに状況説明を行い、情報収集の根拠を示す文書(法的根拠や通知文等)を出し、相手方の機関が提供しやすくなるような工夫を行う。</li> <li>● 死亡事例という重大な事案が発生すると、関与した機関(の担当者)も非常に心を痛めて傷ついておられる状況にある。そういった状況を踏まえて対応する必要があると感じる。情報収集自体が目的ではなく、再発防止策を検討するために情報収集が必要であると伝えるということに尽きると思う。</li> </ul>

C所（都道府県）	
1. 基礎的情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童福祉審議会の会議運営を担当している部署と児童相談所の運営等を担当している部署の2つの部署が役割分担して死亡事例検証を担っている。なお、前者については、検証部会に限らず、各部会の会議の開催や日程調整、また、委員や関係者への連絡といった窓口業務、検証におけるヒアリング実施を担当している。</li> <li>● 検証の流れとしては、1年の検証サイクルが始まる際に、検証の対象となりうる事案を集約して検証部会に提出し、該当年度の検証対象事例としての了承を得る。</li> </ul>
2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について（直近の検証事案を例に）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報収集の方法について基本的な流れがあり、軸となるのは、児童相談所から情報提供である。その年度に検証する事例が決まったら、改めて事務局から児童相談所に調査を行い、委員に示す。その上で、委員によるヒアリング実施等、具体的な検証方法を委員が判断する。委員には、検証部会の中で、案件の概要について説明を行っているため、ヒアリングにおいて確認したい事項を事前に確認する。</li> <li>● 公判関係・裁判関係の資料が見たいと委員から要望があったが、法律の壁・ルール壁などがあり、検察や裁判所に照会したものの、難しいと言われてしまったことがある。また、年数が古すぎて記録が残っていないことがある。担当者が異動してしまい、ヒアリングを依頼してもそこで話が終わってしまうこともある。</li> <li>● （時間軸に関する質問）児童相談所を含めて関係機関の関わりを重要視しているため、関係機関の関わりが発生したタイミングまで情報も得たいと考えている。</li> <li>● （広がり軸に関する質問）家族の情報をどこまで収集するかについても、ケースによる。例えば、保護者の生育歴がケースに深く関わってくると判断されれば、ヒアリングでもそれについて踏み込んで聞くこともあり、一概には言えない。</li> <li>● （土台となる情報管理に関する質問）児童相談所の記録等は検証に用いる情報に限らずセンシティブな情報を保有しているため、管理基準などが別途あるものと思われ、基本的にはそのルールに則って対応される必要があり、検証のために、何十年も保有してほしいと要望を持つのは違うように思う。</li> </ul>
3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的にヒアリング依頼の連絡をすると驚かれる。特に民間施設だと驚かれることが多いが、検証の趣旨を説明すれば、前向きに協力いただけることが多い。</li> <li>● 児童相談所や子供家庭支援センター等と関わりのなかった事案については、例えば、ネグレクトによる死亡事例において、保育所が関わっていたことがわかり、保育所に連絡してヒア</li> </ul>

	<p>リング調査を実施したことがあったのだが、このように少しの手がかりから展開することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ヒアリングにあたっては、事前に事案の振り返りを行ってもらっている。自分たちの対応や、当時の受け止め方、この事件を受けて見直した点等を振り返ってもらったうえで、ヒアリングを実施し、当時の対応状況や考えたことなどをヒアリングの場でも有意義な形で聞けるようにしたいと思っている。</li> <li>● 死亡事例検証が、どのような根拠で、どのような制度のもと実施しているものかを示すようにしている。そのうえで、ヒアリングを受ける機関においては、負担にならない形で準備した書類を送付し、確認し、振り返っていただくなどを経て、ヒアリングに臨んでいただく。</li> </ul>
--	---

D所（都道府県）	
1. 基礎的情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検証組織は常設である。社会福祉審議会の中の児童福祉専門分科会の部会の一つとして、専門部会（以下、「部会」という）が位置づけられており、この部会では、児童虐待による死亡事例等の検証以外の事務として、児童相談所の業務の点検や一時保護所の第三者評価を実施している。</li> </ul>
2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について（直近の検証事例を例に）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的に、行政機関の情報は全て収集し、関係機関からも得られる情報は全て収集している。</li> <li>● 直近の事案については、検証会議の基礎となる資料を事務局で作成した。行政機関における全記録を事務局に集約し、支援経過や家族に関する情報等を整理した。支援経過に関する資料において、特定妊婦の場合は要保護児童対策地域協議会での支援の開始時点から、こどもが亡くなるまでの家族・こどもと関係機関との関わりを時系列にまとめた。第1回会議において委員から、資料に対してさらにどのような情報が必要かをご指摘いただき、2回目以降の会議において追加で得た情報を示す形とした。</li> <li>● 保護者の起訴前に検証会議を開始し、公判が始まる前に検証結果報告書の公表を行った。今後は、検証の開始のタイミングや検証結果報告書の公表のタイミングについては、起訴や裁判の経過を含めて検討していく必要があると考えている。</li> <li>● （時間軸に関する質問）特に定めているものはないが、行政機関に記録が残る範囲で、児童福祉分野に限らず、母子保健</li> </ul>

	<p>分野やきょうだいの記録等もある場合はそれも含めて遡る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (広がり軸に関する質問) 特に定めているものはないが、行政機関に記録が残る範囲で収集できるものは全て収集する。児童福祉主管課や児童相談所の方で住民票の調査や戸籍調査がなされている場合にはその範囲の情報を入手できるが、検証事務局において住民票の取得や戸籍調査等は新たに実施することはできないため、各々の機関が持っている情報の限りで収集することとなる。</li> <li>● (土台となる情報管理に関する質問) 児童相談所の場合は、記録の保存年限については児童相談所運営指針に基づいており、保存年限を超えた記録は収集できない。市町村においても保存年限を定めていれば、同様であり、収集可能な情報の範囲で検証するというスタンスである。</li> </ul>
<p>3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察からの情報収集について、捜査中の事案であれば、情報をほぼ入手することはできないものと考えている。</li> <li>● 所属機関(保育園等)に対して、事務局によるヒアリングを実施する際は、市町村の家庭児童相談室の担当者が同席した方がいいのか、どのような形で実施した方が話しやすいのか等について、ヒアリング先の意向を事前に確認・調整したり、ヒアリング内容を事前にお示ししたりする。</li> <li>● 関係者は事案が発生したことに対してショックを受けていることは認識しておかなければならない。検証の目的として、事案を振り返り、同じことを繰り返さないために今後どういった取り組みが必要なのかを検討するために実施するという情報を情報収集先に対して丁寧に説明し、理解を求めることが重要である。</li> <li>● 公表する検証報告書において、経過を詳細に記載している。どこまで公表すべき内容なのか難しいため、公表する内容／しない内容について、客観的な指標や基準・目安が明確であればよいと感じる。</li> </ul>

E所(政令指定都市)	
<p>1. 基礎的情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検証組織は常設。市の子ども・子育て会議というものが本体としてあり、検証組織の部会もいくつかある部会のうちのひとつ。部会の委員は、年度当初に数年間の任期を定めて委員が任命される。具体的な検証は、部会の下に検証のためのワー</li> </ul>

	<p>キンググループを設置して行っており、検証事例に応じて各分野の専門家を部会の臨時委員として任命する形。</p>
<p>2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について（直近の検証事案を例に）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的に対象にかかわるすべての情報を関係機関に対して求めており、そのケースに関するすべての情報を提供いただけるよう依頼している。相談履歴からジェノグラムを起こしたり、対応の経過を時系列で整理したりして、委員に分かりやすく情報を提示できるよう事務局で資料を作っている。</li> <li>● 直近の検証事案については、保護者の今後の生活のこともあるので、情報を慎重に扱わなければならないという議論があった。そういった意見を踏まえた上で、公表版と内部用の2種類の報告書を作った。ただし、対応はケースバイケースとなる。</li> <li>● （時間軸に関する質問）当該事例では、本市への転入前の自治体での支援状況も必要と判断し、情報提供依頼の際は、期間を定めず各関係機関が対象者の支援を開始した時点から全ての情報について提供を求めている。</li> <li>● （広がり軸に関する質問）親族や同居人、交友関係者も含めた幅広い情報の提供を求めている。</li> <li>● （土台となる情報管理に関する質問）各機関のルールに基づいて定められており、当該ケースに対する死亡事案はいつ起こるかわからないため、外部が文書の保存年限の是非を関知するところではない。</li> </ul>
<p>3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察・検察は、聞いても捜査状況を明らかにしない（できない）ため、児童が死亡した状況を詳しく把握することが難しく、公判により警察・検察が把握している情報が明らかになる場合もあるが、それを待っていると、具体的な検証作業に入るまで著しく時間が経ってしまう。</li> <li>● ヒアリング等による情報収集の際には、児童虐待防止法により、重大な虐待事案については地方自治体が検証を行うことが規定されていることのほか、児童福祉法（第8条第5項）の規定や個人情報の保護に関する法律の規定などを紹介し、検証の目的や情報収集を求める理由を直接説明したうえで、文書により依頼を行って協力を得られるように努めている。</li> <li>● 国への要望として、死亡事案に関する情報提供について、警察による捜査関係事項照会（刑事訴訟法第197条第2項）のように、児童福祉法等に根拠があるため「正当な理由」があ</li> </ul>

	<p>り守秘義務違反にならないということを、国が何らかの形で関係機関にわかるように明示していただきたい。本当に情報を出してもよいものだろうかと協力機関が不安になるようであれば気の毒であるし、協力機関の内部においても、情報を出すことが正当なことであると窓口担当者から上の立場の方に説明する必要もあると思う。そのような際に、根拠として明確なものがあれば安心感を持って対応できるものと思う。</p>
--	--

## 【詳細版】

### A所（都道府県）ヒアリング記録

実施日時：2024年1月30日（火） 10:00～11:25（於：Zoom会議）

#### 1. 基礎的情報

- ① ヒアリング調査ご協力者について（ご所属、役職・立場、死亡事例等検証とのかかわり（これまでに検証に携わった経験等も含めて）
  - 事務局は本庁児童福祉主管課。
  - 調査検証委員会の設置要綱があり、検証委員会の下部組織として調査チームを立ち上げる仕組みになっている。県の中央児童相談所に県児童相談所を取りまとめている部署（以下、中核部署）があり、そこでもある程度の整理をしてもらった上で情報共有しながら調査チームとして情報収集を行い、検証委員会にて報告していくという流れで作業をしている。
  - なお、調査検証委員会は検証事案ごとに立ち上げる。保護者の逮捕や報道が先行して出る事例もあり、じっくり準備する間もなく検証委員会を立ち上げざるを得ない場合も多々ある。

#### 2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について（直近の検証事案を例に）

- ① そもそも、検証にはどのような情報が必要であると（組織として）判断していたのか
  - 第一回の検証委員会を開催する前に、事務局にて、その事案でどのようなところがポイントなるかを整理した上で、そのポイントに対してどのような情報を収集すべきかを整理し調査チームを結成した。調査チームの構成委員は、基本的には事務局、当該事案を担当した児童相談所の支援課長、中央児童相談所の中核部署、さらに市町村の母子保健主管課や児童福祉主管課で構成した。打ち合わせの中で関係機関の情報を整理し、ある程度準備を整えた上で検証委員会に臨んだ。
  - 当該事案は、施設から家庭引き取りになって間もなくこどもが亡くなられた事案であったため、施設に入所する経緯や児童相談所が家庭引き取りを判断した材料、母子の交流に関する情報等を収集した。また、逮捕された保護者の公判が始まっていなかったため、家庭引き取り後の児童相談所を含めた関係機関の関わり方に絞り、情報を収集することを確認していた。
  - 当該事案においては、こどもが亡くなって10か月経って保護者が逮捕されたため、実際に検証委員会が設置されるまで期間が空いていた。その間、調査チームは存在していないが、児童相談所の情報は内部にて整理していたため、調査チームが立ち上がった時点で比較的スムーズに進行できるような状態まで準備ができていた。

- ② 必要な情報をどのように得るかについての方針を定めていたか、(定めていた場合) その方針はいつ、どのように話し合っただけなのか
- 当県は比較的検証事例が多かったため、ある程度必要とされる情報は事務局でも理解しており、関与のあった関係機関には基本的に全て情報収集を試みている。また、基本的には児童相談所が既に把握していた情報を整理した上で、足りない情報があれば調査チームで調査をしている。これらの作業について、調査チームとして主体的に判断しており、検証委員会より指示があるわけではない。その後、検証委員会の中で情報の不足やヒアリングの指示があれば、実施する。
  - 情報収集の方法としては、本庁児童福祉主管課より自治体や病院に依頼状を出して情報収集を行う。また、当該事案では、検証委員会の中で委員より要望があり、施設の職員へのヒアリングを調整した。
- ③ 定めた方針通りに情報を得たか
- 基本的には方針通りに情報を得られた。ただし、病院のみ、カルテの保存期間を超過していたため情報を得られなかった。かなり探していただいたが、8年ほど前の情報であったため見つからなかった。
- ④ アンケート調査票・質問 20 および質問 21 で示した情報(別添参照)のうち、情報を求めなかったものがある場合、なぜ情報を求めなかったのか
- 基本的に、その事案に関わりのあった機関や窓口の情報は収集していく。
  - 保護者を含め当事者についての情報は、児童相談所が持っている情報は収集するが、直接ご本人からは伺っていない。直近の検証を含め保護者が逮捕されており、公判が始まる前で身柄が拘留中であることが多い。その場合、警察からの情報収集は困難だと判断する。逮捕前までの情報など確認できる範囲では確認するが、特に公判が始まる前の段階では警察も教えてくれないため、逮捕の決め手に関してはわからないところである。本来ならばそこが検証の核心であるかもしれないが、検証を作成する時点では触れられず、これまでの関係機関の関わりがどうであったか、という観点に主眼が置かれた形での検証作業になることが多い。
  - 直近の検証事案で言えば、「こどもに係る記録」に関しては、児童相談所や市町村の窓口より情報を収集していた。しかし、それ以外、例えば「死亡診断書」等は情報として得ていない。直近の検証事案に関しては、児童相談所が医療機関から情報を得ていたことで死因がわかっていたこともあり、委員からも追加情報の要望はなかった。
- ⑤ 情報を求めたにもかかわらず得られなかったものに関して、その理由は何と考えるか
- NA

- ⑥ 検証の際、死亡に至る時期からどこまでさかのぼって情報を得るようにしているか【2. ①の質問との関係で、時間軸に関する質問】
- 実母を見立てるためにも、当該事案で児童相談所が関わり始めるよりも以前の情報が必要ということになり、過去にさかのぼった情報を収集している。
- ⑦ 家族の情報はどこまで得るようにしているか【2. ①の質問との関係で、広がり軸に関する質問】
- 当該事案に関しては、収集したのは保護者の情報である。また、親族はいたものの普段からどれほど交流があるか見えてこなかったため、検証材料のためとしてではなく、あくまで児童相談所が所持している情報として収集した。きょうだいに関しても児童相談所や自治体が有する情報を集めた。
  - 保護者や子どもと関わりがある人物については、どのような関わりをしていたのかというのはいくらか知れるとよかったという意見が検証委員会でもあった。
  - 保護者に関しては、見立てに繋がる情報、特にどのような環境で育ったかという情報は必要だと判断した。できる限りで保護者の父や母の情報も含め、成育歴がわかる情報があればとよいと考えていた。
  - これまでに本世帯に関わっていた関係機関がどのような関わりをしていたのか、そういったことが分かる情報を収集することにした。
- ⑧ 情報はいつまで管理(参照できる状態)であるべきなのか【2. ①の質問との関係で、土台となる情報管理の問題に関する質問】
- 厳密に何年まで、というのは非常に難しいと思われるが、出生時に児相や市町村の窓口が関わり始めたケースについては、今後何がわかるかわからないため保存期限が延ばせないか、と感じている。
  - (児相の継続歴はどれほど保存されているか) 児相の情報の保存年限には規定があり、その範疇であれば残っている。18歳で施設を退所した子どもに関しては退所後6年というスパンでは残るが、それ以上は基本的に廃棄されている。特定の事例については記録の永年保存もあるが、基本的には既定の範囲内で管理されている。過去の検証事例において上の子が亡くなった後、下の子が亡くなるまでにかかなりのタイムラグが生じた事案があったが、虐待で亡くなった子どもがいた家族が新たな子どもを養育する可能性があるため、情報を残していくのが望ましいということを検証の提言としていただいたことがある。
  - 市町村や病院等の関係機関において子どもに関する記録がどこまで残されるべきか、ということに関しては、もう少し整理された方がよい。特に、虐待死に関する情報はいつどのような形で必要になるかわからない。必要となったときに廃棄されているのが

一番致命的になると考える。

### 3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について

- ① 死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（別添の質問 20 に示した関係機関別に、特に情報を得ることが困難と感じる対象等）
  - 捜査機関の情報は得るのが難しい。また、主たる虐待者に関して検証で話を聞くというのはイメージしていなかったため、聞いている自治体がある際はどのような観点で情報を収集しているのか気になった。それ以外に関しては、情報を得ようと思えば提供いただける。
  - 市町村が保有する情報について、以前は個人情報保護の兼ね合いで、自治体の審議会にかけないと提供できないということが障壁になっていた時期もあった。しかし、最近はずーずーに情報を得られるようになってきている。特定の自治体内に関する話だが、個人情報の取り扱いに関する運用方法が変わったと聞いている。また、警察・検察は難しい。
- ② 死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（別添の質問 21 に示した情報の種類別に、特に情報を得ることが困難と感じる対象等）
  - 医療機関に関して、カルテや保護者の情報も含めて、提供できるものと、提供できないと判断をされる情報はあると思われる。警察、検察、法医学はかなり難しいと思われる。保育園やこどもの所属は比較的情報が得やすいと考える。
  - こどもの所属からの情報については、基本的には調査チーム内に当該市町村が参加するため、市町村内にて情報収集をしていただく。そのため、直接小学校や保育園に伺うより、市町村の方で取りまとめていただく形を取っている。
  - 要対協からの情報に関しては、ほぼ、調査チームの中に当該自治体の児童福祉主幹課には入っていただくため、そこで集約してもらっている。
- ③ 関係機関から情報を得やすくするために行っている工夫
  - 特別な何かをしているわけではない。県内では死亡事例の事案が多く、検証報告書を作成する機会も多かった。県内の市町村と情報共有しつつ、主幹課長会議を開催しており、そこで検証の流れや報告書をご案内している。いつどの自治体で発生するかわからないが、発生時に協力していただけるような意識は持ってもらっている。関係機関とのやり取りはスムーズに行えている。
  - 本庁児童福祉主管課から直接働きかけることはあまりないが、児童相談所や現場に近いところにいる人は、日頃から関係機関との連携も含めてやり取りをしていただいている。そのため、死亡事例に限らず、児童相談所が必要な情報を得ることができるよう、児童相談所のワーカーに取り組んでいただいている。
  - 死亡事例発生時のフローチャートは以前に作成しており、市町村と共有している。それ

以外に明確な手順は決めていないが、本庁児童福祉主管課にノウハウが蓄積しており、調査チームと共有しながら取り組んでいる。

- ④ 情報収集を円滑に行うポイント等、他所へのアドバイス
- 他の自治体でも実施されていることとは思うが、検証報告書を市町村と共有し、提言に対する取組みを実行していくことが大事であるとする。
  - 当県は、政令指定都市と児童相談所設置市を除く市町村を所管しているが、それらの市町村にも要対協の事務局があり、児童福祉の主管課として普段から連携して顔が見える関係を築いておくということも大事であるとする。年に1度は主管課の集まりがあり、日頃から顔の見える形で連携している。検証において必要な情報は法律の規定により動いていくが、その前段として関係の積み重ねも大きな要素であるとする。

以上

## B所（都道府県）ヒアリング記録

実施日時：2024年1月31日（水） 10:00～11:15（於：Zoom会議）

### 1. 基本的情報

- ① ヒアリング調査ご協力者について（ご所属、役職・立場、死亡事例等検証とのかかわり（これまでに検証に携わった経験等も含めて）
- 事務局は児童虐待防止や社会的養育を所管する部署が担っている。
  - 検証委員会は常設。社会福祉審議会児童福祉専門分科会に事例検証部会を設置している。速やかに対応できるよう、委員委嘱などの準備は既になされている。

### 2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について（直近の検証事案を例に）

- ① そもそも、検証にはどのような情報が必要であると（組織として）判断していたのか
- 本事案は、市町村の福祉部門や児童相談所の関与がなく、情報も少ないことが予想されたため、当該事案を検証の対象とするかどうかは事例検証部会の委員の先生方を招聘し、打ち合わせを行って決めた。今回対象となった事案は産婦人科が関係する事案であったが、人員不足の現場で疲弊しておられる医療機関にどのように検証へ協力してもらえるかという課題があった。また、家族状況を確認するにあたり、直接家族へ確認することで、残された家族を追いつめてしまうのではないかという懸念があった。そのようなことから、そもそも検証の対象とするのかを含め、どのように検証を実施すればよいかを委員の先生方に相談して進めた。

- 相談の結果、当事者家族への聴取は行わないことになった。また、その事案の個別性に言及するのではなく、当時の課題であった産後うつについて、再発防止のために検証し、広く認識を高めていく必要があるという観点から検証を実施することとした。さらに、医療機関からの情報収集を始めとした協力を得やすくするために、有識者として、その事案とは直接関わりのない産科領域の医師に臨時委員として参画いただくことになった。
  - 検証のために必要な情報として、関係機関から、家族情報、子ども自身の情報、加害保護者の情報等について、市町村での健診の様子なども含めて情報収集した。また、きょうだいがいたので、きょうだいの所属での様子についても市町村から得た。医療機関については、産婦人科や助産院の他、保護者が精神科ともかかわりがあったので、それらの医療機関から診療情報を得るために、提供依頼を行った。
- ② 必要な情報をどのように得るかについての方針を定めていたか、(定めていた場合) その方針はいつ、どのように話し合って決めたのか
- こどもの情報を得ること、こどもが暮らしていた家庭、家族の情報を得ることは当然必要だと考えている。直近の検証事案については、その情報を関係機関や医療機関から収集し、当事者に直接ヒアリングをして収集することは控えた。一方、過去の検証では、検討した結果、加害に至ってしまった保護者に対して直接ヒアリングを実施して情報を得る必要があるとのことで、実施したことがある。
  - (当事者へのヒアリングを実施することについて) 今暮らしている子どもたちの生活に影響や支障が出ないようにすることが大前提。きょうだいがいる場合も多く、マスコミによる報道等により生活が脅かされることも多々あることから、子どもたちの安全が第一優先だと考えている。よって、例えば、きょうだいやそのきょうだいを守る保護者に対し直接情報収集を実施するのは難しいし、配慮すべきことだと思う。しかし、加害をした保護者については、再発防止を考える上でなぜこうしたことが起きたのかといった背景を知る必要があり、踏み込んで本人に話を聞かないと分からない部分もあるため情報収集を行った。
- ③ 定めた方針通りに情報を得たか
- 定めた通り、情報をすべて得ることができた。
- ④ アンケート調査票・質問 20 および質問 21 で示した情報(別添参照)のうち、情報を求めなかったものがある場合、なぜ情報を求めなかったのか
- NA
- ⑤ 情報を求めたにもかかわらず得られなかったものに関して、その理由は何と考えるか

- NA
- ⑥ 検証の際、死亡に至る時期からどこまでさかのぼって情報を得るようにしているか【2. ①の質問との関係で、時間軸に関する質問】
- こどもが亡くなった時期やその事案の有する課題にもよるが、こどもの胎児期（保護者の妊娠期）からの情報が得られるよう努めている。あまりにも遡りすぎるのではなく、保健情報や相談情報から得ている。
- ⑦ 家族の情報はどこまで得るようにしているか【2. ①の質問との関係で、広がり軸に関する質問】
- こどもと同居している家族を基本として、同居していなくてもこどもの暮らしに影響を与えていると思われる祖父母や親族等、育児をサポートしている方々拡大家族を含めて対象を考えている。関係機関から情報を収集するしかないが、保護者の生育歴等も必要と判断すれば、掘り下げる場合もある。
  - 関係機関に対しては、ピンポイントで情報を指定するというよりは、家族情報という大きな枠組みで情報提供を依頼する。あまり細かく設定して情報を得ても全体像がよくわからなくなってしまうため、まずは大まかに情報を得て、不足している場合は関係機関へのヒアリング等を併用して詳細を得るようにする。
- ⑧ 情報はいつまで管理(参照できる状態)であるべきなのか【2. ①の質問との関係で、土台となる情報管理の問題に関する質問】
- (該当するご意見なし)
3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について
- ① 死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（別添の質問 20 に示した関係機関別に、特に情報を得ることが困難と感じる対象等）
- 直近で検証した事案においては、提供依頼をした情報すべてを得ることができたため困難を感じることはなかった。以前は、医療機関からの情報収集について、個人情報の取り扱いについて質問が出ることもあったが、直近の検証時には、情報収集するための根拠となる通知等を付して依頼をかけており、スムーズに対応してもらっている。
- ② 死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（別添の質問 21 に示した情報の種類別に、特に情報を得ることが困難と感じる対象等）
- 直近の検証においては、必要と判断して提供依頼を行ったものとして、医療機関からのこどもに係るカルテ、保護者に係るカルテがあったが、これについては情報を得ること

ができています。それ以外の詳細な情報（医療的な検査結果や死亡診断書等）については、こちらから情報を求めることはしていません。受診経過については、医療機関から口頭で聴取しています。総じて、情報を得る際の困難は特になかった。

- 検察官から情報を得ることはあまりない。警察から情報を得ることについては、警察が関与している場合、児童相談所も関与していることが多いため、必要な情報は児童相談所から得るようにしている。

### ③ 関係機関から情報を得やすくするために行っている工夫

- 当たり前のことだが、情報提供を依頼する際、事前連絡とともに状況説明を行い、情報収集の根拠を示す文書（法的根拠や通知文等）を出し、相手方の機関が提供しやすくなるような工夫を行う。また、日頃からの情報提供を依頼する相手機関との関係性も重要である。
- 普段から関係のある機関であれば情報が得やすいが、例えば小さな医療機関といった普段から関わるのが少ないために死亡事例等検証の重要性についてあまり認識がない機関に対しては、事前に関係機関に赴くなどして事情説明を行い、検証の意義を伝える。
- 死亡事例等検証報告書について、幅広く周知をするために要対協の研修や会議で使用することもある。また、児童相談所職員向けの研修において、事例を取り上げて詳細に振り返り、再発防止策や注意喚起をするなど、様々な形で報告書を活用している。

### ④ 情報収集を円滑に行うポイント等、他所へのアドバイス

- 死亡事例という重大な事案が発生すると、関与した機関（の担当者）も非常に心を痛めて傷ついておられる状況にある。そういった状況を踏まえて対応する必要があると感じる。情報収集自体が目的ではなく、再発防止策を検討するために情報収集が必要であると伝えるということに尽きると思う。収集した情報がそのまま出ることではなく、もう一度何が起きていたのかを精査して、こどもが置かれていた状況をアセスメントした上で再発防止策を検討するものである。直接事案に深く関わった機関には主にヒアリングを行うが、誰にとっても大きなダメージを残すような出来事であるので、どのような再発防止策を見出して共有していけるか、その見通しも含めて情報収集をお願いすることになるのだと思う。

以上

## C所（都道府県）ヒアリング記録

実施日時：2024年2月2日（金） 10:00～11:30（於：Zoom会議）

### 1. 基本的情報

- ① ヒアリング調査ご協力者について（ご所属、役職・立場、死亡事例等検証とのかかわり（これまでに検証に携わった経験等も含めて）
- 児童福祉審議会の会議運営を担当している部署と児童相談所の運営等を担当している部署、それぞれ2つの部署が役割分担して死亡事例検証を担っている。前者は児童福祉審議会を担当しており、検証部会に限らず、各部会の会議の開催や日程調整、また、委員や関係者への連絡といった窓口業務、検証におけるヒアリング実施を担当している。後者は児童相談所の運営等を担当する部署であり、日頃から児童相談所と連携していることから、内容面の作りこみを担っている。なお、検証組織は常設である。
- 検証の対象とする事案については、厚生労働省の通知において、死亡に至らない事例や虐待による死亡が断定できない事例についても、再発防止につながる教訓が得られると考えられるものであれば検証することとなっており、その考え方を踏まえて、検証部会の要綱等を策定し、検証対象となる事例を分類するようにしている。
- 検証の流れとしては、1年の検証サイクルが始まる際に、検証の対象となりうる事案を集約して検証部会に提出し、該当年度の検証対象事例としての了承を得る。
- 情報収集の方法について基本的な流れがあり、軸となるのは、児童相談所からの情報提供である。その年度に検証する事例が決まったら、改めて事務局から児童相談所に調査を行い、委員に示す。その上で、ヒアリング実施等、具体的な検証方法を委員が判断する。また、調査の数値から分析していくこともある。この基本的な流れがある中で、必要な場合は新たに情報収集をすることもある。
- ヒアリングをはじめ調査については、関係機関の関与も考慮し、情報収集の方法を検討していく。
- 委員には案件の概要について説明を行っているため、ヒアリングにおいて確認したい事項を事前に確認する。

### 2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について（直近の検証事案を例に）

- ① そもそも、検証にはどのような情報が必要であると（組織として）判断していたのか
- 事件があった経緯、その子供に関する情報などを関係機関に対して調査やヒアリング等を実施して収集するが、事務局が委員に確認をしながら行っている
- ② 必要な情報をどのように得るかについての方針を定めていたか、（定めていた場合）

その方針はいつ、どのように話し合っただけなのか

- おおよその流れとしては、どの事案を検証の対象とするかについて決定後、児童相談所に調査をかけ、検証部会において委員がヒアリングの詳細を決定する。それを受けて、事務局で事務的な調整を行い、ヒアリングを実施する。その後、ヒアリング結果を検証部会において共有し、課題や問題点について委員が改善策等を議論する。その結果を受け、報告書案として形にしたものを提示し議論を行う。最終的には9月に報告書の最終案を委員で決めた後、10月から11月に公表する流れである。基本的には毎年同じような流れで実施している。
- ③ 定めた方針通りに情報を得たか
- ヒアリングで情報の不足がある場合は、個別ヒアリング先へ照会や問い合わせを行う。そのため、決定的に情報が足りないということはあまりない。当初想定したものについては情報収集できている。
  - ケースによるが、例えば、ヒアリング対象の関係機関に対して照会をして追加で書類を提出してもらおうと、これまで気が付かなかった新しい情報が出てくることがある。
- ④ アンケート調査票・質問 20 および質問 21 で示した情報(別添参照)のうち、情報を求めなかったものがある場合、なぜ情報を求めなかったのか
- 基本的には児童相談所に照会をかけるが、その際、事例と関りがあり経緯をよく知っていると思われる関係機関に対しても広く照会をする。児童相談所、子ども家庭センター、保健センターだとわかりやすいが、他にも、幼稚園、乳児院、病院、訪問看護センターなど、かなり幅広くどう関与したのかを整理していただく。それを踏まえて委員に報告・説明をし、委員の知見・意見を参考に対応している。ヒアリングに関しては、時間が限られていることもあり、また来庁していただくことが難しいこともあり、優先順位も勘案しつつ、調査票に書いてある情報で十分だと判断することもある。
  - しかし、その時点での(調査票時点の)情報というところもあり、その後新しい情報が出てきた場合などは、委員の指示のもと事務局でカバーやフォローをするなど柔軟に対応している。
- ⑤ 情報を求めたにもかかわらず得られなかったものに関して、その理由は何と考えるか
- 公判関係・裁判関係の資料が見たいと委員から要望があったが、法律の壁・ルールの壁などがあり、検察や裁判所に照会したものの、難しいと言われてしまったことがある。裁判・公判の情報は正確性があるため、多角的に事実を見極めるためにそういった情報がほしいとのことだったが、情報収集することができなかった。
  - 年数が古すぎて記録が残っていないことがある。また、担当者が異動してしまい、ヒ

アリングを依頼しても、そこで話が終わってしまうこともある。

- ヒアリングに来ていただくこと自体が難しいケースもあった。
- ⑥ 検証の際、死亡に至る時期からどこまでさかのぼって情報を得ようとしているか  
【2. ①の質問との関係で、時間軸に関する質問】
- どこまでさかのぼって情報を得るかについては、ケースによる。どの自治体でもそうだと思うが、児童相談所を含めて関係機関の関わりを重要視しているため、関係機関の関わりが発生したタイミングまで情報も得たいと考えている。0歳の時点で亡くなるケースもあるため、その場合には生まれた時点、あるいは母親が特定妊婦であった場合には、保健機関が関わっていた妊娠期間から情報を得る。このように、ケースバイケースで、何らかの関係機関のかかわりがあったかどうかの一つの考え方になっている。
- ⑦ 家族の情報はどこまで得ようとしているか【2. ①の質問との関係で、広がり軸に関する質問】
- 家族の情報をどこまで収集するかについても、ケースによる。ジェノグラムも報告書に入れるようにしているが、ジェノグラムの記載も含めて、どこまで情報を取るかについてはケースによるものである。
  - 例えば、保護者の生育歴がケースに深く関わってくると判断されれば、ヒアリングでもそれについて踏み込んで聞くこともあり、一概には言えない。
- ⑧ 情報はいつまで管理(参照できる状態)であるべきなのか【2. ①の質問との関係で、土台となる情報管理の問題に関する質問】
- 児童相談所の記録等は検証に用いる情報に限らずセンシティブな情報を保有しているため、管理基準などが別途あるものだと思う。基本的にはそのルールに則って対応される必要があり、検証のために、何十年も保有してほしいと要望を持つのは違うように思う。あくまで文書の規定に基づいて保管されるべき。
3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について
- ① 死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題(別添の質問20に示した関係機関別に、特に情報を得ることが困難と感ずる対象等)
- 基本的にヒアリング依頼の連絡をすると驚かれる。特に民間施設だと驚かれることが多いが、検証の趣旨を説明すれば、前向きに協力いただけることが多い。
  - ヒアリング実施前には、対象者に対して事前に質問への回答フォーマットを送付し、回答して返送してもらうようにしている。ヒアリング実施の際は実際に庁舎まで来ていただく形をとっている。趣旨の説明に多少手間取り、理解を得るまで難しかったこ

とはあるが、これまで十分に協力いただけている。

- 基本的には、事案に関連する情報は必要であれば書類の提供も依頼するが、ヒアリングで得た情報を検証の基盤としている。
  - 警察や検察からの情報について委員の判断があれば取り寄せる可能性もある。
- ② 死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（別添の質問 21 に示した情報の種類別に、特に情報を得ることが困難と感ずる対象等）
- （上記に同じ）
- ③ 関係機関から情報を得やすくするために行っている工夫
- 児童相談所や子供家庭支援センター等と関わりのなかった事案については、例えば、ネグレクトによる死亡事例において、保育所が関わっていたことがわかり、保育所に連絡してヒアリング調査を実施したことがあったのだが、このように少しの手がかりから展開することがある。
  - 過去に検証した別の事案で少しの手がかりもないものがあつたが、委員からは逆に関わりがなかったこと自体が課題だという意見があつた。こどもの命の危機をどこで拾うことができたのかに課題があるという視点を持ち、少しでも関わりがあつた関係機関の状況を聞き、検証を実施している。
- ④ 情報収集を円滑に行うポイント等、他所へのアドバイス
- 関係機関へのヒアリングについて、特に民間の関係機関は突然の依頼に驚くため、根拠含め、趣旨をできるだけ丁寧に説明するよう事務局として心掛けている。
  - ヒアリングにあたっては、事前に事案の振り返りを行ってもらっている。自分たちの対応や当時の受け止め方、この事件を受けて見直した点を振り返ってもらった上で、ヒアリングを実施し、当時の対応状況や考えたことなどをヒアリングの場でも有意義な形で聞けるようにしたいと思っている。
  - 死亡事例検証が、どのような根拠で、どのような制度のもと実施しているものかを示すようにしている。そのうえで、ヒアリングを受ける機関においては、なるべく負担にならない形で準備した書類を送付し、確認し、振り返っていただくなどを経て、ヒアリングに臨んでいただく。できるだけ丁寧に対応するよう心掛けているため、慣れていない場合もあるとは思いますが、なるべくスムーズに行くように当日もご案内している。また、先方から尋ねられた場合には、どういう形で検証を進めていくのかについても丁寧に答えしている。さらに、ヒアリング後には、最終的に報告書として公表するので、公表の際は情報提供をさせていただく旨も伝えている。

以上

## D所（都道府県）ヒアリング記録

実施日時：2024年2月27日（火） 10:00～11:30（於：Zoom会議）

### 1. 基本的情報

- ① ヒアリング調査ご協力者について（ご所属、役職・立場、死亡事例等検証とのかかわり（これまでに検証に携わった経験等も含めて）
- 児童虐待対策、児童相談所を所管している課が事務局を担当。
- 検証組織は常設である。社会福祉審議会の中の児童福祉専門分科会の一つとして、専門部会が位置づけられており、この部会では、児童虐待による死亡事例等の検証以外の事務として、児童相談所の業務の点検や一時保護所の第三者評価を行っている。

### 2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について（直近の検証事案を例に）

- ① そもそも、検証にはどのような情報が必要であると（組織として）判断していたのか
  - 事案発生後に保護者が逮捕され、虐待の事実を認めている状況を把握し、本事案を児童虐待による死亡事案と判断した。
  - 事案について部会へ報告し、検証を開始することを決定した。検証会議への出席、情報提供について、関係機関である当該市、児童相談所へ依頼を行った。
  - 検証開始の決定から第1回会議までの期間が短く、市や児童相談所において事務作業ができる状態ではなかったため、行政機関における全記録（手書きの記録を含む）を事務局に集約し、支援経過や家族に関する情報等を整理した。支援経過に関する資料において、特定妊婦の場合は要保護児童対策地域協議会での支援の開始時点からこどもが亡くなるまでの家族・こどもと関係機関との関わりを時系列にまとめた。第1回会議において、委員から資料に対してさらにどのような情報が必要かをご指摘いただき、2回目以降の会議において追加で得た情報を示す形とした。
  - 支援経過に関する資料として、具体的に何年何月何日にどの機関がどのような対応をしたのか、また要保護児童対策地域協議会において、どういう情報をもとに、どういう判断をしたのか等の経過についての表を作成した。また、家族の状況については、市や児童相談所で把握している範囲で情報をまとめた。
- 
- ② 必要な情報をどのように得るかについての方針を定めていたか、（定めていた場合）その方針はいつ、どのように話し合っただめたのか
  - 保護者が虐待事実を認めていたことから、再発防止策を早期に検討することを目的に、起訴前に検証を開始した。

- 検証開始を決定後、関係機関における支援経過の記録が必要と判断した。
- ③ 定めた方針通りに情報を得たか
- 委員から追加資料として、所属機関へのヒアリングを実施するように依頼があり、情報収集を行った。
  - そのほか、経済状況や通院状況など可能な範囲で情報収集を行った。
- ④ アンケート調査票・質問 20 および質問 21 で示した情報(別添参照)のうち、情報を求めなかったものがある場合、なぜ情報を求めなかったのか
- 基本的に、支援の経過に関わりのある行政機関の情報は全て収集することが望ましいと考え、関係機関からも得られる情報は全て収集している。直近の検証事案で言えば、自治体の児童福祉部門、母子保健部門、所属機関に関しては第1回会議の時点で既に情報が入手できており、あえて他の機関に聞く必要が特になかった。
- ⑤ 情報を求めたにもかかわらず得られなかったものに関して、その理由は何と考えるか
- (上記に同じ)
- ⑥ 検証の際、死亡に至る時期からどこまでさかのぼって情報を得ようとしているか  
【2. ①の質問との関係で、時間軸に関する質問】
- 特に定めているものはないが、行政機関に記録が残る範囲で、児童福祉分野に限らず、母子保健分野やきょうだいの記録等もある場合はそれも含めて遡る。
- ⑦ 家族の情報はどこまで得ようとしているか【2. ①の質問との関係で、広がり軸に関する質問】
- 特に定めているものはないが、行政機関に記録が残る範囲で収集できるものは全て収集する。児童福祉主管課や児童相談所の方で住民票の調査や戸籍調査がなされている場合にはその範囲の情報を入手できるが、検証事務局において住民票の取得や戸籍調査等は新たに実施することはできないため、各々の機関が持っている情報の限りで収集することとなる。
- ⑧ 情報はいつまで管理(参照できる状態)であるべきなのか【2. ①の質問との関係で、土台となる情報管理の問題に関する質問】
- 児童相談所の場合は、記録の保存年限については児童相談所運営指針に基づいてお

り、保存年限を超えた記録は収集できない。市町村においても保存年限を定めていれば、同様であり、収集可能な情報の範囲で検証するというスタンスである。

### 3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について

- ① 死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（別添の質問 20 に示した関係機関別に、特に情報を得ることが困難と感ずる対象等）
  - 警察、検察、裁判所からの情報収集について、捜査中の事案であれば、情報をほぼ入手することはできないものと考えているため、前提として情報収集先と考えていない。
  - 仮に警察や検察から情報収集できる仕組みがあったとした場合、行政機関や関係機関から知りえなかった情報があれば検証するにあたりメリットはあるだろう。
  - 学校に関しては、必要に応じて市町村や教育関係部署と調整して情報収集することになる。
  - 医療機関に関しては、過去の事例で直接ヒアリングを実施できている事案がある。検証の趣旨等を丁寧に説明した上での各々の医療機関での判断になってくるだろう。
- ② 死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（別添の質問 21 に示した情報の種類別に、特に情報を得ることが困難と感ずる対象等）
  - 医療機関から得られる情報として、例示されているような詳しい情報を入手したことはない。
  - 警察、検察の捜査情報や法医学の医師からの情報は裁判を傍聴して得ている。
- ③ 関係機関から情報を得やすくするために行っている工夫
  - 所属機関（保育園等）に対して、事務局によるヒアリングを実施する際は、市町村の家庭児童相談室の担当者が同席した方がいいのか、どのような形で実施した方が話しやすいのか等について、ヒアリング先の意向を事前に確認・調整したり、ヒアリング内容を事前にお示ししたりする。
  - ヒアリングの所要時間は2時間程度かかり、こどもの担任の保育士に直接ヒアリングを実施するよう委員から指示がある場合もあり、普段の様子等は担任の方へ、それ以外のことは管理職へ聞くといった調整もしている。
- ④ 情報収集を円滑に行うポイント等、他所へのアドバイス
  - 行政機関として防ぐことができたタイミングがあったのではないかという視点で課題を抽出し、再発防止策を検討するために検証を実施しているが、関係者自身もショッ

クや責任、悔しさを感じている中で検証をしているのが現状である。検証会議においては、責任を追及すること目的ではないことを部会長より説明いただいている。

- 所属機関等にヒアリングを実施する際も同様に相手方への心理的な配慮、検証の目的、情報の取り扱い、検証結果報告書の公表のスケジュール感等について丁寧に説明し、理解を求めることが重要と考える。
- 公表する報告書の内容に関しては、家族に関してプライバシーを侵害するような内容は掲載しないよう配慮している。公表する検証報告書において、経過を詳細に記載しているため、公表する内容／しない内容について、客観的な指標や基準・目安が明確にあればよいと感じる。

以上

## E所（政令指定都市）ヒアリング記録

実施日時：（書面による回答）

### 1. 基本的情報

- ① ヒアリング調査ご協力者について（ご所属、役職・立場、死亡事例等検証とのかかわり（これまでに検証に携わった経験等も含めて）
  - こども政策に関わる部署が事務局を担当。
  - 検証組織は常設。市の子ども・子育て会議というものが本体としてあり、その中にいくつか部会があるが、検証組織である部会もそのうちの一つ。部会の委員は、年度当初に数年間の任期を定めて委員が任命される。具体的な検証は、部会の下に検証のためのワーキンググループを設置して行っており、検証事例に応じて各分野の専門家を部会の臨時委員として任命する形である。

### 2. 死亡事例等検証に用いる情報の収集方針について（直近の検証事案を例に）

- ① そもそも、検証にはどのような情報が必要であると（組織として）判断していたのか
  - 基本的に対象にかかわるすべての情報を関係機関に対して求めており、そのケースに関するすべての情報を提供いただけるよう依頼している。相談履歴からジェノグラムを起こしたり、対応の経過を時系列で整理したりして、委員に分かりやすく情報を提示できるよう事務局で資料を作っている。
  - ケースにもよるが、検証することが決まった後は、可能な限り速やかに情報収集の依頼を関係機関に対して行う。それを受けて、関係機関から2週間ほどで関連する情報（書類）を送付いただき、それを事務局において整理するために2、3週間かかる。

その後、1回目のワーキングを開催し、それ以降は1～2か月に一度のペースでワーキンググループを実施していく流れとなる。

- 直近の検証事案については、保護者の今後の生活のこともあるので、情報を慎重に扱わなければならないという議論がワーキンググループにおいてあった。そういった意見を踏まえた上で、公表版と内部用の2種類の報告書を作った。ただし、全ての検証事案について同様の対応をするかかと言えばそうではない。ケースバイケースとなる。
  - 事案発生後は、事務局が、報道等により判明している状況や市の行政区役所における親子への支援状況などをまとめ、市の児童虐待事例の外部検証組織である部会に報告を行い、ワーキンググループの設置や検証メンバー、検証の方向性などに関する議論が行われた。
  - 本事案では、市の行政区役所における支援状況に加え、本市への転入前の自治体での支援状況の確認が必要と判断し、それぞれ情報提供依頼を行うこととした。情報提供依頼事項は、①「親子に関係する全ての書類の写し」と、②「事案に係る経緯等に関する情報」である。
  - ①については、親子に対する関係機関の関与の経過といった事実関係や、親子の成育歴や家族力動の変化、社会的要因などを把握し、事例の検証・分析を行うために情報を得た。また、対象者以外の情報（親族や同居人、交友関係者）の情報についても、事案の発生に至る社会的要因等を検証する必要があることから除外せずに提供いただくよう、依頼文に明記した。例えば、相談記録票やアセスメントシートなどに記載されている、家族構成員が変化した時期やその理由、他の家族構成員に対する発言や行動の記録を確認するなどが考えられる。そうした情報により、夫婦と子どもがどのような関係性にあったのか、互いにどのような影響を及ぼしていたのか、といったことなどを分析し、虐待（死亡事案）に至った理由や背景などを検証するものである。
  - ②については、情報の整理にあたり、事案の発生に至る全ての事柄を時系列に整理（経過表を作成）した上で分析を行う必要があるため、「誰が」、「誰に」、どういう「根拠」でどのような「判断」を行い、どのような「行動」をとって、「結果」はどのようなのかを明確にするために情報を得た。また、事実の発生や関係機関の対応における課題と考える対応策があれば、併せて提供依頼を行った。
  - また、①と②の内容を確認したうえ、書面だけでは確認しきれない情報などについては、市の関係部局の職員に対する外部の検証委員からのヒアリングも行われ、支援に関する具体的な行動や考えなどが聴取された。
  - なお、こうした対応は、本事案の特徴を踏まえつつ、過去の虐待死亡事例の検証のノウハウも活用したものである。
- ② 必要な情報をどのように得るかについての方針を定めていたか、(定めていた場合)

その方針はいつ、どのように話し合っただめたのか

- 先述のとおり、過去の死亡事例の際の情報収集をベースとしながら、外部検証組織である部会の意見も踏まえ、情報収集を行っている。
- ③ 定めた方針通りに情報を得たか
- 先述の通り、情報を得ている。
- ④ アンケート調査票・質問 20 および質問 21 で示した情報(別添参照)のうち、情報を求めなかったものがある場合、なぜ情報を求めなかったのか
- 本事例に関わりのあった機関に情報提供を求めているものである。
- ⑤ 情報を求めたにもかかわらず得られなかったものに関して、その理由は何と考えるか
- NA
- ⑥ 検証の際、死亡に至る時期からどこまでさかのぼって情報を得ようとしているか
- 【2. ①の質問との関係で、時間軸に関する質問】
- 本事例では、本市への転入前の自治体での支援状況も必要と判断した。なお、情報提供依頼の際は、先述のとおり期間を定めず、情報提供依頼を行った各関係機関が対象者の支援を開始した時点から全ての情報について提供を求めている(検証の対象となった直近の事案について言えば、こどもが生まれる前からの情報が得られた)。例えば、ケースによっては虐待をした親自身の生育歴や支援状況が虐待の要因分析の重要な情報となる場合もあるため、(死亡した)こどもの出生前、親がこどもの頃に児童相談所に相談したときの相談記録や、結婚前に生活保護を受給していた際の記録などまでさかのぼって情報を得る場合などもある。
- ⑦ 家族の情報はどこまで得ようとしているか【2. ①の質問との関係で、広がり軸に関する質問】
- 上述のとおり、親族や同居人、交友関係者も含めた幅広い情報の提供を求めている。
- ⑧ 情報はいつまで管理(参照できる状態)であるべきなのか【2. ①の質問との関係で、土台となる情報管理の問題に関する質問】
- 各機関のルールに基づいて定められており、当該ケースに対する死亡事案はいつ起こるかわからないため、外部が文書の保存年限の是非を関知するところではない。
3. 死亡事例等検証に用いる各種情報の収集について
- ① 死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題(別添の質問 20 に示

した関係機関別に、特に情報を得ることが困難と感ずる対象等)

- 警察・検察は、聞いても捜査状況を明らかにしない（できない）ため、児童が死亡した状況を詳しく把握することが難しく、公判により警察・検察が把握している情報が明らかになる場合もあるが、それを待っていると、具体的な検証作業に入るまで著しく時間が経ってしまう。
  - また、その他の関係機関についても、当事者の同意がない状況で、実際に情報提供してもらえるかどうか、提供してもらったとしても全ての情報が提供されているかどうかは知る由がなく、情報提供の可否と内容は相手方の判断次第でしかない。
- ② 死亡事例等検証に用いるための情報を得る上での困難さや課題（別添の質問 21 に示した情報の種類別に、特に情報を得ることが困難と感ずる対象等)
- 同上。
- ③ 関係機関から情報を得やすくするために行っている工夫
- 児童虐待防止法により、重大な虐待事案については地方自治体が検証を行うことが規定されていることのほか、児童福祉法（第 8 条第 5 項）の規定や個人情報の保護に関する法律の規定などを紹介し、検証の目的や情報収集を求める理由を直接説明したうえ、文書により依頼を行って協力を得られるように努めている。
- ④ 情報収集を円滑に行うポイント等、他所へのアドバイス
- 国への要望として、死亡事案に関する情報提供について、警察による捜査関係事項照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）のように、児童福祉法等に根拠があるため「正当な理由」があり守秘義務違反にならないということを、国が何らかの形で関係機関にわかるように明示していただきたい（現在は、地方自治体への技術的助言である「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に根拠法令の記載があるが、これはあくまで自治体向けの通知である）。
  - ヒアリングを依頼した際、本当に情報を出してもよいものだろうかと協力機関が不安になるようであれば気の毒であるし、協力機関の内部においても、情報を出すことが正当なことであると窓口担当者から上の立場の方に説明する必要もあると思う。そのような際に、根拠として明確なものがあれば安心感を持って対応できるものと思う。
  - なお、検証することを規定している児童虐待防止法においては、そもそも検証に関する情報収集の規定はないことから、国が法改正を行い、虐待重大事案の検証に関わる情報の収集・提供が問題ないという規定を追加することが必要と考えられる。

以上

## 謝辞

本調査研究事業の実施に際して、地方公共団体における児童虐待による死亡事例等検証に係る情報収集についてのアンケート調査にご回答いただきました全国の児童相談所設置主体の皆様、また、ヒアリング調査においてご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

さらに、本調査研究事業の検討委員会の委員としてご指導賜りました委員の皆様におかれましては、調査設計や分析・考察、報告書の作成に至るまで、ご助言やご指導をいただき心より感謝申し上げます。

## 免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本調査研究報告書は、こども家庭庁令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として、こども家庭庁成育局長・支援局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、こども家庭庁令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として、こども家庭庁成育局長・支援局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書の受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書の受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。



---

令和5年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

地方公共団体における児童虐待による  
死亡事例等の検証に係る情報収集に関する調査研究

令和6年（2024年）3月 発行  
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ

---

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.